

（仮称）第3期日野市
子どもの貧困対策に関する基本方針（案）

令和●年●月

日野市

目 次

第1章 基本方針策定にあたって

1 子どもの貧困について	1
2 基本方針の位置づけ	6
3 基本方針の期間	7
4 SDGs との関係	7

第2章 日野市の子どもを取り巻く現状と課題

1 日野市の現状	8
2 各種調査から見える状況について	28
3 日野市における子どもの貧困の重要課題	54
4 第2期基本方針の評価	56

第3章 基本的な考え方及び対策

1 目指すべき姿	65
2 成果指標と施策の構成	65
3 施策の体系	67
4 基本的な方向性	70

第4章 施策体系に基づく主な事業

1 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます	73
2 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります	77
3 子育て世帯や若者の経済的な安定を図ります	81
4 子育て家庭への支援強化と生活の質の向上に取り組めます	84
5 効果的な情報発信や、支援ネットワークを強化し、子どもや子育て 家庭が情報や支援につながるよう取り組めます	87

第5章 推進体制

1 基本方針の推進体制	90
2 進行管理	90
3 関係団体等の連携	91

資料編

1 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定経過	92
2 日野市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿	94
3 子どもの貧困対策の推進に関する法律・大綱のポイント	95

1 子どもの貧困について

(1) 基本方針策定の趣旨・背景

令和7年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、令和6年の日本の「相対的貧困率」は15.0%となっており、平成27年から横ばいの傾向が続いています。また、17歳以下の子どもの相対的貧困率については11.0%、その内、現役世代のひとり親世帯の相対的貧困率は44.7%となっており、平成30年から減少傾向です。国際社会での状況をみるとOECD加盟諸国の中では子どもの貧困率が38国中19位、ひとり親世帯の貧困率が38国中32位となっており、比較的貧困率が高い層に属している状況です。

国は、子どもの貧困が国全体に及ぶ重大な問題であるという認識のもと、各種法整備や施策の展開を行ってきました。法整備については、平成26年1月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同法律は令和6年6月「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とその名称が変更され、引き続き子どもの貧困対策の基礎として位置づけられています。その他、令和6年4月には「児童福祉法」が改正されるなど、様々な面から子どもと子育て家庭への支援に向けた取組が進展しつつあります。

施策の推進については、平成26年8月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、我が国における子どもの貧困対策の基本的な方針が打ち出されました。この大綱は、令和元年11月に見直しが行われ、現在は、令和5年12月に閣議決定された、こどもに関する施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」に統合されており、より広い視点から子どもの貧困対策が推進されています。

こうした中、平成27年、本市は東京都と連携して子どもとその保護者に対して「子どもの生活実態調査」及び「日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」(以下「貧困率の推計」とする)を行い、その結果等をもとに平成29年3月「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」(以下「基本方針」という)を策定しました。その後、令和4年には、社会状況や現状の変化などを踏まえた基本方針の見直しを行い同年10月「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」を策定し、方針に基づいて施策を推進してきました。また、この間、国の方針に即して、子どもの貧困対策のみならず、広く子どもの保育・教育や居場所づくり等、幅広い範囲にわたる施策の推進を目的として「ひのっ子若者みらいプラン」(第1期日野市こども計画/第3期日野市子ども・子育て支援事業計画)を策定し、各種施策を推進しています。

この度、令和4年以降の少子高齢化の加速やそれに伴う人口構造の変化、生活様式の多様化などの新しい社会状況を踏まえ、社会情勢や日野市の子ども達を取り巻く生活状況の変化の反映及び今後の日野市の子どもたちの未来を見据えた、新たな基本方針を策定しました。今後は、この基本方針に基づき、行政と地域が一体となって、子どもの貧困対策を推進していきます。

(2) 子どもの貧困の課題

子どもの貧困に関わる問題は、経済的困窮の面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含めた様々な問題が多面的かつ複合的に絡みあい発生しています。たとえば、家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が生じていることは、子どもの将来設計など人生全体に大きな影響を及ぼしたり、子どもの自己肯定感を高めることにも悪影響を及ぼしたりする可能性があります。

また、貧困の状況にある子どもや子育て当事者が、地域社会から疎外され、社会的孤立に陥る可能性があることも重要な課題となっています。こうしたことは、子どもの社会性が養われることを阻害し、将来に希望を持てない状況になったり、自ら望む人生を選択することができなくなったりするなどの影響をもたらす可能性があります。

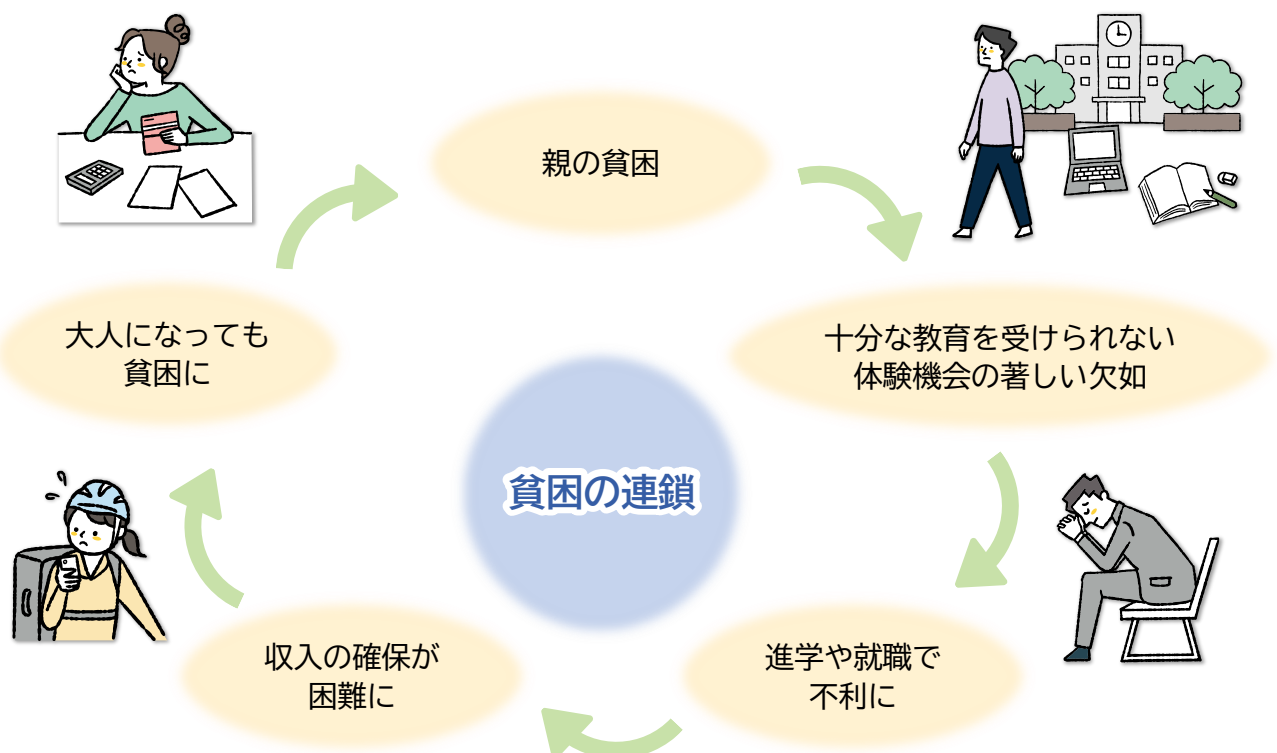
なお、こうした課題の解決を図るにあたっては、貧困の状況が世帯によって異なり、個々の状況に応じた支援が必要であるという点に留意することが重要です。また、支援を行うにあたっては、個別的な対応とならず、切れ目なく支援を提供できるよう、行政と様々な事業主体が垣根を超えて連携し、包括的に対応していくことが重要です。さらに、現在貧困の状態にある人への対策はもちろん、貧困の状態に陥らないようにする予防的な対策も視野に入れて支援を行っていく必要があります。

Pick Up 「絶対的貧困」と「相対的貧困」

「絶対的貧困」とは、国や地域の生活水準とは無関係に生きていくうえで必要最低限の生活水準が維持されていない状態をいいます。例えば、飢餓に苦しんで食べるものがない、住むところがない、十分な医療を受けることができない等、最低限の生活水準に達していない状態です。

一方「相対的貧困」とは、その国や地域の水準において、殆どの人々が享受している習慣や行為を行うことができない状態をいいます。「給食のない夏休み明け、体重が減っている」「用具が買えないため、クラブ活動に参加できない」「親が病気のために家事をしなければいけない」、このような子どもたちは相対的貧困の状態にある可能性があります。経済的な貧困だけではなく、体験機会の著しい欠如も、相対的貧困に該当することに注意が必要です。

体験機会の著しい欠如は子どもの自尊心や外向性、精神的な回復力の発達に影響が出るともいわれています。その為、将来的に本人の経済的な貧困につながる可能性も高く、さらには貧困が次の世代まで連鎖してしまう可能性もあります。この貧困の連鎖を断ち切る為にも、様々な分野からの多角的な子どもの貧困対策の推進が必要になります。



(3) 全国の子どもの相対的貧困率(※1)

国の子どもの相対的貧困率は、平成12年以降おおむね13～16%で推移しており、令和6年時点では11.0%（子どものおおよそ9～10人に1人）が貧困状態となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は9.0%となっていますが、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.7%となっており、大人が2人以上の世帯の6.7倍と非常に高い水準となっています。（※2）

区分	平成 12年	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年		令和 3年	令和 6年
							従来基準	新基準 (※3)		
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%	15.7%	15.4%	15.0%
子どもの相対的貧困率 (※4)	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%	11.5%	11.0%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%	10.6%	9.0%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%	44.5%	44.7%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%	11.2%	8.6%	6.7%
等価可処分所得（名目値） 単位：万円										
中央値（a）	274	260	254	250	244	244	253	248	254	277
貧困線（a/2）	137	130	127	125	122	122	127	124	127	138

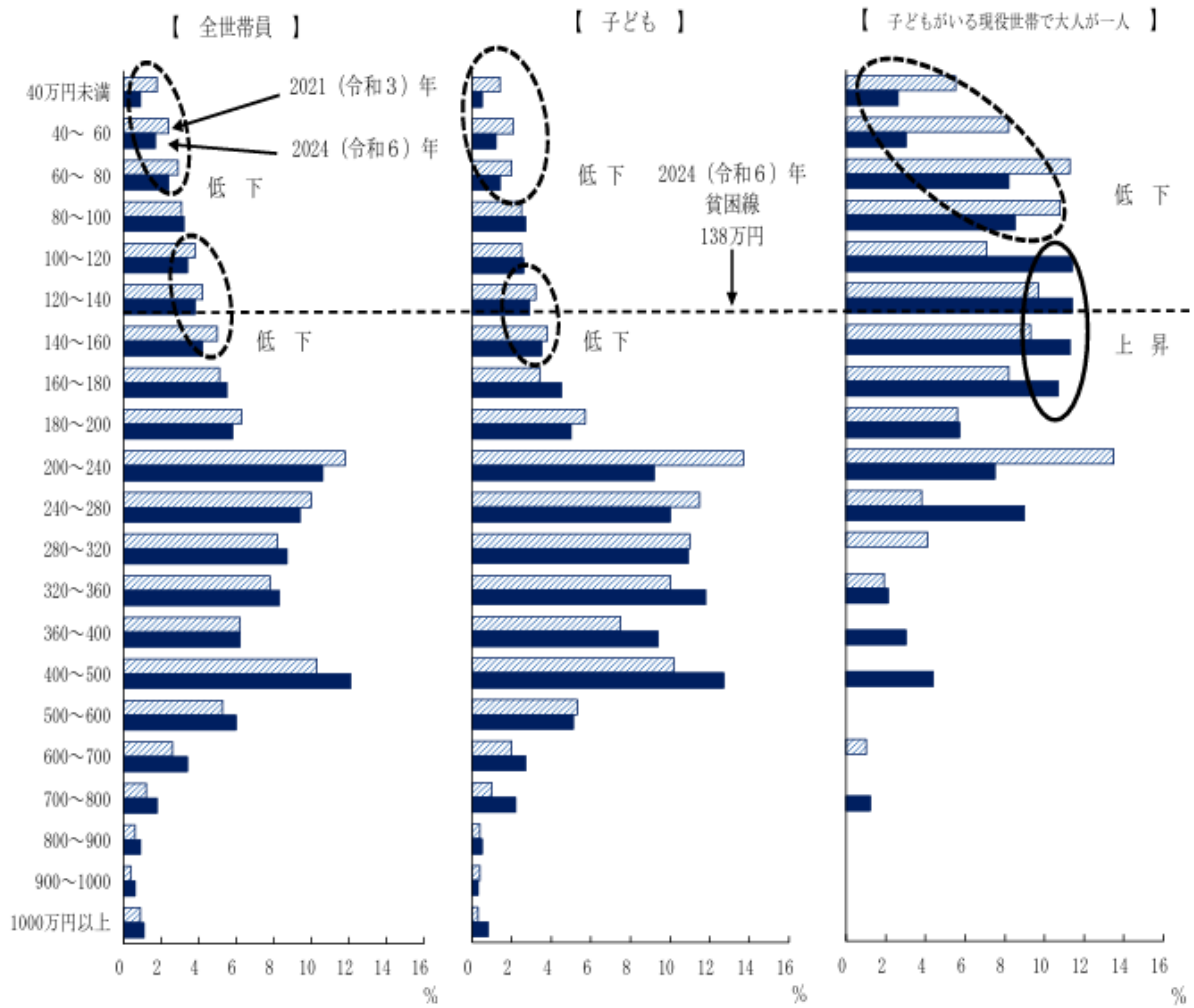
- ※1 全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により実施した、国民生活基礎調査によるもので、都道府県別の数値は算出されていません。
- ※2 大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。
- ※3 「新基準」は、平成30年にOECDの所得定義の新たな基準（平成27年改訂）に基づき修正されたもので、以降は新基準のみでの算出。変更内容は、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものに変更されました。
- ※4 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合です。

Pick Up 相対的貧困率の算出方法

相対的貧困率は、以下の手順で算出します。

- ・各世帯の等価可処分所得を算出します。等価可処分所得とは、世帯の総所得から拠出金・掛金（所属税・住民税・固定資産税・自動車税・年金保険料等）を差し引いた金額を、世帯人数の平方根で割った値となります。
- ・等価可処分所得を金額が多い順に並べ、その「中央値」を算出します。
- ・中央値の1／2の値を貧困線として設定します。
- ・貧困線を下回る等価可処分所得の世帯の割合を相対的貧困率とします。なお、令和6年における貧困線は138万円となっています。

等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布

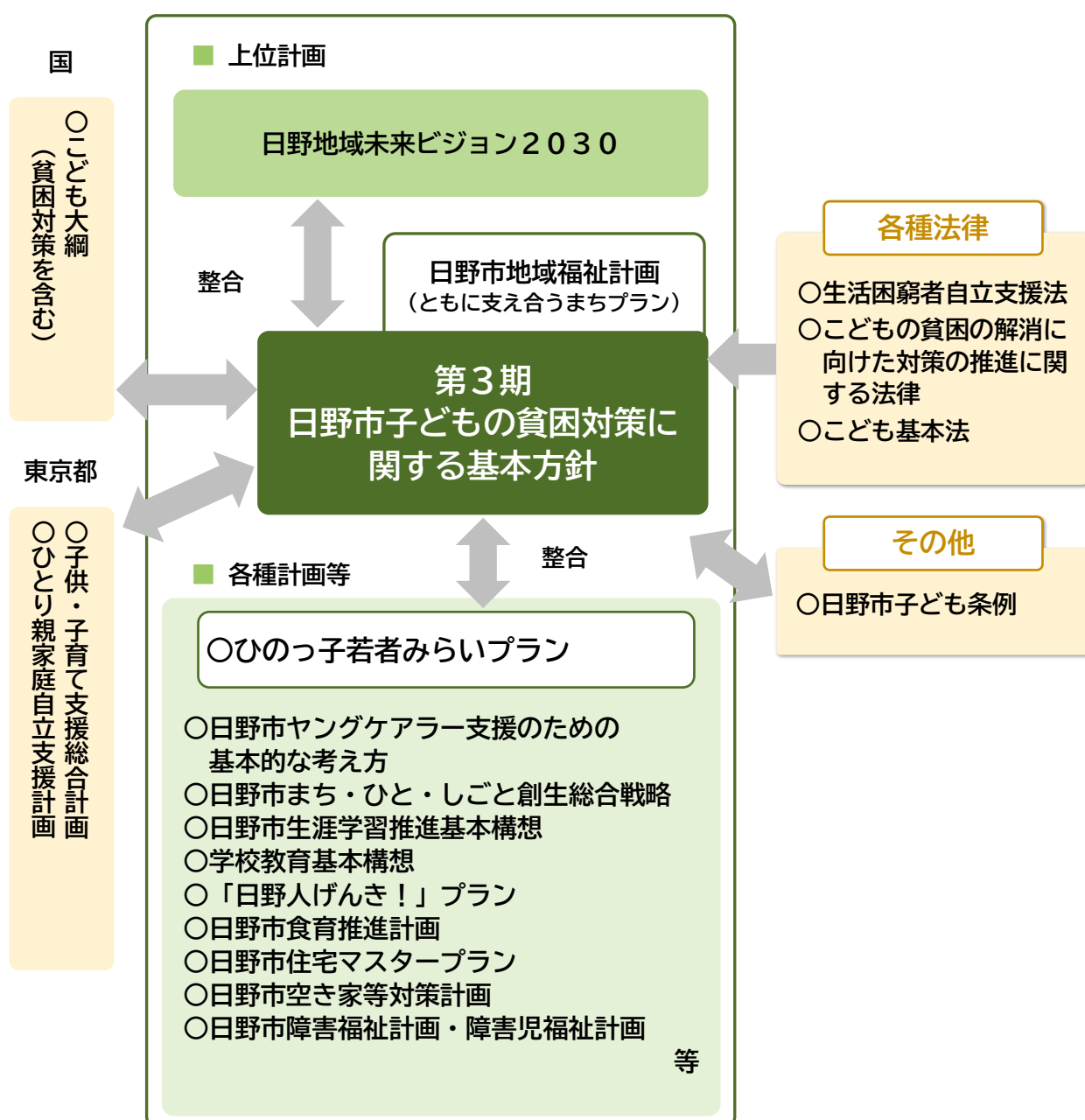


厚生労働省「令和7年 国民生活基礎調査」

2 基本方針の位置付け

本基本方針は、法、国、東京都の動向を踏まえながら、本市の最上位計画である「日野地域未来ビジョン2030」をはじめ、「ひのっ子若者みらいプラン（第1期日野市子ども計画／第3期日野市子ども・子育て支援事業計画）」や「日野市地域福祉計画（ともに支え合うまちプラン）」等の各種関連計画に考え方を反映していくものです。

計画期間は令和9～11年度とし、対象は幼児期、学童期及び思春期の子ども、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。



3 基本方針の期間

本基本方針の期間については、本基本方針と関連が深い「ひのっ子若者みらいプラン（第1期日野市こども計画／第3期日野市子ども・子育て支援事業計画）」の計画期間を勘案し、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。令和12年度からは、「ひのっ子若者みらいプラン」と一体化します。

期間（年度）																	
令和5 2023		令和6 2024		令和7 2025		令和8 2026		令和9 2027		令和10 2028		令和11 2029		令和12 2030		令和13 2031	
日 野 市	新！ひのっ子 すくすくプラン		ひのっ子若者みらいプラン										ひのっ子若者みらい プランと一体化				
	第2期日野市子どもの 貧困対策に関する基本方針						第3期日野市子どもの 貧困対策に関する基本方針										
都	第2期 計画		東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）										次期計画				

4 SDG s との関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において示された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

SDGsの目指す『「誰一人として取り残さない」社会の実現』は、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域」の実現を目指す「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の方向性と共通しています。本基本方針においては、以下が関連する目標であると捉えています。



17の目標のうち、本基本方針に特に関連する目標

1 貧困をなくそう 	「1. 貧困を無くそう」 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	5 ジェンダー平等を実現しよう 	「5. ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
2 飢餓をゼロに 	「2. 飢餓をゼロに」 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	8 働きがいも経済成長も 	「8. 働きがいも経済成長も」 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	「3. すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	16 平和と公正をすべての人に 	「16. 平和と公正をすべての人に」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
4 質の高い教育をみんなに 	「4. 質の高い教育をみんなに」 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

1 日野市の現状

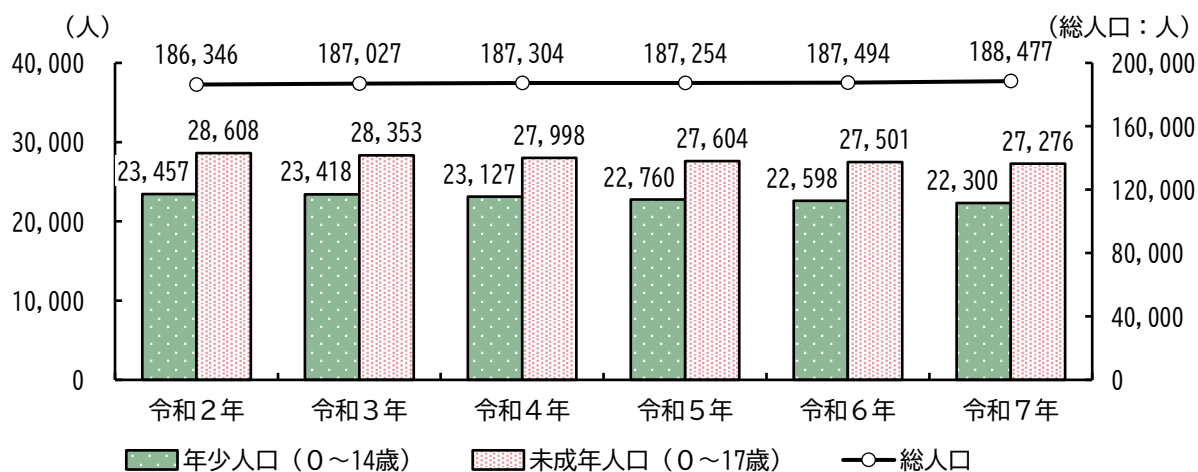
(1) 日野市の人口・世帯等の状況について

① 総人口、年少人口及び未成年人口

本市の総人口は令和2年に186,346人でしたが、令和7年には2,131人増えて188,477人となり、増加傾向が続いています。一方、年少人口（0～14歳）と未成年人口（0～17歳）は令和2年から減少しており、令和7年における年少人口は22,300人、未成年人口は27,276人となっています。

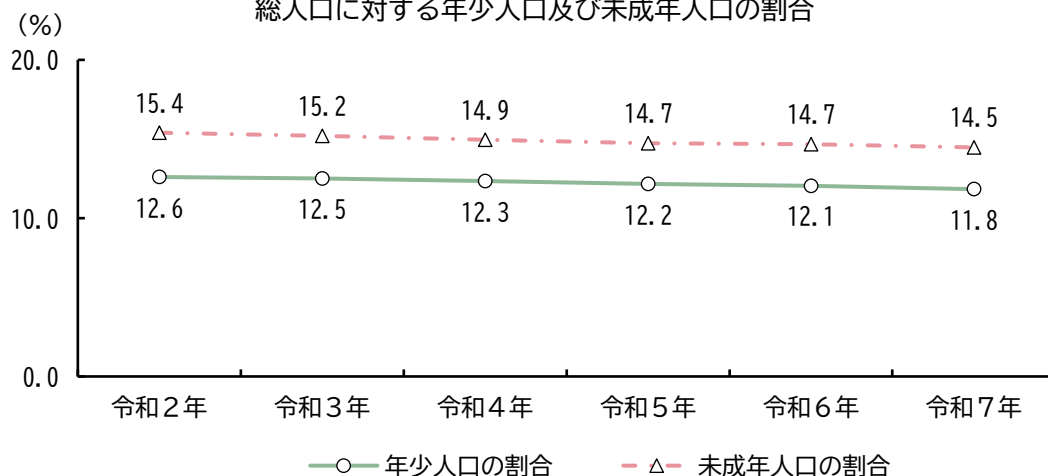
総人口に対する年少人口と未成年人口の割合は、年少人口、未成年人口ともに令和2年から令和7年にかけて減少しており、年少人口は令和7年に11.8%、未成年人口は14.5%となっています。

日野市の総人口、年少人口及び未成年人口の推移



資料：日野市市民窓口課（各年1月1日の数値）

総人口に対する年少人口及び未成年人口の割合



資料：日野市市民窓口課（各年1月1日の数値）

② 生活保護の状況（その１）

本市の世帯数は令和２年度から令和７年度で4,773世帯増加し、令和７年度は95,988世帯となっています。また、被保護世帯数についても高齢化の進展などにより、生活保護を受給する世帯は年々増加しており、令和２年度は2,187世帯でしたが、令和７年度には2,382世帯へと約1.1倍に増え、保護率（※）は1.51%となっています。

日野市の世帯数における生活保護世帯数及びその保護率の推移

単位：世帯、人、％

	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
日野市世帯数（世帯）	91,215	91,915	92,822	93,602	93,602	95,988
日野市人口（人）	187,048	187,060	187,180	187,617	187,617	189,382
被保護世帯数（世帯）	2,187	2,217	2,277	2,332	2,340	2,382
被保護者数（人）	2,771	2,782	2,831	2,866	2,829	2,857
保護率（％）※	1.481	1.487	1.512	1.528	1.508	1.509

※保護率は被保護者数／人口で算出

資料：日野市生活福祉課（数値は各年度末）

③ 生活保護の状況（その２）

本市の被保護世帯数が年々増加している一方で、被保護世帯のうちひとり親世帯数の割合は、令和２年度以降年々減少しています。

18歳未満の生活保護を受給している方の人数は、年々減少しており、令和７年では205人となっています。「未成年人口のうち18歳未満の被保護者の割合」をみると、令和７年で0.76%となっています。

日野市の被保護世帯におけるひとり親世帯数と割合

18歳未満の被保護者数及び未成年人口のうち18歳未満の被保護者の割合の推移

単位：世帯、人、％

	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
被保護世帯数（世帯）	2,120	2,183	2,264	2,315	2,357	2,382
ひとり親世帯数（世帯）	120	115	110	103	96	93
母子世帯数（世帯）	117	112	105	100	94	90
父子世帯数（世帯）	3	3	5	3	2	3
ひとり親世帯の割合（％）	5.6	5.7	5.3	4.9	4.4	4.1
母子世帯の割合（％）	5.5	5.1	4.6	4.3	4.0	3.8
父子世帯の割合（％）	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
18歳未満の被保護者数（人）	280	258	243	229	208	205
18歳未満人口 ※日野市全体（人）	28,624	28,122	27,793	27,538	27,415	27,151
未成年人口のうち18歳未満の被保護者の割合（％）	0.98	0.92	0.87	0.83	0.76	0.76

※数値は小数点第２位で四捨五入しているため、合計の割合が合わない場合があります。

資料：日野市生活福祉課（数値は各年７月時点）、

18歳未満人口の数値は日野市市民窓口課（数値は各年８月１日時点）

Pick Up 「生活保護」とは？

日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、ケガや、病気、失業や離婚など、様々な事情で生活に困った場合に最低限度の生活を保障するとともに世帯の自立を助長する制度です。保護を受けることで差別されたり、不利益な扱いを受けたりすることはありません。

生活保護の種類

- ・生活扶助
- ・住宅扶助
- ・教育扶助
- ・介護扶助
- ・医療扶助
- ・出産扶助
- ・生業扶助
- ・葬祭扶助

—日本国憲法第 25 条—

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

《担当課：セーフティネットコールセンター、生活福祉課》

※生活にお困りの方は、

市役所 2 階セーフティネットコールセンターへご相談ください。

(2) 日野市の子どもについて

① 日野市の子どもの相対的貧困率

本市の相対的貧困率は、全年齢層で15.7%と推計されます。日野市の約6人に1人が相対的貧困の状況にあるという推計になります。具体的には、日野市の総人口を基にすると、約30,000人が相対的貧困の状況にあると推計されます。

また、17歳以下の子どもの相対的貧困率は日野市全体では8.4%と子どもの約12人に1人が相対的貧困の状況にあるという推計となります。日野市の未成年人口を基にすると、約2,300人が相対的貧困の状況にあると推計されます。

前回（令和2年）調査時の6.3%より増加しています。

これらの数値を令和6年の国の数値と比べると、全年齢の相対的貧困率は同様の割合となっており、子どもの相対的貧困率については2.6ポイント少なくなっています。

日野市の子どもの相対的貧困率

	日野市		国（参考）	
	今回（令和6年） （※4）	前回（令和2年） （※5）	令和6年 （※6）	令和3年 （※7）
相対的貧困率	15.7%	12.3%	15.0%	15.4%
子どもの相対的貧困率（※1）	8.4%	6.3%	11.0%	11.5%
18～64歳の大人が1人の世帯の 世帯員の相対的貧困率（※2）	42.2%	33.9%	44.7%	44.5%
相対的貧困線（貧困基準）（※3）	138.1万円	127.6万円	138万円	127万円

- ※1 子どもの定義は0～17歳。17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合
- ※2 0～17歳以下の子どもと18～64歳以下の大人1人によって構成される世帯
- ※3 厚生労働省「令和3年国民生活基礎調査」における貧困基準（等価可処分所得＝127万円）をCPI（総務省統計局「2020(令和2)年基準消費者物価指数長期時系列データ品目別価格指数全国年平均（総合）」）によって調整した値（年間138.1万円）を日野市の貧困基準とし、等価可処分所得がこの貧困基準より低い世帯を「相対的貧困」と定義した。
- ※4 「令和7年度日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」（令和6年の税務・所得データを用いた推計）
- ※5 「令和3年度日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」（令和2年の税務・所得データを用いた推計）
- ※6 厚生労働省「令和7年国民生活基礎調査」
- ※7 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

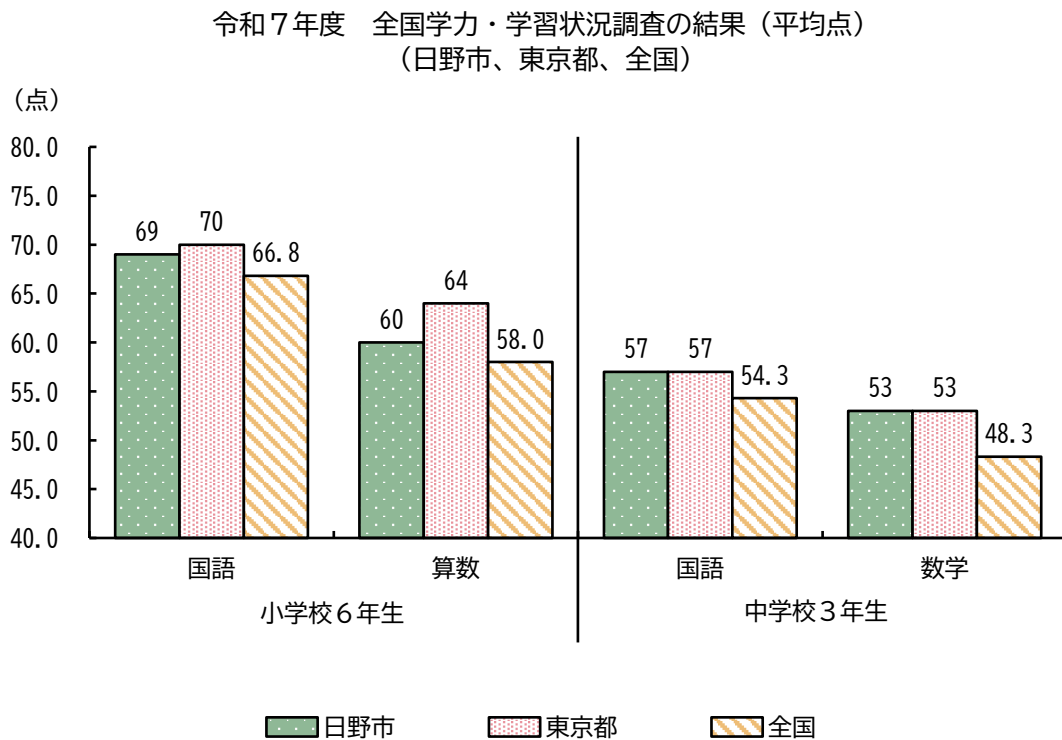
資料：日野市セーフティネットコールセンター

② 日野市の学力・学習状況

令和7年度の全国学力・学習状況調査の結果において、本市は小学6年生では各科目とも全国平均を上回り、東京都平均よりやや低くなっています。

中学3年生では、各科目とも全国平均を上回り、東京都平均とは同等の結果となっています。

子どもたちが、学校の成績や学力が低いことが理由で進路の選択の幅を狭めてしまうことは、将来的に、貧困状態に陥る一因にもなりかねません。様々な支援により子どもたちが不足なく学ぶことのできる環境を整備していくことが求められます。



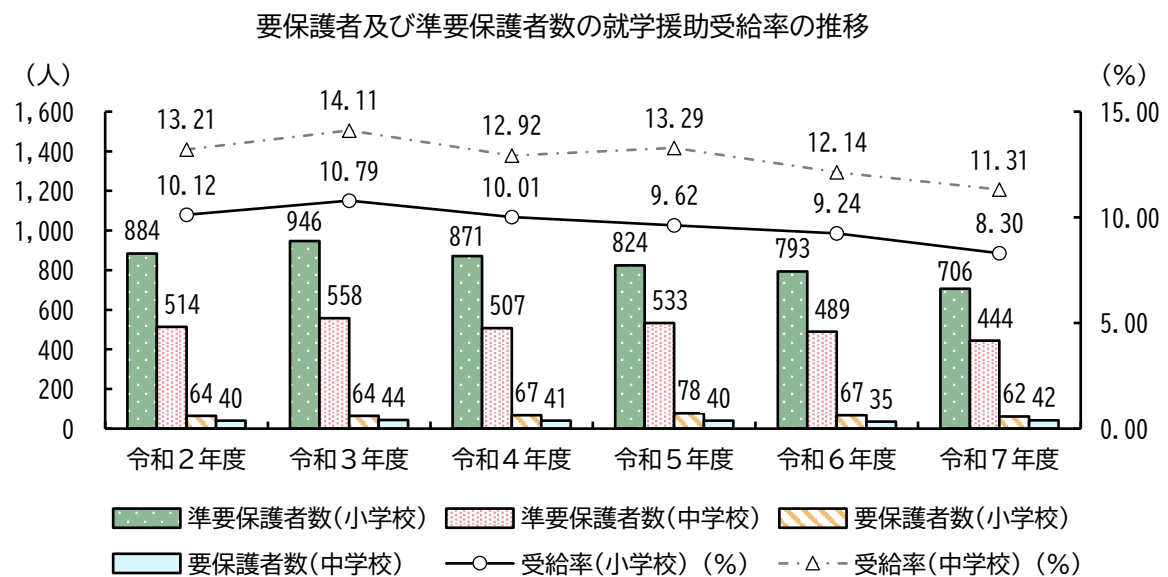
資料：日野市教育指導課

③ 要保護者及び準要保護者の人数及び就学援助受給率

準要保護者数は、小学校、中学校とも減少傾向で推移しており、要保護者数は横ばいとなっています。

また、令和7年度の小学校の要保護者数は62人、準要保護者数は706人となり、中学校の要保護者数は42人、準要保護者数は444人となっています。

就学援助受給率は、小学校・中学校ともにやや減少傾向で推移しており、令和7年度では小学校で8.30%、中学校で11.31%となっています。



資料：日野市庶務課

Pick Up 「要保護者」「準要保護者」とは？

経済的理由により就学困難な児童及び生徒のいる家庭のことで、主に生活保護を受けている家庭のことを要保護対象の家庭としています。

生活保護は受けていないがそれに準ずる家庭や、児童扶養手当を受けている家庭のことを準要保護対象の家庭としています。

なお、これらの家庭に対して給食費や修学旅行費など、就学に必要な援助を行う制度を就学援助制度といいます。

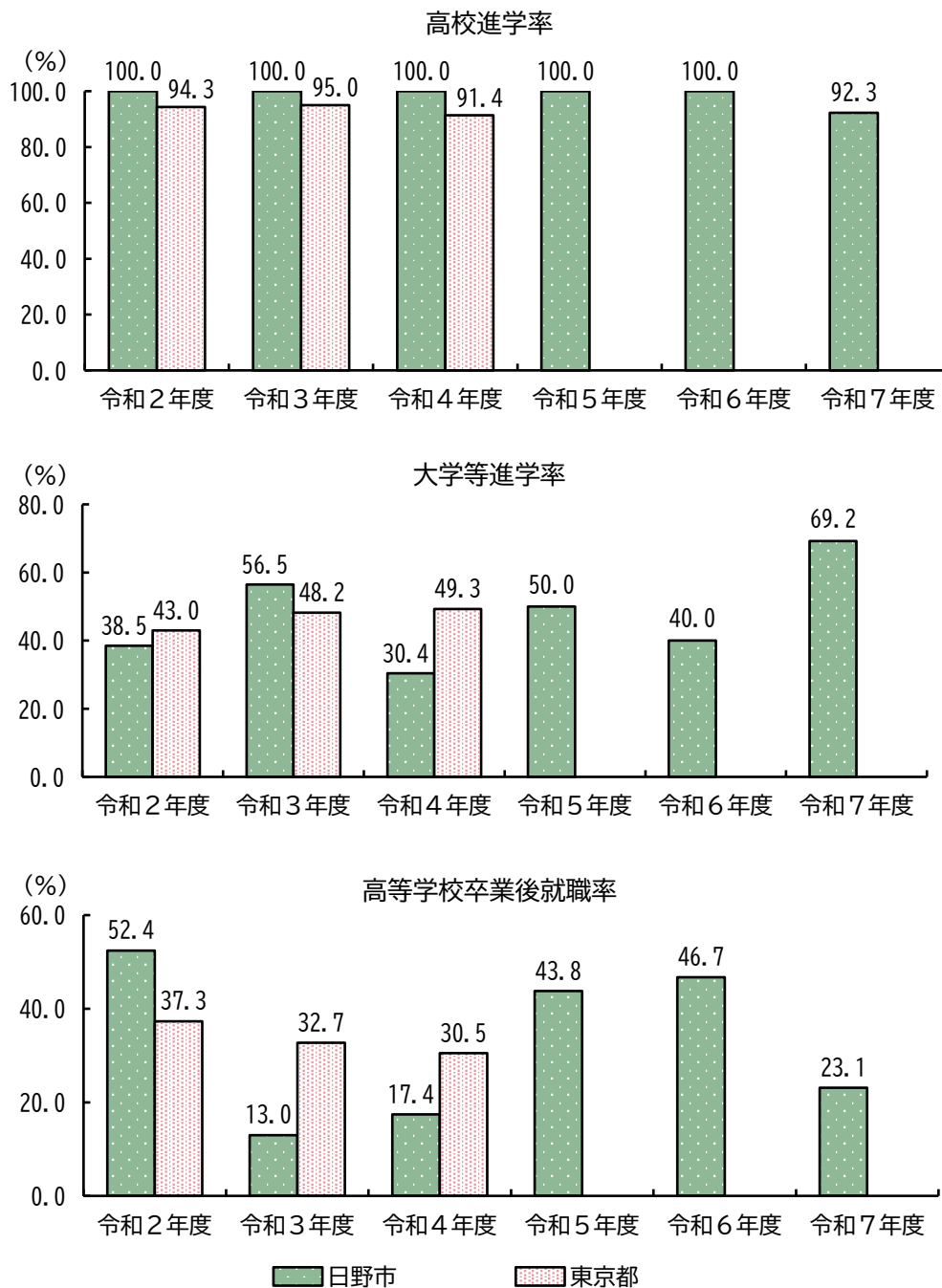
《担当課：庶務課》

④ 生活保護世帯の子どもの進学率及び就職率

本市の生活保護世帯の子どもの高校進学率は、令和2年度～令和6年度は100%でしたが、令和7年度では92.3%(12/13人)と少し低くなっています。大学等進学率は、令和2年度は38.5%(10/26人)でしたが、令和7年度には69.2%(9/13人)が大学等に進学しています。

また、高校卒業後に就職した割合は増減を繰り返しており、令和7年度では23.1%(3/13人)と比較的低くなっています。

生活保護世帯の子どもの進学率及び就職率の推移



資料：日野市生活福祉課（数値は各前年度末）、
東京都は厚生労働省社会・援護局調べ（令和5年度以降データなし）

⑤ 日野市の小中学校におけるいじめ・不登校の状況

日野市の小学校におけるいじめの認知件数は年々増加しており、令和6年度には900件を超えています。一方、中学校におけるいじめの認知件数は年々減少しています。令和7年度は小学校で939件、中学校で171件となっています。

また、不登校件数については小学校、中学校ともに増加傾向となっており、令和7年度には小学校で233件、中学校で381件となっています。

※調査における「いじめの認知件数」は、単に「発生したいじめの数」を表すものではありません。教育現場において、この数字は「学校がいじめを隠さず、初期段階でどれだけ積極的に見つけ出せたか（発見・把握の度合い）」という意味を持っています。認知件数が多い学校は「いじめを初期段階から積極的に見つけ、解消へのスタートラインに立っている」と肯定的に評価できます。

日野市の小中学校におけるいじめの認知件数・不登校件数

単位：件

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
いじめ	小学校	793	916	939
	中学校	307	209	171
不登校	小学校	207	233	233
	中学校	305	360	381

資料：日野市教育指導課（各年度末現時点）

Pick Up いじめの定義、不登校の定義

◆いじめの定義は平成25年、「いじめ防止対策推進法」により定義されました。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

と定められており、いじめの定義がより広くなっています。なお、いじめの定義が法改正後、少しずつ浸透したことにより、積極的にいじめを認知するようになっていることが件数の増加につながっていると考えられます。

◆不登校の定義は平成28年、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により定義されました。

相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいうこと。

と定められています。

⑥ スクールソーシャルワーカーの配置人数及び相談件数

スクールソーシャルワーカーは、段階的に配置を進め、令和6年度以降は7人体制となっており、市内の全ての小学校、中学校に配置されています。相談件数は、小学校・中学校ともに増減を繰り返しており、令和7年度には小学校で134件、中学校で123件となっています。

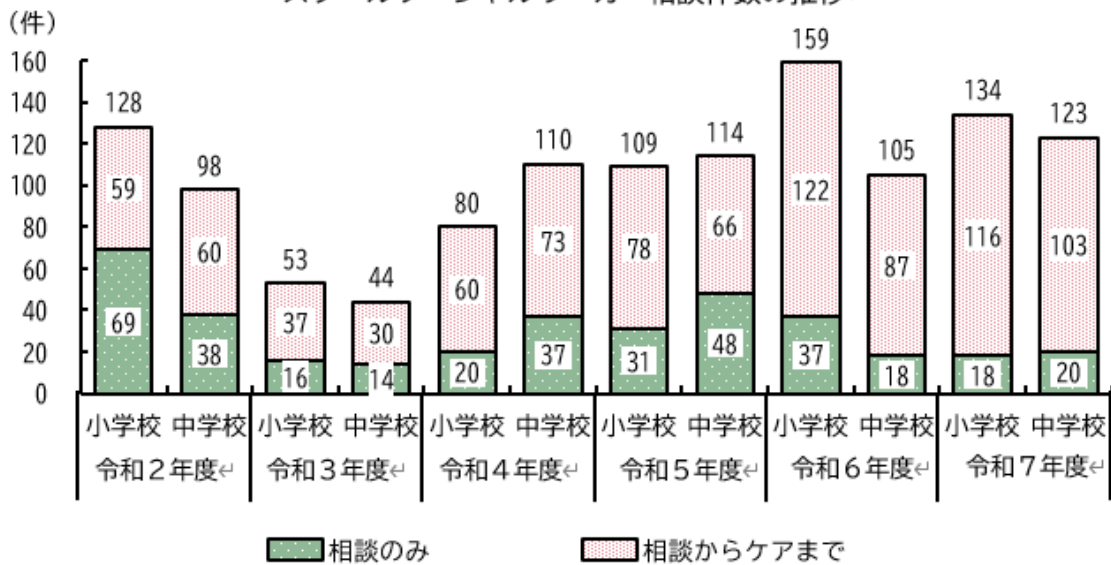
スクールソーシャルワーカー配置人数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配置人数	4	4	5	6	7	7

資料：日野市発達・教育支援課

スクールソーシャルワーカー相談件数の推移



資料：日野市発達・教育支援課

Pick Up 「スクールソーシャルワーカー」とは？

スクールソーシャルワーカー（SSW）とは、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格をもち、個々の子どもたちのニーズに応じて支援を行う専門職員です。

不登校や登校渋り、学校だけでは対応が難しいケースに対し、児童・生徒の全体像や背景にある家庭環境の課題などについて整理し、児童・生徒の力に合わせた生活支援ができるよう福祉の視点をもって取り組んでいます。

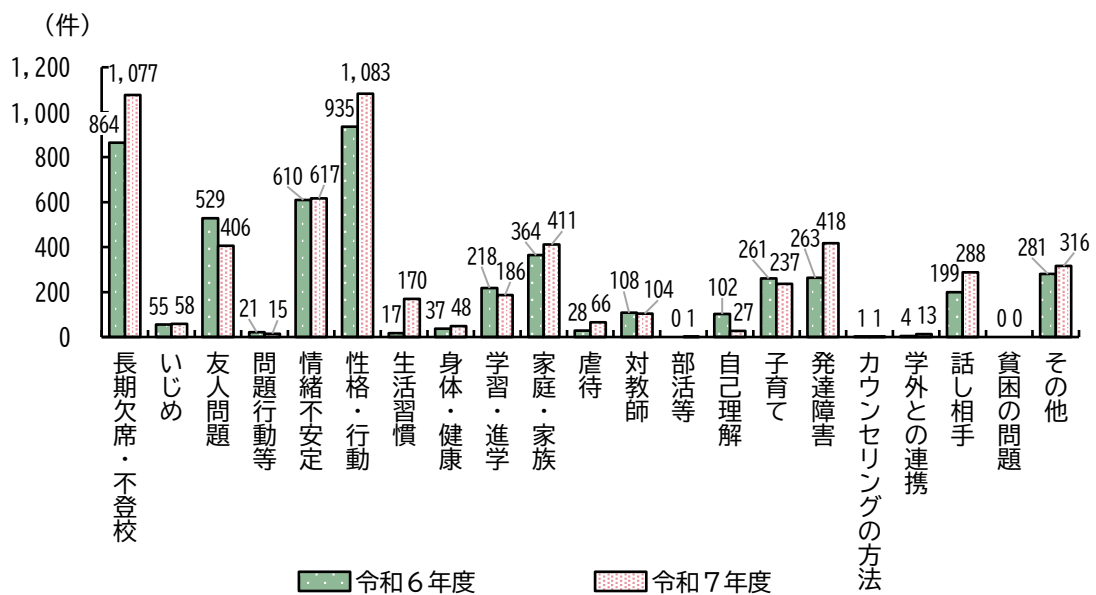
《担当課：発達・教育支援課》

⑦ 小・中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談

令和6年度と令和7年度の相談件数について、小学校では「長期欠席・不登校」「性格・行動」「生活習慣」「発達障害」の項目で100件以上増加、中学校では「長期欠席・不登校」「学習・進学」の項目で100件以上増加しています。

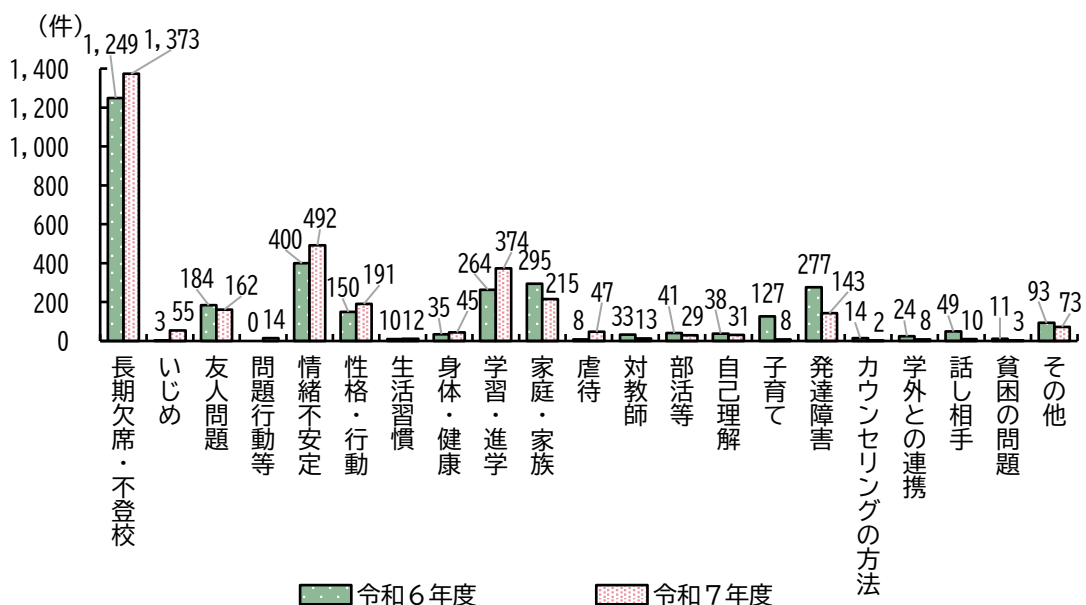
相談内容について、小学校では各年度とも「性格・行動」「長期欠席・不登校」、「情緒不安定」、「友人問題」、「家庭・家族」についての相談件数が多くなっています。また、中学校でも「長期欠席・不登校」、「情緒不安定」、「学習・進学」の相談件数が多くなっています。

小学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談内容とその件数



資料：日野市教育指導課

中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談内容とその件数



資料：日野市教育指導課

小学校・中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談内容とその件数及び割合

単位：件、％

相談内容	小学校				中学校			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
長期欠席・不登校	864	17.6	1,077	19.4	1,249	37.8	1,373	41.6
いじめ	55	1.1	58	1.0	3	0.1	55	1.7
友人問題	529	10.8	406	7.3	184	5.6	162	4.9
問題行動等	21	0.4	15	0.3	0	0.0	14	0.4
情緒不安定	610	12.5	617	11.1	400	12.1	492	14.9
性格・行動	935	19.1	1,083	19.5	150	4.5	191	5.8
生活習慣	17	0.3	170	3.1	10	0.3	12	0.4
身体・健康	37	0.8	48	0.9	35	1.1	45	1.4
学習・進学	218	4.5	186	3.4	264	8.0	374	11.3
家庭・家族	364	7.4	411	7.4	295	8.9	215	6.5
虐待	28	0.6	66	1.2	8	0.2	47	1.4
対教師	108	2.2	104	1.9	33	1.0	13	0.4
部活等	0	0.0	1	0.0	41	1.2	29	0.9
自己理解	102	2.1	27	0.5	38	1.1	31	0.9
子育て	261	5.3	237	4.3	127	3.8	8	0.2
発達障害	263	5.4	418	7.5	277	8.4	143	4.3
カウンセリングの方法	1	0.0	1	0.0	14	0.4	2	0.1
学外との連携	4	0.1	13	0.2	24	0.7	8	0.2
話し相手	199	4.1	288	5.2	49	1.5	10	0.3
貧困の問題	0	0.0	0	0.0	11	0.3	3	0.1
その他	281	5.7	316	5.7	93	2.8	73	2.2
合計	4,897	100.0	5,542	100.0	3,305	100.0	3,300	100.0

※相談件数のうち、相談者については、児童生徒、教職員、保護者、その他を含む。

資料：日野市教育指導課

Pick Up 「スクールカウンセラー」とは？

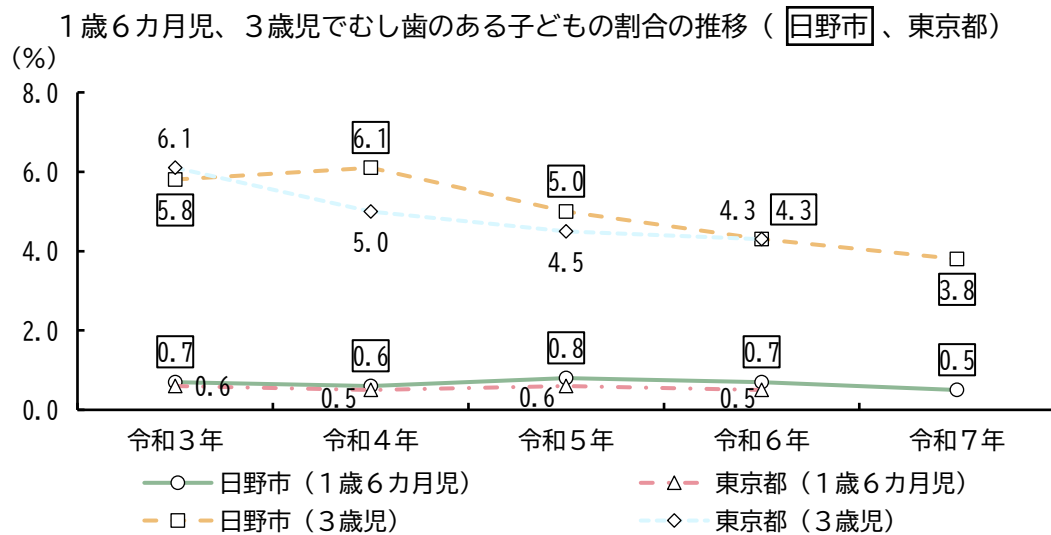
スクールカウンセラーとは一般的に、公認心理師、臨床心理士、精神科医等の資格を持つ学校に配置される心理の専門職員のことです。児童・生徒や保護者の心理・内面に焦点を当ててカウンセリングを行い、個々の悩みや問題の解決に向けた支援を行っています。

《担当課：教育指導課(旧学校課)》

⑧ むし歯のある子どもの割合

本市の1歳6カ月児でむし歯がある子どもの割合は1.0%以下を維持しています。
また、3歳児でむし歯のある子どもの割合は減少傾向となっています。

中学生では過去6年間で見ると、むし歯に未処置歯のある者の割合が変動しつつも令和7年では5.7%と減少傾向になっています。



資料：日野市健康課
東京都 1歳6か月児と3歳児 令和7年データ未公表

市内中学校における歯科健診受診者数、むし歯のある者及びむし歯に未処置歯のある者の割合
(中学1年生)

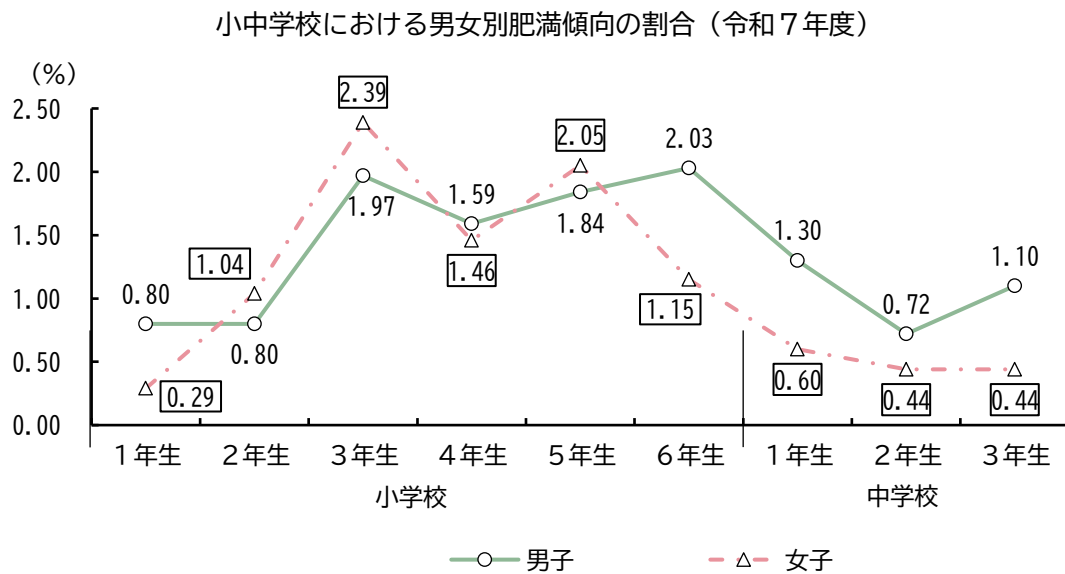
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受診者数（人）		1,357	1,382	1,392	1,427	1,373	1,343
乳歯又は永久歯に むし歯のある者（人）	処置完了者	204	227	169	180	253	211
	未処置歯のある者	103	101	87	113	100	77
むし歯に未処置歯のある者の割合（％）		7.6	7.3	6.3	7.9	7.3	5.7

資料：日野市学務課

⑨ 小学校、中学校における男女別肥満傾向の割合

小学校、中学校で行われている定期健診で、肥満傾向について学校医が特に注意を要すると判断（BMI値などではなく、学校医の判断による）した児童・生徒は、小学校では女子は3年生、男子は6年生で割合が高くなっています。特に、6年生では男子は2.03%と、女子の1.15%に対して約1.8倍高くなっています。

また、中学校では女子が全学年を通して1.0%未満と肥満傾向の生徒は少ない状況です。また、男子は全学年を通して女子の割合より高く、男子の方が肥満傾向にあります。



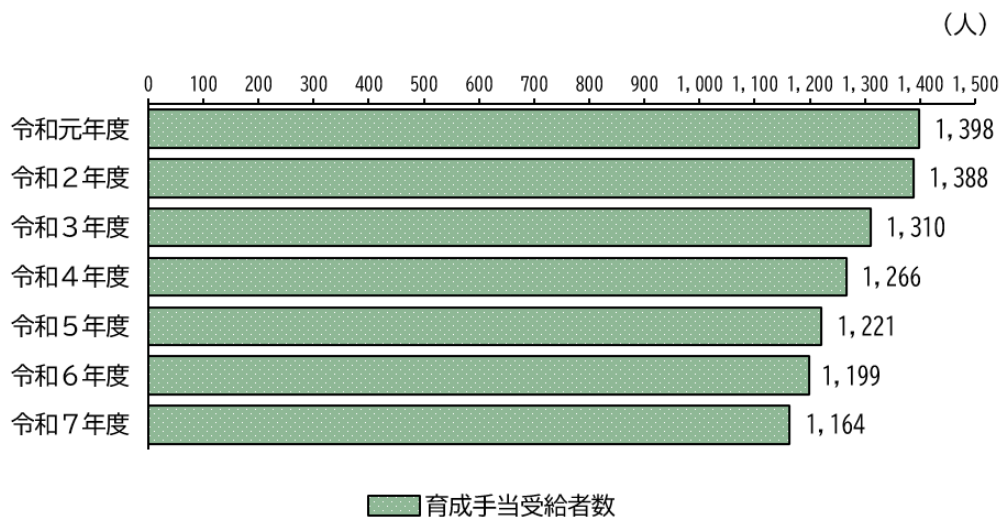
(3) 経済状況や保護者の状況について

① 児童育成手当、児童扶養手当の受給者数

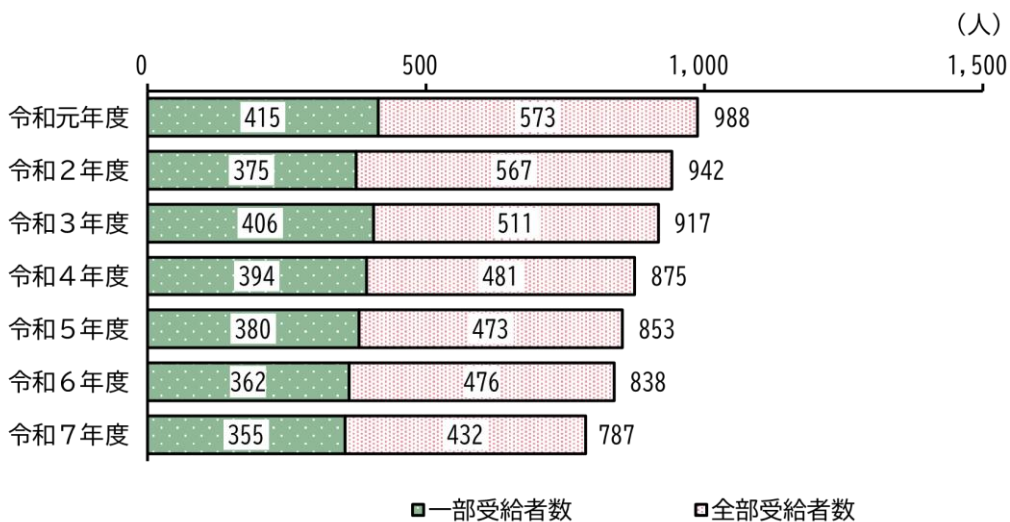
令和元年度から令和7年度にかけての児童育成手当、児童扶養手当の受給者数をみると、年々減少しています。

児童扶養手当を受給している人の就労状況については、「正社員」が46%と最も多く、続いて「パート・アルバイト」が25%となっています。その他、「無職」が7%、「派遣社員」が6%、「自営」が6%となっています。

児童育成手当受給者数の推移

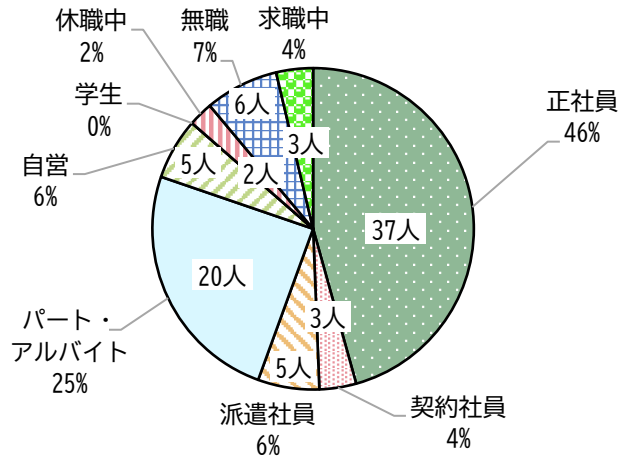


児童扶養手当受給者数の推移



資料：日野市子育て課

令和7年度児童扶養手当受給者の就労状況



資料：日野市セーフティネットコールセンター

Pick Up 「児童扶養手当」「児童育成手当」とは？

国制度の児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童に支給される手当です。

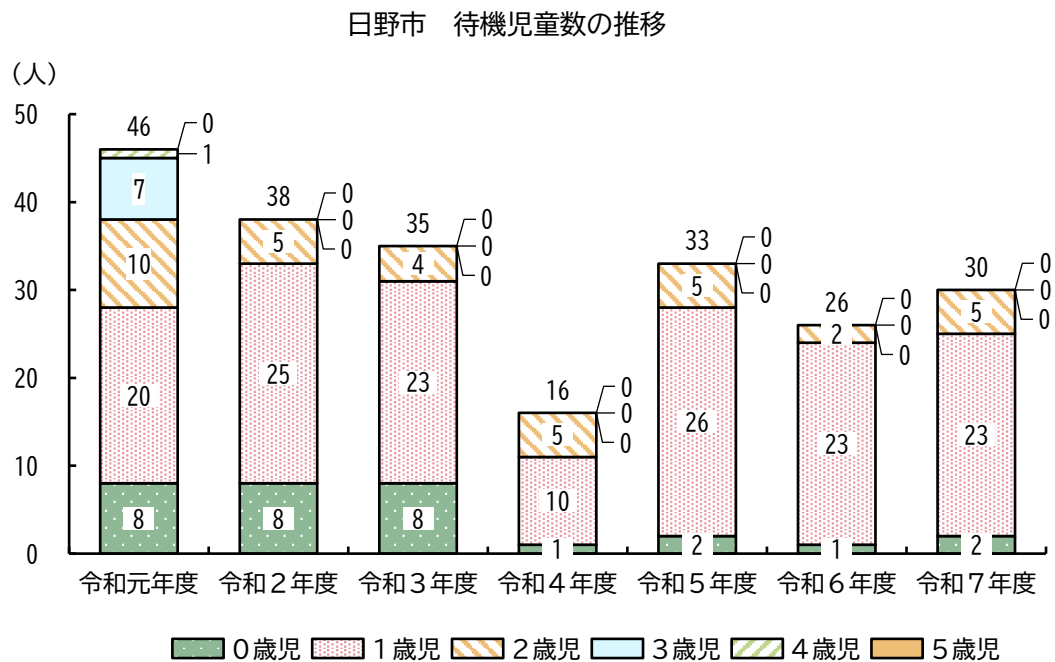
都制度の児童育成手当は、ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給するもので、障害手当と育成手当から構成されています。要件があれば、両方とも受給できます。

《担当課：子育て課》

② 待機児童数の推移

待機児童の総数は、令和5年度以降増減を繰り返しており、令和7年度では30人となっています。

年齢別にみると、令和2年度以降「3歳児」以上は0人となっており、どの年度でも「1歳児」の割合が最も大きくなっています。



※5歳児はすべての年度で0人であるため、数値は表記しない

資料：日野市保育課（数値は各年度4月1日時点）

③ 認可保育施設の利用時間、定員数と延長保育利用者数

本市の保育施設の基本の保育時間は、7:00～18:00の11時間です（至誠いしだ保育園、至誠ひの宿保育園、万願寺保育園、わらべ日野市役所東保育園、わらべ豊田駅南口保育園は7:15～18:15、百草台幼稚園は7:30～18:30）

令和7年度現在の保育施設数は小規模保育事業、認定こども園を含めて47か所あり、そのうち定員数が100人以上の保育施設は27か所となっています。延長時間を設けている保育施設は44か所で、ほとんどが18:00～19:00、18:00～20:00の時間帯で延長対応しています。また、1日当たりの延長保育の利用者数は2,000人前後となっています。

市内の延長時間別保育所数（令和7年度）

延長時間	保育施設数（か所）
18:00～19:00	20
18:00～20:00	19
18:15～19:00	2
18:15～19:15	1
18:15～19:30	2
なし	3

資料：日野市保育課

1日あたりの延長保育実利用者数の推移

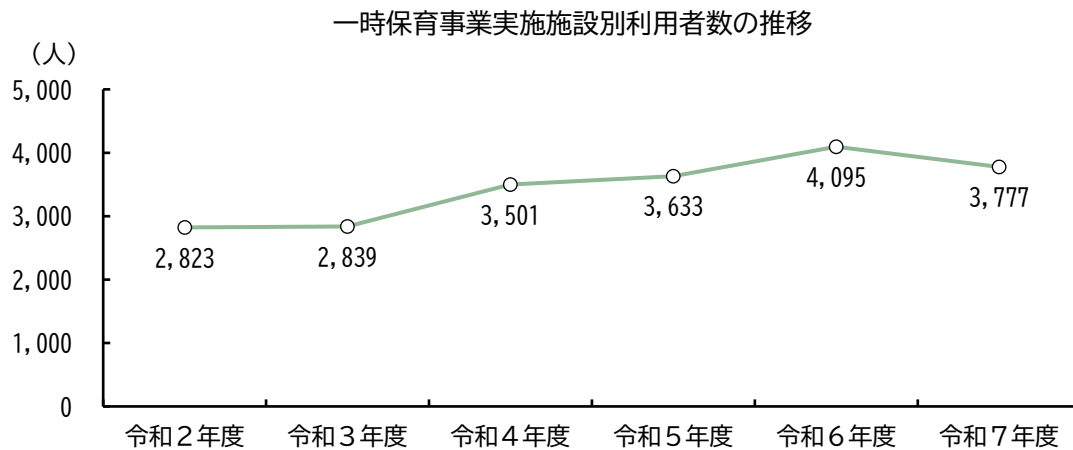
単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間実利用者数 （公立・私立合計）	2,143	2,304	1,842	2,036	2,041	1,838
月間実利用者数 （公立・私立合計）	179	192	154	170	170	153

資料：日野市保育課

④ 一時保育事業実施施設別利用者数

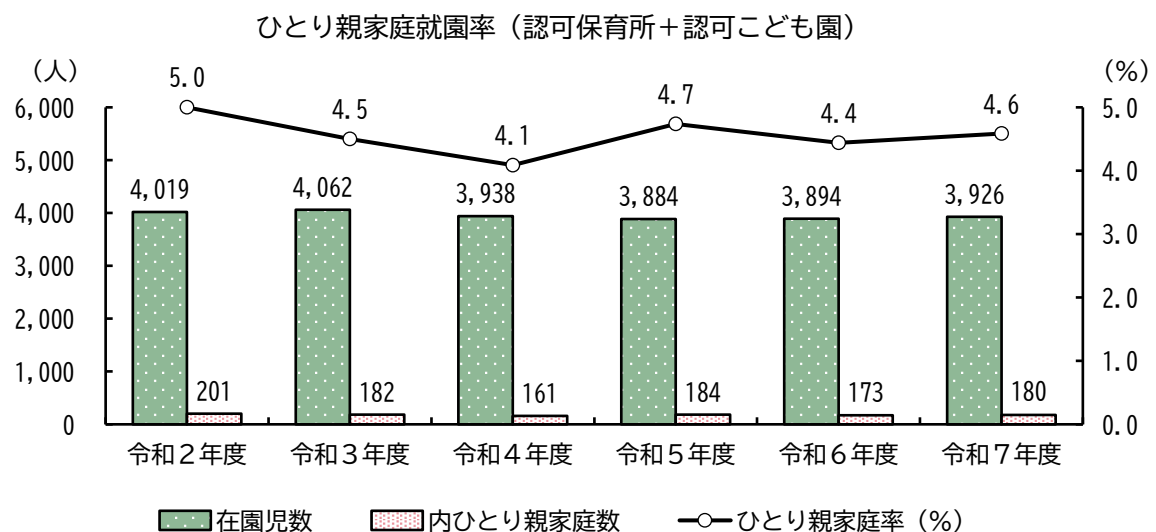
本市では、令和7年度現在、一時保育事業を9か所の施設で実施しています。利用者数は令和6年度まで年々増加していましたが、令和7年度では減少し、3,777人となっています。



資料：日野市子ども家庭支援センター

⑤ ひとり親家庭就園率

認可保育所及び認定こども園における在園児数は横ばいで推移しており、ひとり親家庭の子どもものの在園児数は5%以下で推移しています。

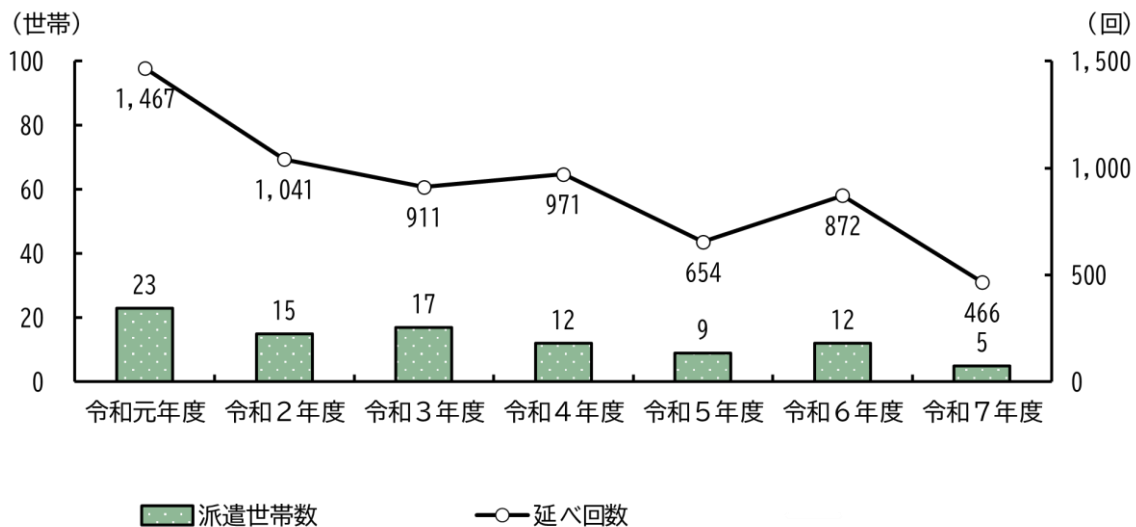


資料：日野市保育課（各年度4月1日現時点）

⑥ ひとり親へのホームヘルプサービスの利用状況

ひとり親へのホームヘルプサービスを利用している世帯数は年度によって変動があり、令和7年度は5世帯でした。また、延べ派遣回数と延べ派遣時間については、いずれも令和元年度と比べると令和7年度は減少しています。

ひとり親へのホームヘルプサービスの利用派遣世帯数、延べ派遣回数、延べ派遣時間の推移



(4,073 時間) (2,949 時間) (2,375 時間) (2,679 時間) (1,894 時間) (2,359 時間) (1,328 時間)

() 延べ派遣時間

資料：日野市子育て課

Pick Up 「ひとり親へのホームヘルプサービス」とは？

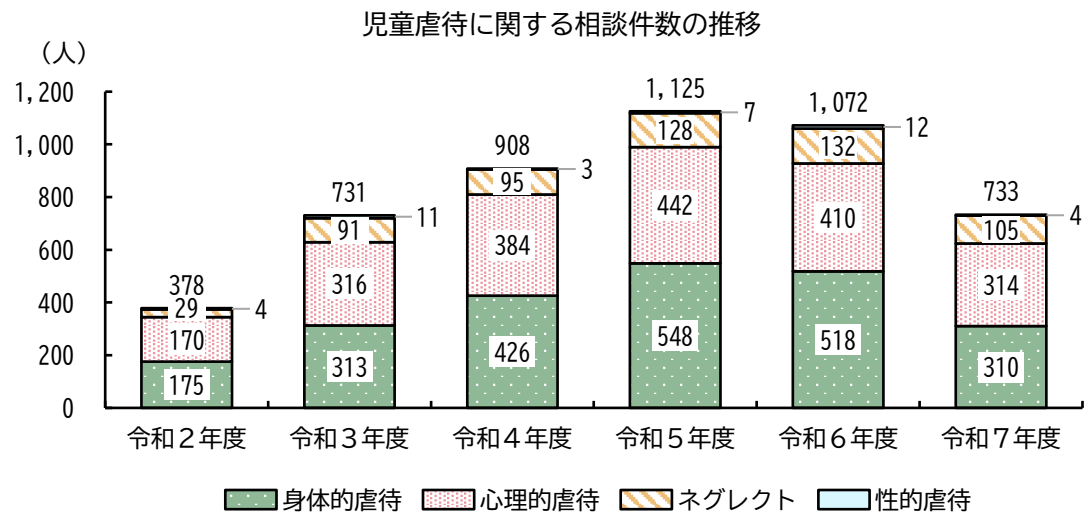
就労等のため家事・育児にお困りのひとり親のご家庭に、一定の期間、ホームヘルパーを派遣します。当事業は利用者の自立の促進を目的とし、日常生活が安定するまでの一定期間補助的な支援を行う制度です。

《担当課：子育て課》

⑦ 児童虐待の状況

児童虐待に関する相談件数について、令和2年度から令和5年度まで年々増加していましたが、令和6年度で減少し、令和7年度では733件となっています。

相談内容の内訳として、令和7年度で「心理的虐待」が314件と最も多く、次いで「身体的虐待」が310件となっています。



資料：日野市子ども家庭支援センター

2 各種調査から見える状況について

(1) 調査の概要

目的

「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の策定を進めるにあたり、子育て家庭や子ども本人の生活状況、ならびに市民の施策に対するご意見・ご要望を把握し、そのニーズや意向を計画に反映させるため、アンケート調査・ヒアリング調査等を実施いたしました。

調査種別

実施した調査の種類は以下の通りです。

調査種別	調査方法	対象者
① 子どもの生活実態調査	紙およびオンラインによるアンケート	小学5年・中学2年・16-17歳の子ども本人と保護者
② 児童館等施設における子どもの意見聴取	対面でのヒアリング	児童館等の利用者（小学生～高校生）
③ 関係団体および学校・園への調査	アンケート（一部に電話でのヒアリング）	子ども関連支援団体 市内保育園・幼稚園・小中学校
④ 日野市地域共創プラットフォームによる調査	オンラインによるアンケート	子ども・若者・地域住民

① 子どもの生活実態調査

ア 概要

日野市在住の小学5年生・中学2年生・16-17歳の子ども本人およびその保護者に対するアンケート調査です。保護者の調査結果とその子どもの調査結果を結びつけて分析することに特長があり、特に、保護者の調査結果から導き出される生活困難度を軸に、子ども本人の生活状況やニーズを分析するところがポイントとなります。

調査対象：市内在住（市外学校に通う子どもも含む）の小学5年生、中学2年生、16-17歳の子ども本人、およびそれぞれの保護者

調査方法：学校配布（市内学校に通う小中学生、およびその保護者） 郵送配布（市外学校に通う小学生、16-17歳子ども全員、およびその保護者）

※鏡文にURLおよび二次元コードを記載しオンライン回答も可能とした

調査期間：令和7年9月22日～令和7年10月24日

イ 配布・回収数等

調査対象	配布件数	回収件数 (WEB回答件数)	回収率
小学生本人	1,624件	801 (344) 件	49.3%
中学生本人	1,628件	665 (367) 件	40.8%
16-17歳本人	1,646件	347 (126) 件	21.1%
小学生保護者	1,624件	853 (447) 件	52.5%
中学生保護者	1,628件	728 (440) 件	44.7%
16-17歳保護者	1,646件	393 (190) 件	23.9%

② 児童館等施設における子どもの意見聴取

ア 概要

日野市内の児童館および子ども関連の支援施設を利用している子どもに対して、現地での対面式ヒアリングを実施しました。事前に用意した質問項目に沿って、1対多数のインタビュー形式でご意見を伺いました。貧困問題に限らず、子どもの生活や意識に関わる内容を広く尋ねることで、子どもの生活実態調査よりも広い視点から課題を検討することを目的としています。

イ 実施場所および回答者数並びに回答者内訳

実施場所	回答者内訳		
まんがんじ児童館 計27名	小学4年生 6名 中学1年生 2名 高校1年生 1名 その他(22歳ボランティアスタッフ) 1名	小学5年生 12名 中学2年生 1名	小学6年生 4名
ひらやま児童館 計27名	小学1年生 1名 小学5年生 2名 中学2年生 1名	小学3年生 9名 小学6年生 7名	小学4年生 7名
ほっとも 計9名	小学3年生 2名 中学1年生 1名 高校1年生 1名	小学4年生 1名 中学3年生 2名	小学5年生 2名
フリースペース たけのこ 計11名	小学2年生 1名 小学5年生 2名	小学3年生 3名 小学6年生 1名	小学4年生 4名

③ 関係団体および学校・園への調査

ア 概要

日野市内の子どもに関係する支援団体、および市内保育園・幼稚園、小学校、中学校に対してヒアリングシートによる調査を実施しました(オンラインフォームでの回答)。一部団体に対しては、質問内容をより詳細に伺うため、電話およびWEBによるヒアリングを行いました。これまでの調査とは異なり、支援者や支援機関の側における課題やニーズを引き出すことが目的となります。

イ 調査対象

区分	回答者※依頼した内、回答のあった学校・園及び団体		
市内 学校・園 (29件)	【保育園・幼稚園】		
	たかはた台保育園	みなみだいら保育園	
	しんさかした保育園	あおぞら多摩平保育園	
	栄光多摩平の森保育園	日野わかば保育園	
	日野保育園	至誠いしだ保育園	
市内 学校・園 (29件)	もぐさ台保育園	子どもの森あさかわ保育園	
	第二幼稚園	第七幼稚園	
	【小学校】		
	七生緑小学校	旭が丘小学校	東光寺小学校
	滝合小学校	仲田小学校	豊田小学校
市内 学校・園 (29件)	南平小学校	平山小学校	日野第四小学校
	日野第五小学校	日野第六小学校	日野第七小学校
	【中学校】		
	七生中学校	三沢中学校	平山中学校
	日野第二中学校	日野第四中学校	
関係団体 (23件)	ほっとも日野	おむすびキッチン	
	みさわ児童館	みなみだいら児童館ぶらねっと	
	(公財) 社会教育協会	NPO法人フードバンクTAMA	
	あさひがおか児童館	子ども包括支援センター内中高生世代スペース	
	しんめい児童館	次世代育成型子育てひろばあかいかやね	
	まんがんじ児童館	一般社団法人10代と社会をつなぐプロジェクト	
	ひの市民活動支援センター	日野市ヤングケアラー・コーディネーター事業	
	フリースクール寺子屋のびの〜び		
	ほっとも高幡	ほっとも多摩平	
	マインドー読み書き苦手な子の学習会ー		
	おむすびころりん	無料学習塾 日野すみれ塾	
	かめひろば	c-plant	
	くらしの自立相談支援窓口みらいとサテライトセンター高幡		

④ 日野市地域共創プラットフォームによる調査

ア 概要

日野市における「地域共創プラットフォーム」を用いて、オンライン上でのアンケートを実施し、広く市民からの意見を聴取。

調査対象：子ども・若者・地域住民

調査方法：オンライン

調査期間：令和8年1月13日～令和8年1月31日

(2) 調査結果概要

① 子どもの生活実態調査

生活困難度の定義

本調査では、回答者を生活困難度に応じて「困窮層」「周辺層」「一般層」に分類しています。各層は、アンケート調査の設問から設計した3つの指標に該当する数によって分類しています。すなわち、2つ以上に該当する回答者を「困窮層」、1つのみ該当する回答者を「周辺層」、いずれにも該当しない回答者を「一般層」としています。各指標の定義は、以下の通りです。

○ 低所得

「低所得」は、世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「令和5年国民生活基礎調査」から算出される基準※未満の世帯と定義します。

具体的には、保護者調査（問7・問25）において、「お子さんと同居しているご家族の人数及びお子さんの兄弟姉妹の人数」、「1年あたりの公的年金・手当等の支給額」、またそれ以外の「生計を共にしている世帯全体の年間収入」を基に算出しました。

なお、低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「令和5年国民生活基礎調査」にて公表されている「子どもの貧困率」（11.5%）とは比較できません。

※基準…厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和5年）の世帯所得の中央値405万円を、平均世帯人数2.23人の平方根で除した値の50%である、135.6万円

○ 家計の逼迫（ひっぱく）

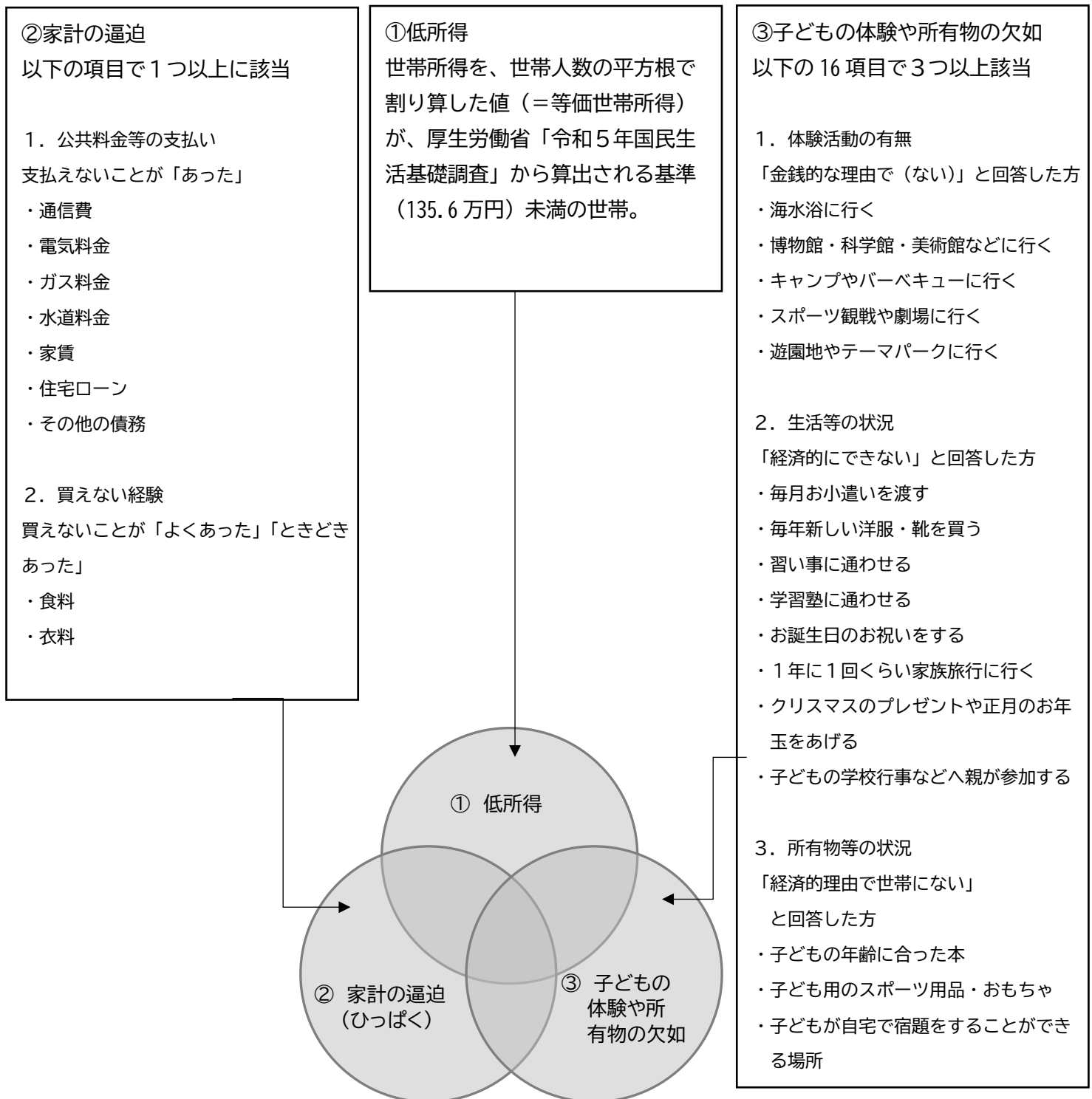
「家計の逼迫（ひっぱく）」は、経済的な制約を子どもに課し、生活水準を低下させるだけでなく、親の心理的なゆとりや、心身的健康状態の悪化を通して子どもに悪影響をもたらす可能性があると言われてしています。

そこで、家計の逼迫を、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義します。

具体的には、保護者調査（問33・問34）において過去1年間に経済的な理由で「通信費」「電気料金」「ガス料金」「水道料金」「家賃」「住宅ローン」「その他の債務」が支払えないことがあったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」「家族が必要とする衣料が買えなかった経験」があったかの9つの項目のうち1つ以上が該当する場合を「家計の逼迫」があると定義します。

○ 子どもの体験や所有物の欠如

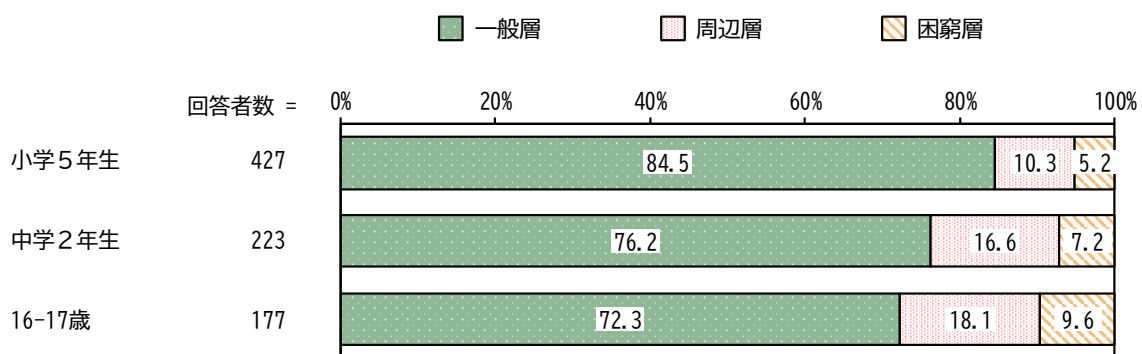
子ども自身の体験や所有物の欠如といった生活困難を表し、具体的には、保護者調査（問28・問35・問36）において、過去1年間「海水浴に行く」「博物館・科学館・美術館などに行く」「キャンプやバーベキューに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「遊園地やテーマパークに行く」「毎月お小遣いを渡す」「毎年新しい洋服・靴を買う」「習い事（音楽・スポーツ・習字など）に通わせる」「学習塾に通わせる」「お誕生日のお祝いをする」「1年に1回くらい家族旅行に行く」「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」「子どもの学校行事などへ親が参加する」ことが経済的な理由でできない、または「子どもの年齢に合った本」「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」が経済的な理由のために世帯にない、の全16項目です。これらの項目のうち3項目以上に該当している場合、「子どもの体験や所有物の欠如」の状態があると定義します。



生活困難層	困窮層＋周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

生活困難度の状況

区分		一般層	周辺層	困窮層	合計
小学5年生	件数	361	44	22	427
	割合	84.5%	10.3%	5.2%	100.0%
中学2年生	件数	170	37	16	223
	割合	76.2%	16.6%	7.2%	100.0%
16-17歳	件数	128	32	17	177
	割合	72.3%	18.1%	9.6%	100.0%

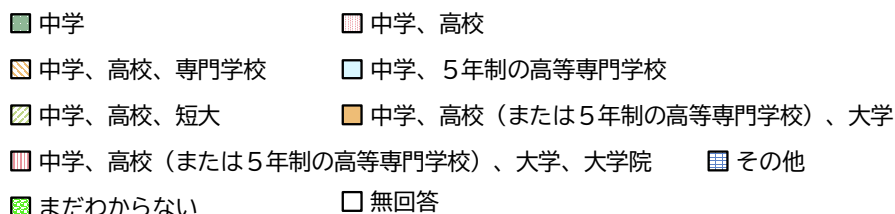


保護者調査結果の概要

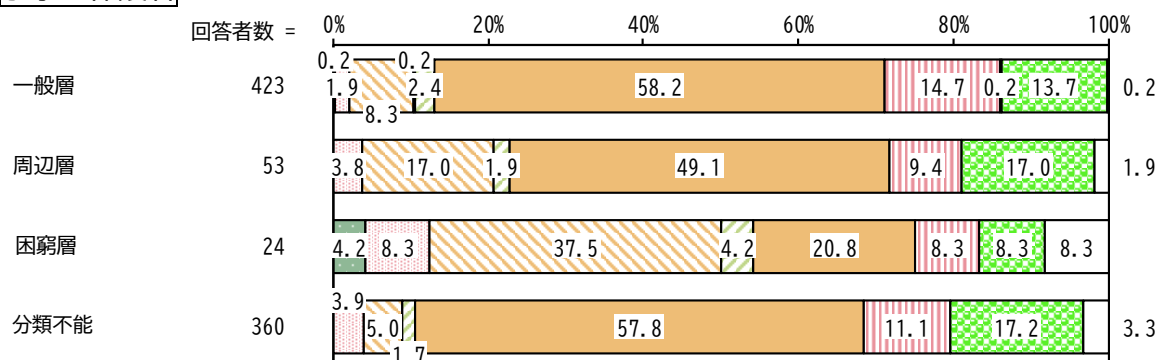
【お子さんの進学先】

お子さんは将来、現実的に見てどの学校まで進学すると思いますか。（あてはまるもののひとつに○）

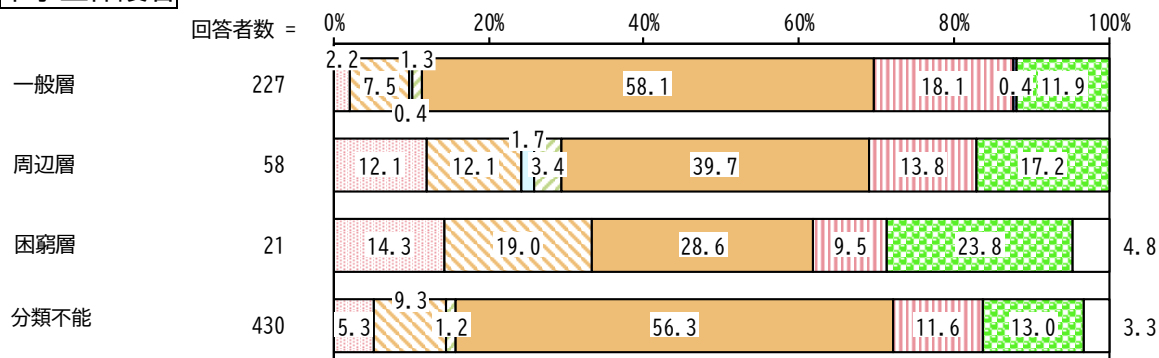
大学以上まで進学すると思う割合は、困窮層ほど低くなっています。就学に係る援助等を実施することにより、生活状況で進学の可能性が狭められないようにすることが重要です。



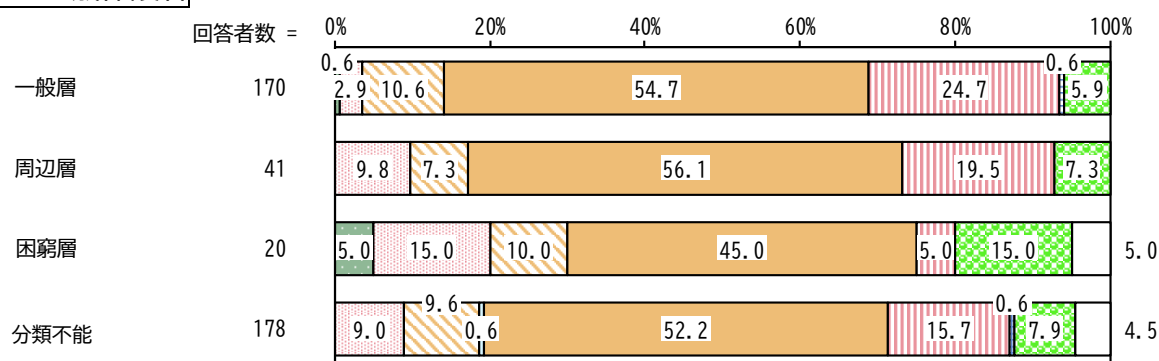
小学生保護者



中学生保護者



16-17歳保護者

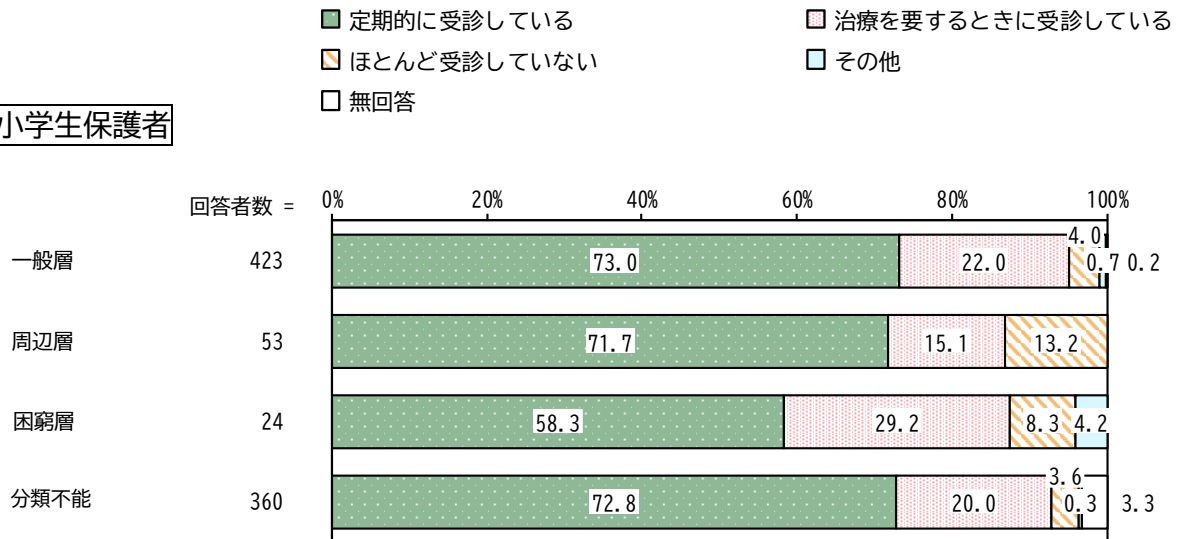


【歯科受診状況】

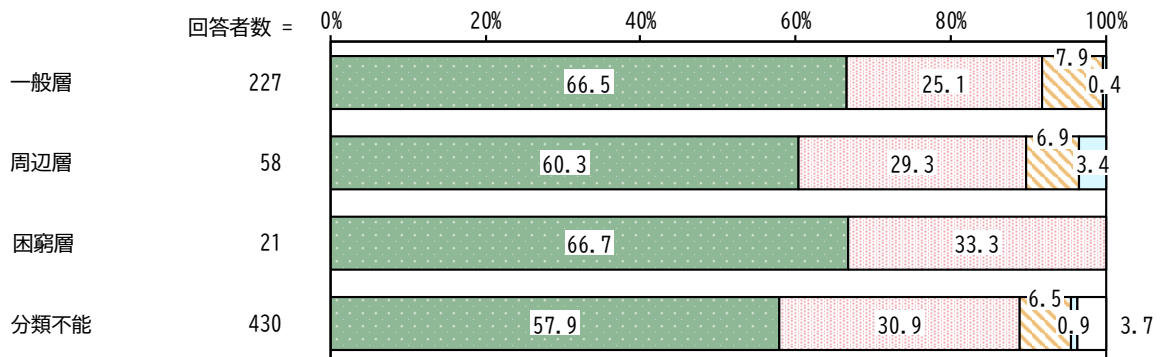
お子さんは、定期的に歯科医を受診していますか。(1つに○)

小学生保護者・16-17歳保護者において、困窮層ほど定期的に受診している割合が低くなっています。貧困が健康への悪影響を及ぼさないように注意する必要があります。

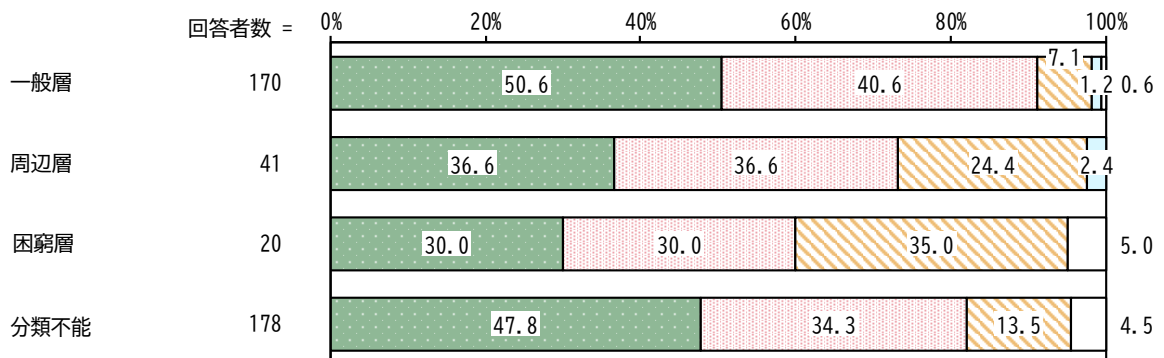
小学生保護者



中学生保護者



16-17歳保護者



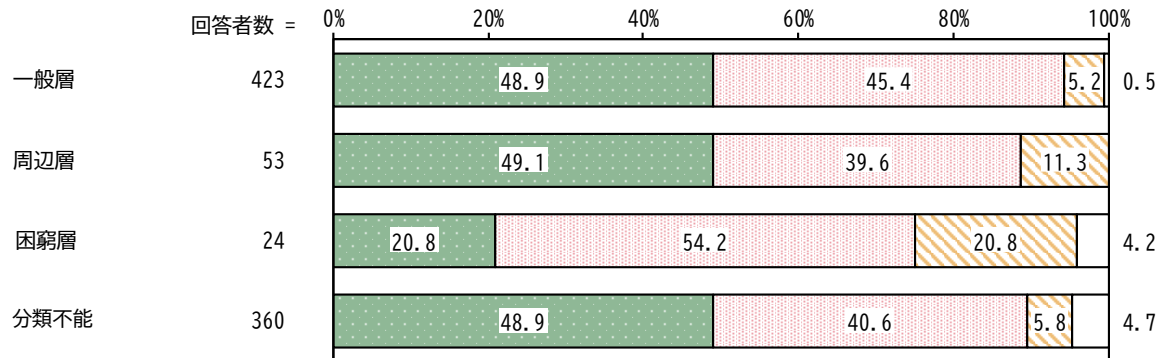
【子どもと過ごす時間】

お子さんと一緒に過ごす時間がとれていますか。(1つに○)

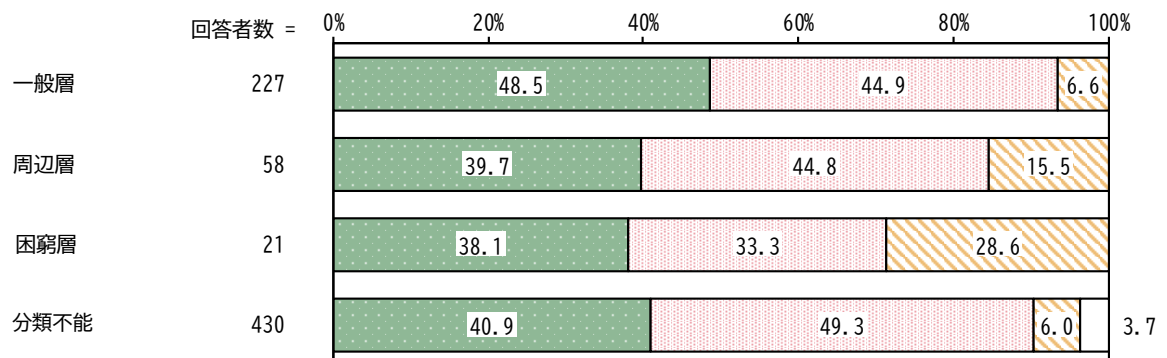
子どもと過ごす時間をみると「十分にとれている」の割合が困窮層で低くなっており、学校以外で、地域における居場所づくりが必要です。

■ 十分にとれている □ 十分ではないが、とれている ▨ あまりとれていない □ 無回答

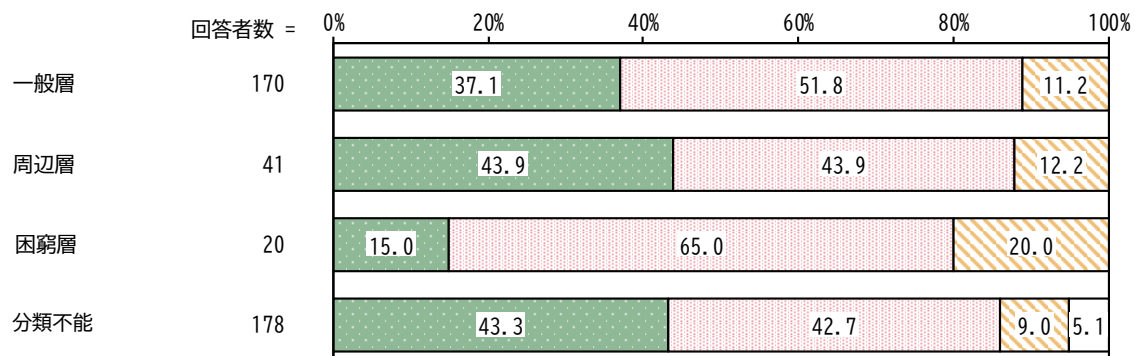
小学生保護者



中学生保護者



16-17歳保護者



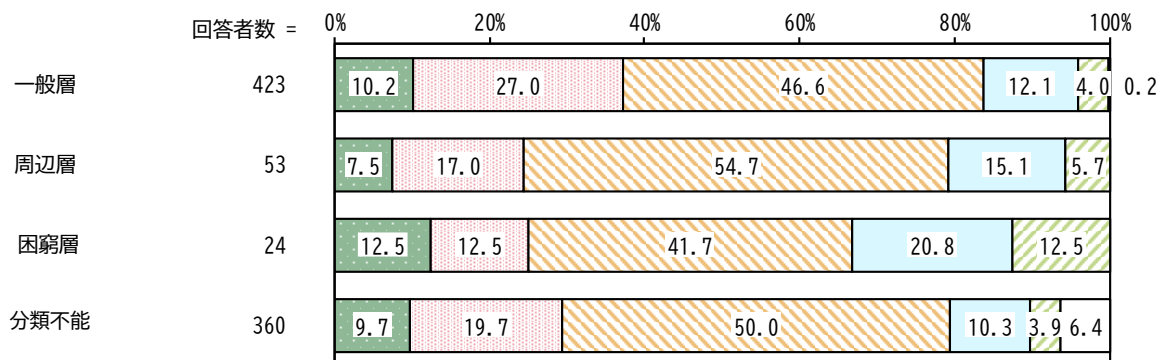
【15歳の頃の生活状況】

あなたが15歳の頃の、あなたのご家庭の暮らし向きについて、最も近いものに○をつけてください。(1つに○)

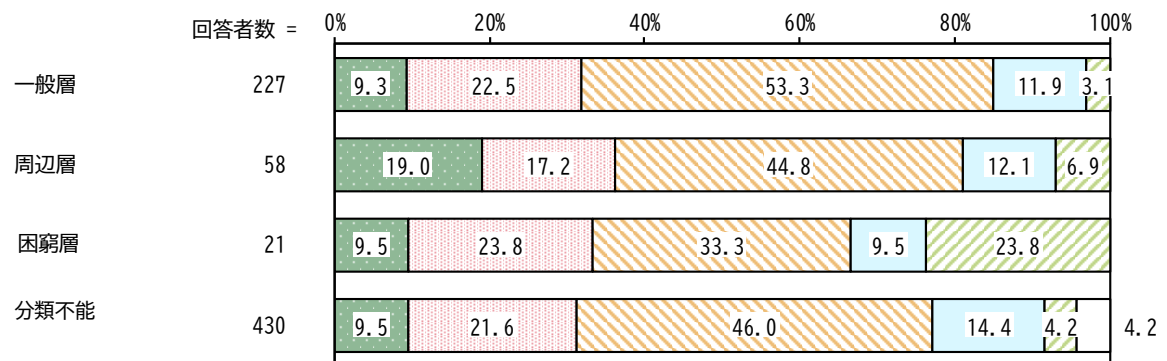
15歳の頃の生活状況については、16-17歳保護者を除き、困窮層ほど「やや苦しかった」「大変苦しかった」を合わせた“苦しかった”の割合が高くなっており、貧困の連鎖の解消に向けた取組が重要です。

■ 大変ゆとりがあった ■ ややゆとりがあった ■ 普通 ■ やや苦しかった
■ 大変苦しかった □ 無回答

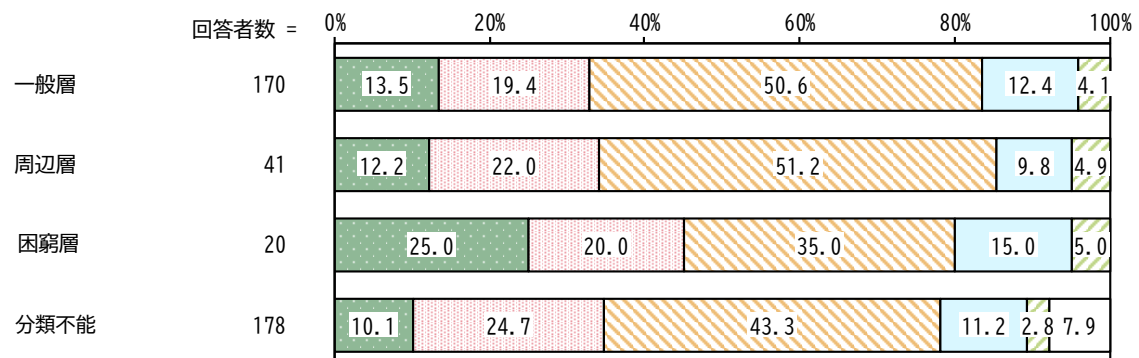
小学生保護者



中学生保護者



16-17歳保護者



【事業への関心（困窮層が求めている支援）】

お子さんについて、以下のA～Rの支援制度やサービス、施設をこれまでに利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものに○をつけてください。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

困窮層において、利用希望があったが利用できなかった（「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用時間や制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」）割合が45%以上の事業は、「B子育て短期支援事業（ショートステイ）」「Cファミリー・サポート・センター」「D子ども食堂」「J学校以外が実施する学習支援（無料塾）」「L子どもオンブズパーソン」となっています。支援を必要とする家庭に事業がつながるよう、周知啓発や利用しやすい環境づくりが必要です。

困窮層のみ

単位：％

区分	小学生保護者		中学生保護者		16-17 保護者	
	利用したことがある	利用希望があったが利用できなかった ※	利用したことがある	利用希望があったが利用できなかった ※	利用したことがある	利用希望があったが利用できなかった ※
A 子育てひろば	54.2	8.4	52.4	23.8	55.0	20.0
B 子育て短期支援事業（ショートステイ）	8.3	16.7	9.5	52.4	5.0	40.0
C ファミリー・サポート・センター	12.5	33.3	9.5	47.7	10.0	50.0
D 子ども食堂	8.3	20.9	9.5	42.8	10.0	45.0
E フードパントリーによる食糧支援	16.7	29.2	38.1	42.9	30.0	30.0
F 児童館	83.3	0.0	61.9	19.1	85.0	5.0
G みらいく中高生世代スペース	-	37.5	9.5	38.1	-	35.0
H 子どもなんでも相談	-	33.3	19.0	38.1	-	35.0
I 学校が実施する補講（学習支援）	25.0	33.3	14.3	42.9	35.0	35.0
J 学校以外が実施する学習支援（無料塾）	4.2	45.9	9.5	66.6	5.0	55.0
K ヤングケアラーコーディネーター	-	33.3	-	42.9	-	40.0
L 子どもオンブズパーソン	-	29.2	-	42.9	-	45.0
M みらいと高幡	4.2	29.2	-	42.9	-	40.0
N うちたす	-	37.5	4.8	42.9	-	35.0
O プレーパーク	-	33.3	14.3	42.9	-	35.0
P 体験教室	8.3	29.1	14.3	42.9	15.0	35.0
Q 地域のスポーツクラブ	12.5	33.4	19.0	42.9	25.0	30.0
R 地域の文化クラブ	12.5	29.2	9.5	42.9	5.0	30.0

※「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用時間や制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」を合わせた割合

【相談利用状況（困窮層）】

あなたは、これまでに困ったときに以下の公的機関に相談したことがありますか。相談したことがない場合は、その理由に最も近いものに○をつけてください。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

困窮層において、相談したことがある割合が40%以上の事業は、「A市役所の窓口（市民相談など）」「D学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど」「Gハローワーク」となっています。相談を求める市民が抵抗感なく適切に相談できる環境づくりが必要です。

困窮層のみ

単位：％

区分	小学生保護者		中学生保護者		16-17 保護者	
	相談したことがある	相談したかったが利用できなかった※	相談したことがある	相談したかったが利用できなかった※	相談したことがある	相談したかったが利用できなかった※
A 市役所の窓口(市民相談など)	29.2	29.2	23.8	47.5	40.0	25.0
B セーフティネットコールセンター	33.3	8.3	19.0	28.5	35.0	20.0
C 子ども家庭支援センター(子どもなんでも相談)	37.5	12.5	23.8	19.1	15.0	25.0
D 学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど	50.0	8.4	57.1	9.6	40.0	15.0
E 民生委員・児童委員	4.2	16.7	19.0	28.6	5.0	20.0
F 保健所	4.2	20.9	9.5	28.6	5.0	10.0
G ハローワーク	33.3	20.9	38.1	9.5	45.0	0.0
H 発達教育支援センター(エール)	20.8	16.7	38.1	14.4	35.0	5.0
I 教育センター	-	20.9	4.8	19.0	-	20.0
J 子どもオンブズパーソン	-	20.9	-	28.6	-	30.0
K 上記以外の公的機関	-	25.0	9.5	23.8	-	30.0

※「相談したかったが、抵抗感があった」「相談時間や場所などが、使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」を合わせた割合

Pick Up 子どもオンブズパーソン

*****。

【必要な支援（ひとり親）】

あなたが現在必要としていることで、重要だと思う支援等はどのようなものですか。
（あてはまるものすべてに○）

母のみのひとり親において、「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」「病気や障害のことなどについて専門的な支援が受けられること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」「子どもが受けられる無料（低額）の学習支援制度」「一時的に必要な資金を借りられること」の割合が高くなっています。また、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」については、父親・母親のひとり親の双方で高い割合となっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	子どものことや生活のことなど悩み ごとを相談できること	同じような悩みを持った人同士で知 り合えること	離婚のことや養育費のことなどにつ いて専門的な支援が受けられること	病気や障害のことなどについて専門 的な支援が受けられること	就職のための支援が受けられること	住宅を探したり住宅費を軽減したり するための支援が受けられること	病気や出産、事故などの事情があつ たときに一時的に子どもを預けられ ること	子どもの就学にかかる費用が軽減さ れること
全 体	2,005	26.6	15.4	5.8	13.9	8.5	7.8	8.9	38.4
父親（ひとり親）	190	31.1	15.3	4.2	9.5	6.8	6.3	9.5	44.2
母親（ひとり親）	180	27.2	15.0	18.9	17.2	12.2	23.3	13.9	54.4
ふたり親（2世代）	1485	25.9	15.2	4.2	13.5	7.9	5.8	8.4	36.6
ふたり親（3世代）	86	29.1	19.8	5.8	10.5	9.3	5.8	3.5	30.2

区分	子どもが受けられる無料（低額）の 学習支援制度	子どもの居場所づくり	一時的に必要な資金を借りられ ること	ストレスを発散できる場所、機会が 提供されること	その他	特にな い	無回 答
全 体	22.8	16.8	7.6	20.4	2.7	25.2	7.1
父親（ひとり親）	23.7	19.5	5.3	20.5	3.2	24.2	4.2
母親（ひとり親）	35.6	17.2	13.9	21.7	1.7	17.8	3.9
ふたり親（2世代）	21.1	16.6	6.8	20.5	2.5	27.1	6.5
ふたり親（3世代）	23.3	9.3	10.5	22.1	2.3	22.1	8.1

【居場所】あなたは、学校にいる時間が楽しいですか。（1つに○）

☒ 楽しい
 ☐ どちらかといえば楽しい
 ☐ どちらかといえば楽しくない
 ☐ 楽しくない
 ☐ 無回答

回答者数 =

社会階級	回答者数	Yes (%)	No (%)	Don't know (%)
一般層	361	59.0	34.6	4.2
周辺層	44	61.4	34.1	4.5
困窮層	22	54.5	40.9	4.5
分類不能	374	54.3	34.2	6.7

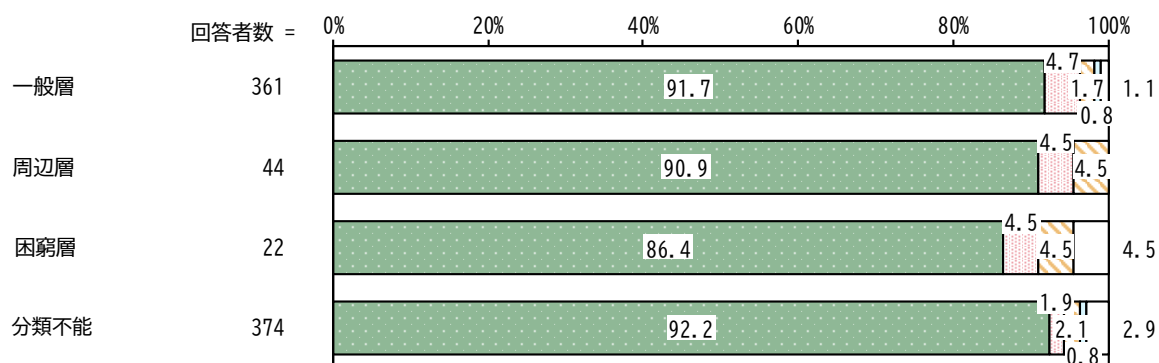
回答者数	0%	20%	40%	60%	80%	100%
一般層	170	52.9	38.2	3.5	4.7	0.6
周辺層	37	51.4	43.2	5.4		
困窮層	16	25.0	37.5	31.3	6.3	
分類不能	442	53.6	32.6	8.8	3.8	1.1

【朝食】あなたは平日の食事を週にどのくらいしていますか。※給食を数えないで回答してください。（それぞれについて、あてはまる番号1つに○） A 朝食

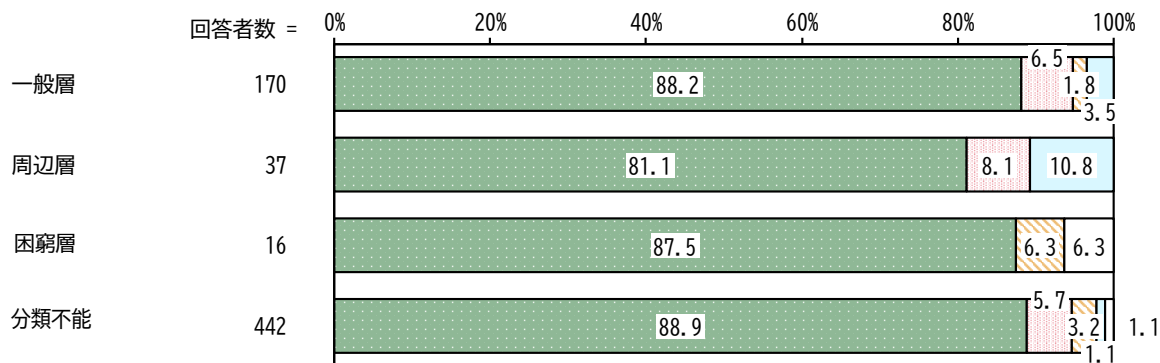
全体として大きな差はみられませんでした。貧困が食事の状況に影響する可能性については注意していく必要があります。

- いつも食べる（週に5日）
- 食べるほうが多い（週に3、4日）
- 食べないほうが多い（週に1、2日）
- いつも食べない
- 無回答

小学5年生



中学2年生

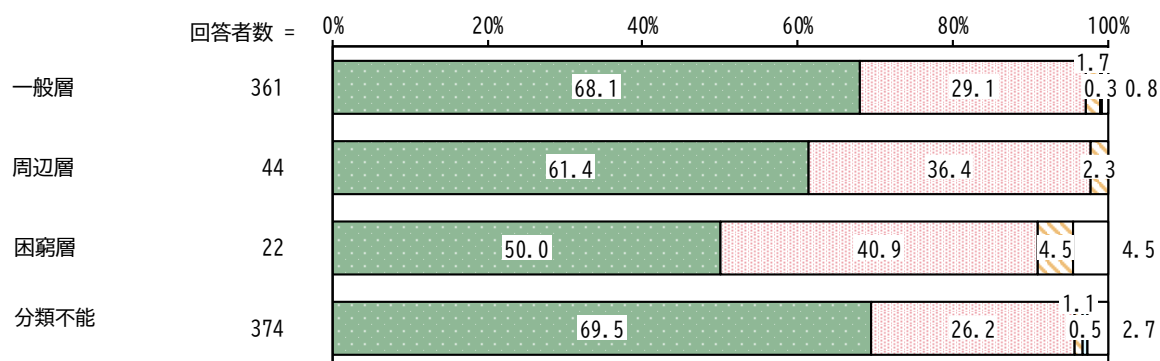


【歯みがき】あなたは、歯みがきをどのくらいしますか。（1つに○）

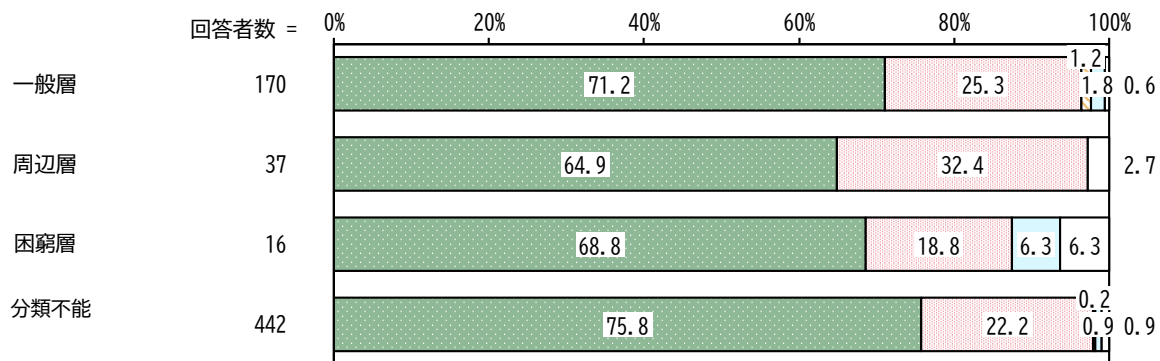
困窮層ほど、1日2回以上歯みがきをする割合が低くなっています。生活習慣と貧困の
関係に注意しつつ、適切な習慣について、周知・啓発していく必要があります。

- 1日2回以上歯みがきをする
- 1日1回歯みがきをする
- 全く歯みがきをしない日が週に1～4日ある
- 全く歯みがきをしない日が週に5日以上ある
- 無回答

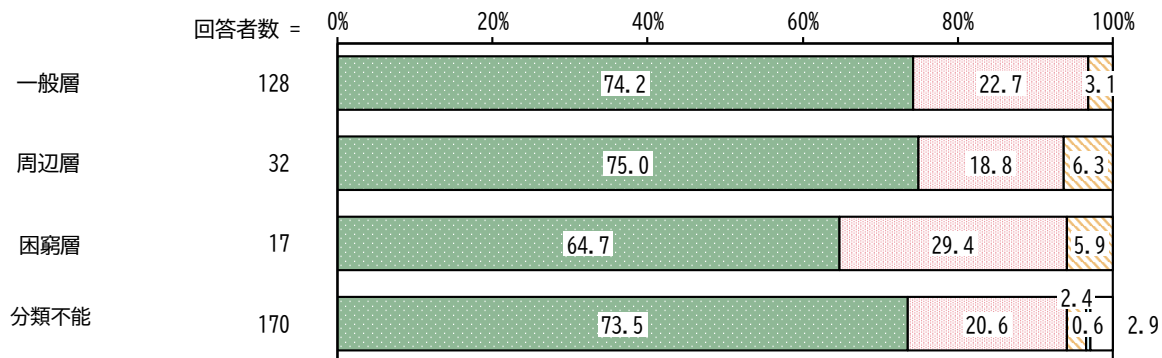
小学5年生



中学2年生



16-17歳

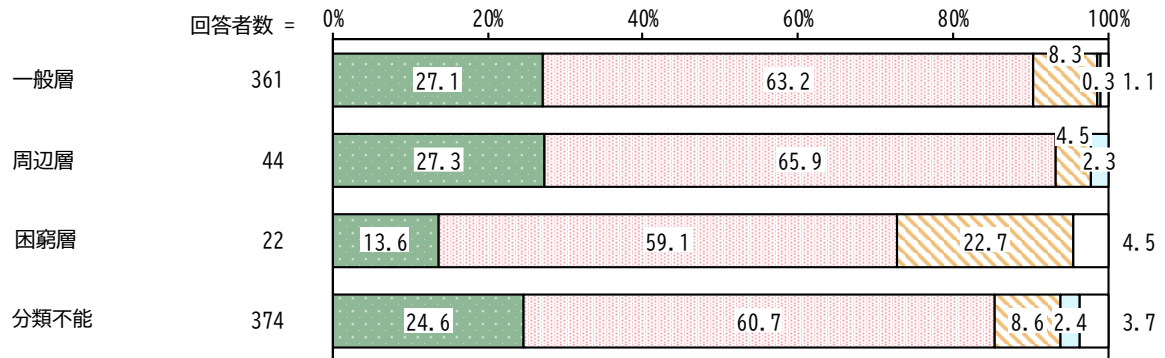


【授業理解度】あなたは、学校の授業でわからないことがありますか。(1つに○)

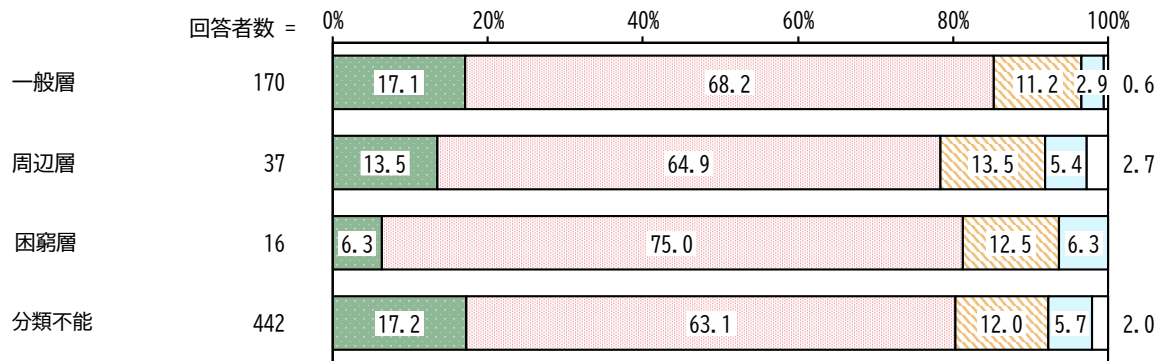
小学生、中学生において、困窮層の方が「いつもわかる」の割合が低くなっています。生活状況が学業に影響しないよう、取り組む必要があります。

■ いつもわかる ■ だいたいわかる ■ あまりわからない ■ ほとんどわからない □ 無回答

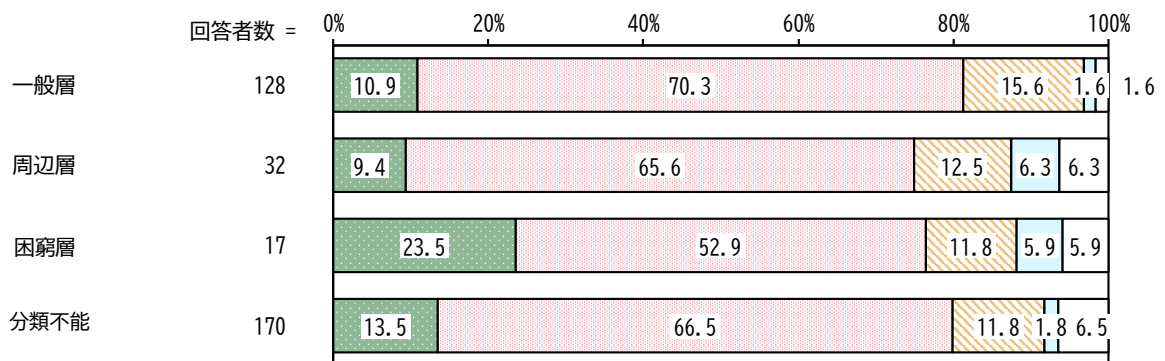
小学5年生



中学2年生



16-17歳



【教育機会】あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。
 (「自分で勉強する」～「その他」については、あてはまる番号すべてに○)

塾に通っている割合は、困窮層の方が低くなっています。生活状況に関わらず、適切な教育機会が得られるよう、支援していくことが重要です。

小学5年生

単位：％

区分	回答者数 (件)	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人が行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない	無回答
全 体	801	76.4	27.5	1.7	0.6	0.4	42.6	20.7	6.0	3.4	2.4
一般層	361	75.9	27.7	1.4	1.4	0.6	45.2	18.3	5.8	2.2	1.1
周辺層	44	88.6	20.5	2.3	0.0	0.0	29.5	15.9	9.1	4.5	0.0
困窮層	22	63.6	13.6	4.5	0.0	4.5	31.8	27.3	13.6	9.1	4.5
分類不能	374	76.2	28.9	1.9	0.0	0.0	42.2	23.3	5.3	4.0	3.7

中学2年生

単位：％

区分	回答者数 (件)	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人が行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない	無回答
全 体	665	75.6	47.5	3.0	1.2	0.5	21.5	15.2	1.7	5.1	1.8
一般層	170	82.4	47.1	2.9	0.6	0.0	24.7	12.4	1.8	3.5	0.6
周辺層	37	78.4	40.5	0.0	0.0	0.0	24.3	21.6	2.7	5.4	0.0
困窮層	16	43.8	37.5	0.0	0.0	6.3	0.0	12.5	0.0	25.0	0.0
分類不能	442	74.0	48.6	3.4	1.6	0.5	20.8	15.8	1.6	5.0	2.5

【自己肯定感】

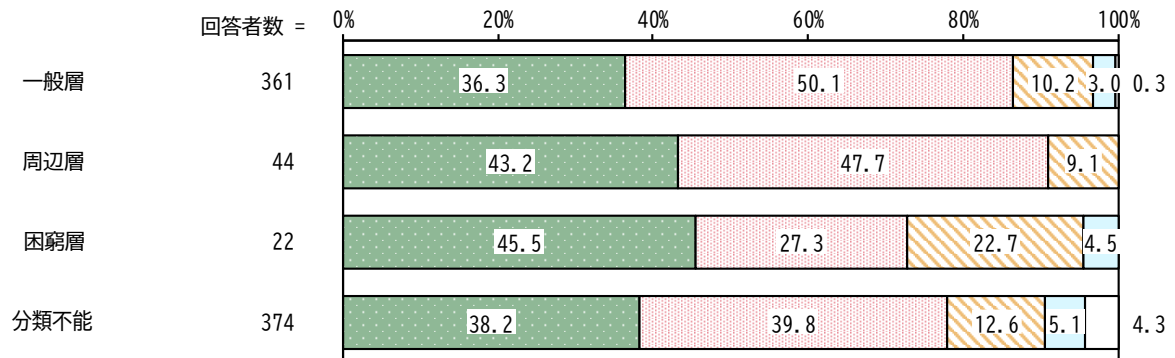
あなたは、自分のことについてどう思いますか。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

A 自分にはよいところがあると思う

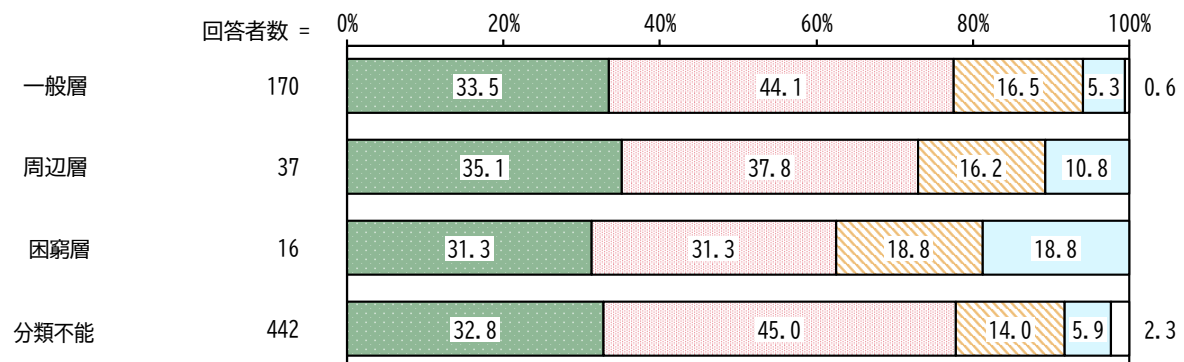
困窮層において「そう思う」の割合が低くなっています。生活状況が自信への肯定感に負の影響をもたらさないよう、取組や支援を行っていくことが重要です。

■ とてもそう思う ■ そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない □ 無回答

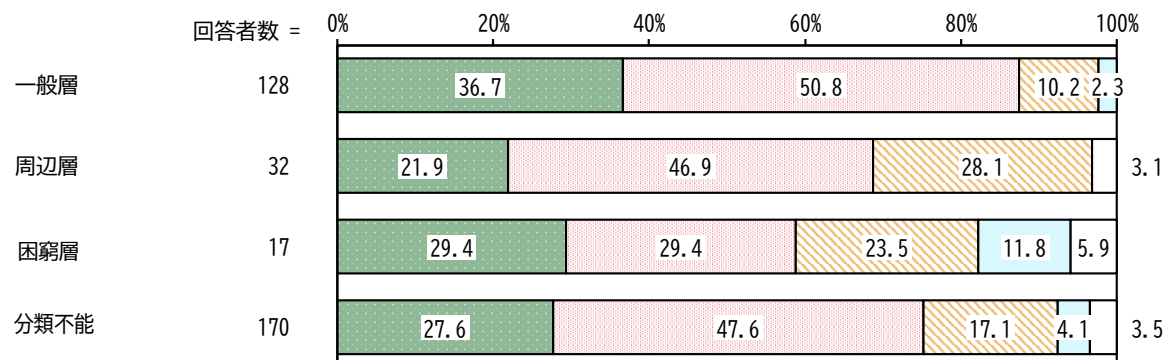
小学5年生



中学2年生



16-17歳



【学校へ行きたいか】

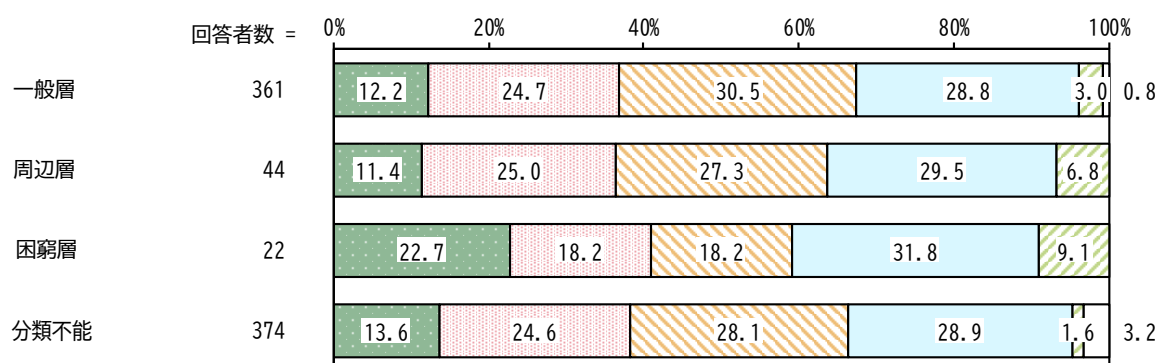
あなたは、これまでに以下のようなことがありましたか。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

A 学校に行きたくないと思った

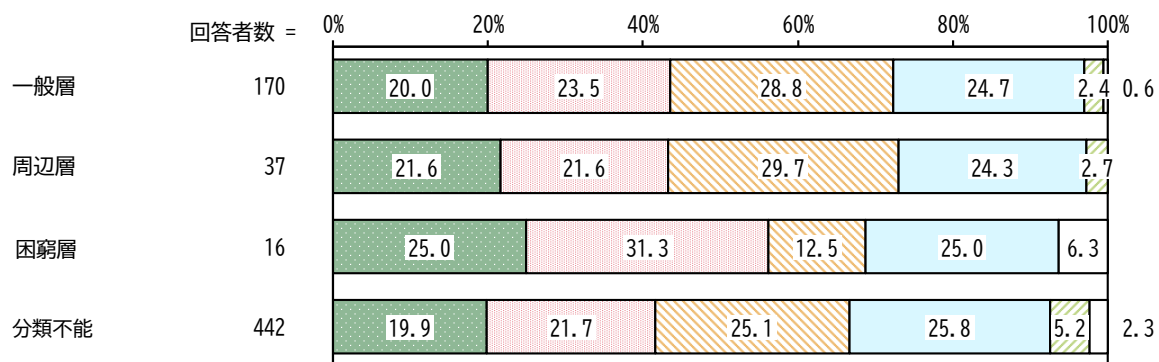
「よくあった」の割合が困窮層で高くなっています。貧困が直接的な原因とは限りませんが、生活状況によって登校への拒否感が出ないように注意する必要があります。

■ よくあった ■ 時々あった ■ あまりなかった ■ なかった ■ わからない □ 無回答

小学5年生



中学2年生



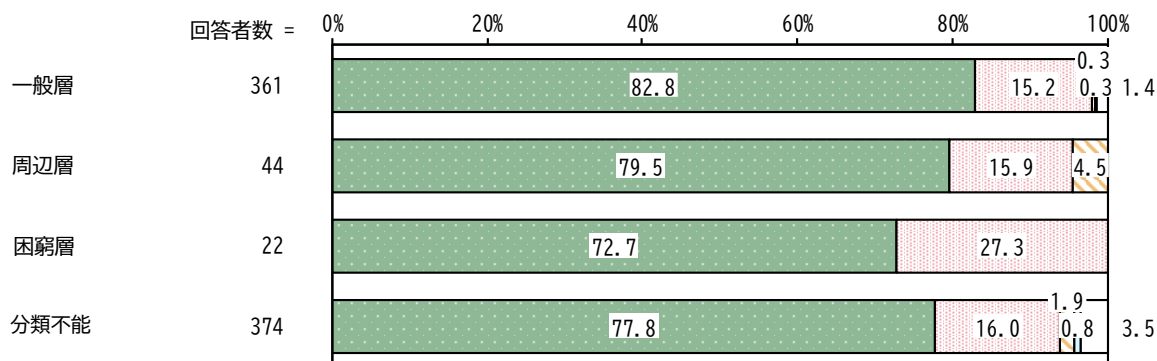
【命が守られているか】

あなたは、自分の命が守られ安心して暮らしていると思いますか。（1つに○）

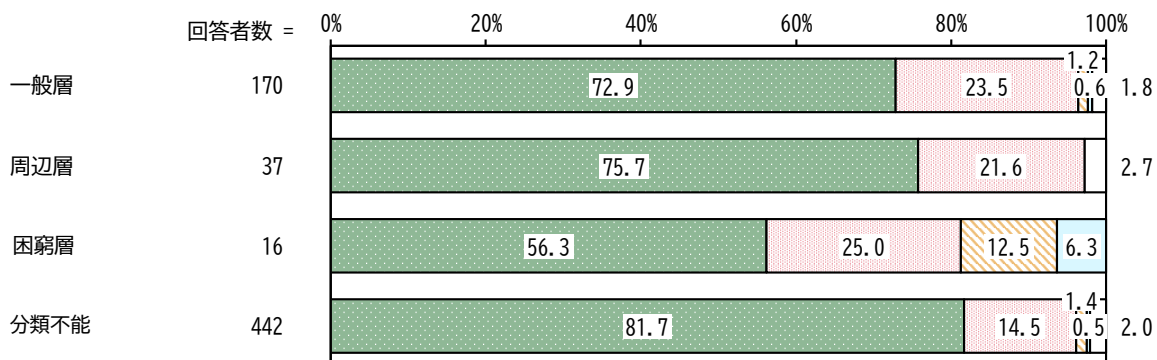
中学生において、困窮層の「そう思う」の割合が低くなっています。貧困が命を脅かすことがないように注意する必要があります。

■ そう思う
■ どちらかといえばそう思う
■ どちらかといえばそう思わない
■ そう思わない
□ 無回答

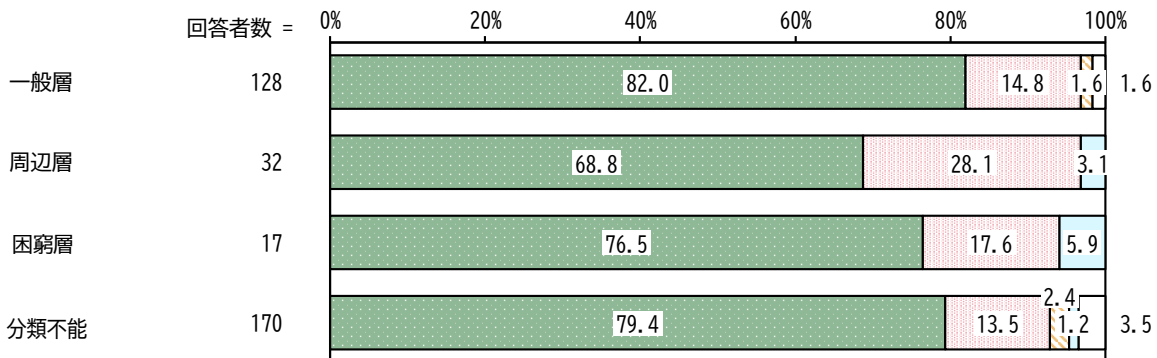
小学5年生



中学2年生



16-17歳



② 児童館等施設における子どもの意見聴取

本調査では下記の8つの質問項目について実際にインタビュー形式で意見を伺いました。

【質問項目】

- ① どんな遊び場や居場所があったらいいかな？
- ② どんな体験活動をしてみたい？
- ③ 放課後や休みの日にどう過ごしたい？
- ④ 悩みがあるときだれに相談したい？
- ⑤ 大人に自分の意見を言うのは難しい？
- ⑥ 友達の良いところ、自分の良いところは？
- ⑦ なにをしているときが一番楽しい？
- ⑧ その他

【結果概要】

- ・子どもの遊び場や活動支援の充実を求める声が多くみられました。具体的には、屋外・屋内施設のバランス、充実したスポーツ・自然体験の提供などが挙げられます。遊び場の整備や体験活動の強化が求められている現状です。
- ・心理的なサポート体制の必要性を感じさせる回答もみられました。具体的には、相談しやすい環境づくりを求める意見や、大人との信頼関係構築を重要視する意見などが挙げられます。スクールカウンセラーや地域支援者を活用し、信頼できる相談窓口を確保していくことなどが有効と考えられます。
- ・自己肯定感については、一部で自身を低く評価していると思われる回答がみられました。自分の良さを見つけられる場や機会を提供していくことが重要になります。

③関係団体及び学校・園への調査

○関係団体調査

関係団体に対して下記16の質問項目を設けてヒアリングシートにて調査を実施いたしました。

【質問項目】

- ① 貴団体と関わりがあるお子さんやそのご家庭において、困難を抱えている様子のあるご家庭はいらっしゃいますか。
- ② 貴団体が支援している困難を抱えるご家庭において、特別な背景や特徴は見られますか。
- ③ 貴団体が支援している困難を抱えるご家庭における保護者には、生活面や就労の面でどのような特徴がありますか。
- ④ 貴団体が支援している困難を抱えるご家庭において、「子ども」と「保護者」との関係性で特徴的なことはありますか。

- ⑤ 貴団体が支援している困難を抱えるご家庭において、「子ども」と「支援者」との関係性で特徴的なことはありますか。
- ⑥ 貴団体が支援している困難を抱えるご家庭において、「保護者」と「支援者」との関係性で特徴的なことはありますか。
- ⑦ 貴団体の活動範囲内で解決していくことを想定している現状の課題をお答えください。
- ⑧ 貴団体以外（行政等）からの支援が必要と思われる現状の課題をお答えください。
- ⑨ 現在連携している関係機関をお答えください。
- ⑩ 今後連携したい関係機関をお答えください。
- ⑪ 貴団体の活動の中で最も効果的だったと思われる独自の取組について、具体的にお答えください。
- ⑫ 活動をより充実させるために、行政に求めたいことはありますか。
- ⑬ 活動をより充実させるために、地域の人たちに協力を求めたいことがありますか。
- ⑭ 今後、貴団体で取り組んでいきたいと考えている活動はどのようなことですか。
- ⑮ 現在の制度・支援のあり方、広報等の課題についてお答えください。
- ⑯ 子どもの貧困対策に効果的だと思われる取組には、どのようなものが考えられると思いますか。

【結果概要】

- ・経済的困難や就労不安定を抱えるご家庭の支援が必要との回答がみられました。また、保護者への精神的・生活上のサポートを強化していくことが重要であるとの意見もみられました。
- ・子ども本人については、子どもが安心できる居場所・食事の提供の拡充が重要であるとの意見がみられました。
- ・地域・行政・学校等、多機関による連携を強化していくことを求める意見も複数みられました。

○学校・園調査

学校・園に対して下記 12 の質問項目を設けてヒアリングシートによる調査を実施いたしました。

【質問項目】

- ① 貴校・貴園に在籍する子どものうち困難を抱えるご家庭の、子ども、保護者において、特別な背景や特徴はありますか。
- ② 貴校・貴園に在籍する子どものうち困難を抱えるご家庭において、「子ども」と「保護者」の関係性で特徴的なことはありますか。
- ③ 貴校・貴園に在籍する子どものうち困難を抱えるご家庭において、「子ども」と「教員・幼稚園教諭・保育士」との関係性で特徴的なことはありますか。
- ④ 貴校・貴園に在籍する子どものうち困難を抱えるご家庭において、「保護者」と「教員・幼稚園教諭・保育士」との関係性で特徴的なことはありますか。
- ⑤ 現在連携している関係機関をお答えください。
- ⑥ 今後連携したい関係機関をお答えください。

- ⑦ 貴校・貴園で実施した中で、教育や福祉に関連すること以外に最も効果的だったと思われる独自の取組について、具体的にお答えください。
- ⑧ 上記のような取組をより充実させるために、行政に求めたいことはありますか。
- ⑨ 上記のような取組をより充実させるために、地域の人たちに協力を求めたいことがありますか。
- ⑩ 今後、貴校・貴園で実施したいと考えている取組は、どのようなことですか。
- ⑪ 現在の制度・支援のあり方、広報等の課題についてお答えください。
- ⑫ 子どもの貧困対策に効果的だと思われる取組には、どのようなものが考えられると思いますか。

【結果概要】

- ・保護者の養育スキル向上と心理的安定が子どもの成長に直接影響するため、家庭単位での課題解決を重視する意見がみられました。
- ・教育職員が家庭問題に深く関与しなくても、関係機関とのスムーズな連携が図れる体制作りを早急に整備する必要性が指摘されています。
- ・忙しい保護者や意識の薄い保護者も利用しやすい福祉制度の広報や仕組み作りが急務であるとの意見がみられました。また、地域人材・NPOを活用した支援体制を充実させ、行政と地域が一体化して支える仕組みが重要との意見もみられました。

④日野市地域共創プラットフォームによる調査

本調査ではアカウント登録を必要としない小・中学生を対象とした調査と、アカウント登録の必要な高校生以上を対象とした2つの調査を行いました。

大きく分けて下記の各4つの質問項目を設けて実施いたしました。

(1) 小学生・中学生を対象とした意見収集

質問内容	回答件数
あなたは自分の生活にどのくらい満足していますか？市にどんなサポートをおねがいしたいですか？	138件
あなたに将来の夢はありますか？夢をかなえるために市にどんなサポートをおねがいしたいですか？	146件
学校や家などで、こまったり、なやんだりすることはありますか。どんなサポートがあったらいいと思いますか？	204件
日野市でいちばん「ほっとする場所」はどこですか？ 放課後や休日に「もっとこうなったらいいな」「こんな場所がほしい」という場所はどんな場所ですか？	154件

(2) 高校生以上を対象とした意見収集

質問内容	回答件数
あなたは自分の生活にどのくらい満足していますか？ 市にどんなサポートをお願いしたいですか？	1 件
あなたに将来の夢はありますか？ 夢をかなえるために市にどんなサポートをお願いしたいですか？	1 件
学校や家庭など、日常の中で困ったり悩んだりすることはありますか。どんなサポートがあれば解消されると思いますか？	2 件
日野市内であなたが一番「ほっとする場所」はどこですか？ 放課後・休日に「もっとこうなったらいいな」「こんな場所が欲しい」という場所はどんな場所ですか？	2 件

【結果概要】

- ・生活の満足度の設問の意見では、ゴミ対策や公衆トイレの増設などの「まちの美化・環境衛生」に関するニーズが最も多く、次いで児童館やショッピングモールを増やしてほしいなどの「屋内施設、商業施設、子どもの居場所の確保」に関するニーズが多く見られました。
- ・将来の夢の有無の設問の意見では、資格を取るための専門学校やだれでも走ったり運動できるスペースが欲しいなどの「スポーツ・文化活動のための施設・環境整備」に関するニーズが最も多く、次いで学費や通学費を免除・サポートしてほしいなどの「経済的支援、教育制度の見直し」に関するニーズが多く見られました。
- ・日常生活の困りごとや悩みの有無の設問の意見では、安心して相談できる場や同年代の人たちと悩みを話す場を作してほしいなどの「相談窓口、サポート体制の充実」に関するニーズが最も多く、次いでクロームブックにデジタル教科書を入れてほしい、体育館の床を張り替えて欲しいなどの「学校生活、教育環境・ルールの改善」に関するニーズが多く見られました。

各調査結果の報告書については市ホームページをご確認ください。

①→<https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/fukushi/1013147/1030240.html>

②③④→<https://www.city.hino.lg.jp/fukushi/fukushi/1013147/1031353.html>

Pick Up 「地域共創プラットフォーム」とは？

※※※※

《担当課：〇〇課》

3 日野市における子どもの貧困の重要課題

(1) 子どもの生活実態調査

○調査結果から導かれる重点課題

- ・教育格差の解消と学習支援の強化：生活困窮度による授業理解度や塾に通っている子どもの割合の差もあることから、高等教育への進学機会の可能性を広げる学習支援体制の構築。
- ・子どもの居場所づくりと学校生活の充実：学校を「楽しくない」と感じる層へのアプローチや、自己肯定感を育むための安心できる居場所・体験機会の提供。
- ・家庭の生活基盤の安定と時間の創出：特にひとり親世帯（母子世帯等）における経済的困窮を解消し、保護者が子どもと向き合う時間を確保するための就労・生活支援。
- ・支援ニーズのミスマッチ解消とアウトリーチ：ニーズがありながら支援を利用できていない層を特定し、利用を妨げている物理的・心理的な障壁を取り除く仕組みづくり。

○基本方針に反映すべき方向性

- ・就学支援や無料の学習支援を実施し、経済的状況に関わらず個々の望む教育が受けられるよう支援する。
- ・適切な居場所の確保等、生活状況に関わらず安心・安全かつ健やかに暮らせる環境づくりの推進。
- ・ひとり親世帯となった場合でも、安心して生活や子育てができる支援体制の強化。

(2) 児童館等施設における子どもの意見聴取

○意見聴取から導かれる重点課題

- ・子どもの遊び場や活動支援の充実：屋外・屋内施設のバランス、充実したスポーツ・自然体験の提供。
- ・心理的なサポート体制：相談しやすい環境づくり、大人との信頼関係構築。
- ・自己肯定感を高める施策：自分の良さを見つけられる場や機会の提供。

○基本方針に反映すべき方向性

- ・遊び場の整備：児童館や公園、スポーツ施設における環境改善。W i - f i や遊具の設置、トイレの清潔性向上に配慮。
- ・体験活動の強化：職業体験や自然活動、多様なスポーツなど選択肢の広い活動を企画。
- ・相談体制の確立：スクールカウンセラーや地域支援者を活用し、信頼できる相談窓口を確保。

(3) 関係団体および学校・園への調査

○調査結果から導かれる重点課題

- ・保護者の養育スキル向上と心理的安定が子どもの成長に直接影響するため、家庭単位での課題解決を重視。
- ・教育・保育の現場職員が、関係機関とのスムーズな連携が図れる体制作りを早急に整備。
- ・忙しい保護者や意識の薄い保護者も利用しやすい福祉制度の広報や仕組み作りが急務。
- ・地域人材・NPOを活用した支援体制の充実と行政と地域が一体化して支える仕組みの構築。

○基本方針に反映すべき方向性

- ・子どもの健全な成長を目標に置き、家庭、学校、地域が連携して支援を行う。
- ・福祉制度の周知徹底、現場と行政の連携強化、人的リソースの確保を柱とする。
- ・子どもが安心できるよう、子育てに係る保護者の精神的負担を軽減させる。

調査結果及び意見聴取を踏まえた本基本方針のコンセプト

家庭環境の課題に寄り添い、相談体制と多様な支援で親と子どもの安心を守る

- 子どもの健やかな成長に影響を及ぼしている家庭環境を持つ世帯に対して、子育て支援を包括的に行う。
- 保護者自身の養育スキルにより子どもの安心感への影響がでていることから、保護者への支援及び子どもが安心感を得られる居場所を確保していく。関連して遊び場の充実や体験活動の強化等に取り組んでいく。
- 子どもと保護者の相談しやすい環境を整備していく。また、忙しい保護者・意識の薄い保護者に対して、情報が行き届く支援を行っていく。
- 行政・学校による家庭環境への関与に限界があることから関係機関・団体とスムーズな連携を図る。
- 相対的貧困率の上昇という課題に対し、持続可能性の観点から継続的な支援として、就労・子育て支援へ注力する。
- ひとり親世帯が直面する「子育てと就労の両立」という課題に焦点を当て、延長保育や病児保育（医療的ケア児を含む）といった、多様な保育サービスの充実を図る。

4 第2期基本方針の評価

(1) 基本的な方向性ごとの評価結果

第2期基本方針では、5つの基本方針に基づき、81の事業を行ってきました。各事業については、毎年評価を行っており、令和7年度における評価結果は以下の通りです。

A 実施状況100% B 実施状況70%以上 C 実施状況50%以上
D 実施状況50%未満 E 未実施

基本的な方向性1 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

施策項目	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
1. 子どもたちの心を支える環境の充実	7	0	7	0	0	0
2. 生活環境に配慮した学習支援	6	2	3	1	0	0
3. 学習環境（スペース）の提供	3	2	0	1	0	0
4. 遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供	11	3	7	1	0	0
5. 学習意欲の経済的な面からの支援	1	1	0	0	0	0

基本的な方向性2 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

施策項目	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
1. 食習慣の改善、食事提供等の支援	7	3	3	1	0	0
2. 健診結果等による気づきと情報共有による支援	5	3	1	0	1	0
3. 生活習慣等の定期的な把握	5	5	0	0	0	0
4. 子どもと親が安心できる居場所環境の充実	10	1	8	1	0	0
5. 若者等の生活に寄り添った就労支援の実施	10	2	8	0	0	0

基本的な方向性3 子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

施策項目	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
1. 公的制度による適正な支援	6	5	1	0	0	0
2. 公的制度、サービスの利用料等の減免拡充	1	1	0	0	0	0
3. 家庭の自立に向けた支援の充実	8	2	6	0	0	0

基本的な方向性4 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます

施策項目	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
1. 子育てに関する親の精神的な不安の緩和	7	2	4	1	0	0
2. 安心して子育てができる環境の整備	3	2	1	0	0	0
3. 住宅支援の強化	3	2	1	0	0	0

基本的な方向性5 効果的に情報を発信し支援ネットワークを強化します

施策項目	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
1. 支援を要する子どもの情報集約と連携	8	2	5	1	0	0
2. 全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発	3	1	2	0	0	0
3. 相談機能と連携体制の強化	4	1	3	0	0	0
4. 関係職員の気づきを促す研修の実施	2	0	2	0	0	0

総計

項目	事業数	評価				
		A	B	C	D	E
基本的な方向性1	28	8	17	3	0	0
基本的な方向性2	37	14	20	2	1	0
基本的な方向性3	15	8	7	0	0	0
基本的な方向性4	13	6	6	1	0	0
基本的な方向性5	17	4	12	1	0	0
合計	110	40	62	7	1	0

※1つの施策に対し複数課が異なる事業を実施している場合があるため、第2期基本方針に掲載している事業の合計数（81事業）と異なります

（2）第2期基本方針の主な成果と評価

第2期基本方針では、5つの基本的な方向性に基づいて81の事業を推進してきました。各基本方針における進捗を、一部抜粋して以下の通り整理しました。

① 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組みます

【施策項目1：子どもたちの心を支える環境の充実】

・「子どもオンブズパーソン制度」の検討

子ども包括支援センターみらいくの開設に併せ、子どもオンブズパーソン制度を開始しました。相談対応を実施し、「子どもの権利」や「子どもオンブズパーソン制度」の周知啓発を行いました。行政からの独立性を確保しつつ、関係機関と適切に連携する体制づくりが必要です。

【施策項目2：生活環境に配慮した学習支援】

・オンライン学習のためのインターネット環境が整っていない家庭への支援

モバイルWi-Fiルーターの貸出依頼があった児童・生徒に対し、学校から貸出を実施しました。家庭のインターネット環境の整備状況により貸出台数変動するため、定期的な必要台数の再検討が課題となっています。

【施策項目3：学習環境（スペース）の提供】

・図書館の学習スペースの周知・広報による利用啓発

各図書館で可能な範囲で子どもの学習スペースを設置し、周知を行いました。今後も、パンフレット等への掲載など子どもたちへ周知を行っていきます。

【施策項目4：遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供】

・自然体験の機会の充実

青少年育成会連合会と共催し、毎年2回、地域の子どもに自然体験の機会を提供しました。多数の応募があり抽選となるが、定員やスタッフ数の都合上、参加人数の拡大が困難であるという課題が残りました。

・市内農業者の協力による「農業体験」の実施

親子野菜栽培体験イベントを8回実施し、118名が参加しました。

② 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

【施策項目1：食習慣の改善、食事提供等の支援】

・情報を共有し、学校、保育園、児童館等での子どもへの食育の推進

食育事業（食事づくり、キャンプ自炊等）を実施しました。誰もが参加しやすいよう工程やレシピを工夫しました。予算上の参加人数制限により抽選となるため、今後は、落選した子どもへの対応が課題となります。

・食習慣の改善等に取り組む団体等への運営等支援

子ども食堂への情報提供・活動支援、市内児童館10館でのフードパントリーを実施しました。子ども食堂の新規活動団体が増加しており、今後は、支援方法の整理や実情に即した要綱改正等が課題になります。

【施策項目2：健診結果等による気づきと情報共有による支援】

・関係機関と連携した児童虐待防止と虐待防止に係る見守り強化

乳幼児健診を年間36回実施し、関係部署や医療機関等と連携・支援できました。

・新生児・乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診結果の情報共有

訪問や健診で経済状況を把握し、ニーズに沿った情報提供と支援につなげました。引き続き、多様化するニーズに対し、切れ目なく情報提供や支援につなげていくことが課題になります。

Pick Up 子ども食堂

*****。

【施策項目3：生活習慣等の定期的な把握】

- ・ 困難を抱える子どもへの寄り添いと心のケア

子どものこころ電話相談を実施し、子どもや保護者の相談に寄り添い心のケアにつなげました。

- ・ 子ども宅食事業の検討

産後の母親への配食と見守りを行いました。満足度も高く再利用ケースも見られました。

【施策項目4：子どもと親が安心できる居場所環境の充実】

- ・ 放課後の子どもたちの安心安全な居場所づくり

放課後子ども教室「ひのっち」の運営を行い、安心安全な居場所を提供しました。今後は、スタッフの確保が課題になります。

【施策項目5：若者等の生活に寄り添った就労支援の実施】

- ・ 若者に対する就労支援員の活用、就労支援の強化

就労・生活支援を一体的に提供し、一般就労や自立・社会参加を促進しました。障害者生活・就労支援事業では、求人枠が少なくマッチングが難しい状況がありました。また、就労意欲が低下している場合の就労結び付けが困難であることなどが課題となります。

③ 子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

【施策項目1：公的制度による適正な支援】

- ・ 就学援助の拡充検討

国や他自治体の動向を踏まえ、社会状況を鑑みた支給費目・支給金額を設定し実施しました。妥当な支給費目や金額について、他市の状況を把握しつつ継続的な検討が課題となります。

- ・ 子どもの医療費助成制度の見直し検討

高校生相当年齢までの助成を実施し、市独自で所得制限・一部負担金を撤廃しました。制度の周知と、所得制限撤廃に伴う手続き方法等の改善が課題です。

【施策項目2：公的制度、サービスの利用料等の減免拡充】

- ・ 運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討

庁内関係各課との議論及び日野市手数料、使用料等検討委員会での議論並びにパブリックコメントを経て、市の手数料・使用料等のガイドラインに子どもに関する減免の記述を追記しました。

【施策項目3：家庭の自立に向けた支援の充実】

- ・弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調整等の支援強化

市長公室において、無料法律相談や法テラス等の利用案内を実施しました。セーフティネットコールセンターにて養育費確保に向けた弁護士相談や公正証書作成等手数料補助金制度を開始し、利用者が取り決めの通りに養育費の受け取りができるように効果的な継続支援を行いました。

④ 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます

【施策項目1：子育てに関する親の精神的な不安の緩和】

- ・乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）、産前産後ケア、育児支援家庭訪問の充実（困難者の早期発見・支援の仕組みの構築）

赤ちゃん訪問での訪問時や産後ケア利用時に対象者の経済情報の把握に努め、情報提供を行い必要な支援につなげました。

- ・プレママ（妊婦）＆乳幼児健康相談事業による子育て不安緩和

保護者の主訴を聞き取り、情報提供を行い必要な支援につなげました。相談者数が年々減少傾向にあるため、周知などを積極的に行う必要があります。

【施策項目2：安心して子育てができる環境の整備】

- ・ショートステイ、トワイライトステイのスムーズな利用の実現

ショートステイ事業については、令和4年度577件、令和5年度は574件、令和6年度は725件、令和7年度は791件の利用がありました。制度の周知が進んだため利用枠が早期に埋まり、ニーズに応えきれない場合があることが課題です。

- ・一時保育事業のスムーズな利用の実現

年間4,000件近い利用実績がありました。特定エリアに実施拠点がいないため、潜在的需要の吸い上げができていないことが課題です。

【施策項目3：住宅支援の強化】

- ・民間賃貸住宅への入居支援（あんしん住まいの日野）

多数の相談（年間約100件前後）を受け付け、制度を利用した転居や状況改善に大きく寄与しました。

- ・離婚直後等のひとり親への住宅支援

財産管理課において、市営住宅の優先定期利用の相談から入居までをサポートし、生活再建に貢献しました。

⑤ 効果的に情報を発信し支援ネットワークを強化します

【施策項目1：支援を要する子どもの情報集約と連携】

- ・困難をかかえる子どもに関する連絡協議会等各種会議による情報の共有と連携

定期的な会議開催により、困難を抱えた子どもの情報共有と連携を行うことができ

ました。引き続き、関係部署と定期的に情報共有や連携を行っていく必要があります。

【施策項目2：全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発】

・子育て情報の発信

子育てモバイルサービス「ぼけっとなび」の登録数・アクセス数が増加し、「知っ得ハンドブック」の電子ブック化などWebで閲覧しやすい環境を整備しました。アンケート結果を基に、アプリ内で強化すべきポイントを絞り、事業者と協力して情報発信力をさらに強化していくことが課題です。

【施策項目3：相談機能と連携体制の強化】

・『子ども包括支援センターにおける「総合相談窓口：子どもなんでも相談」』の設置

子ども包括支援センター「みらいく」のオープンに併せ、令和6年5月より「子どもなんでも相談」を開始しました。令和6年度は子ども96人から延べ420件、大人149人から延べ463件、令和7年度は子ども84人から延べ639件、大人185人から延べ590件の相談がありました。さらなる事業の周知や子ども自らが相談しやすい環境を整えていく必要があります。

Pick Up 子どもなんでも相談

*****。

Pick Up みらいく 中高生スペース

*****。

- ・ヤングケアラー支援検討会の設置及び支援方針の検討

令和5年度に「日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方」を策定し、令和6年4月よりヤングケアラー・コーディネーターの配置、専用相談窓口を設置し、相談支援や支援調整を行いました。「ヤングケアラー」の認知度の向上や関係部署や関係機関との連携や情報共有を継続的に行っていく必要があります。

【施策項目4：関係職員の気づきを促す研修の実施】

- ・職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施

毎年度、子どもの貧困に関する職員研修を実施しています。毎回テーマや手法を工夫し、職員の子どもの貧困に関する興味・関心を高め、各々の業務に落とし込むことができるよう意識づけを図っています。今後も継続して開催し、子どもの貧困や支援制度等について啓発を行っていきます。

Pick Up ヤングケアラーとコーディネーター

*****。

⑥ 総括

全体としては、おおむね高い実施状況となったが、「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大」「空き家等を活用した無料の自習スペースの提供」「様々な体験を聞いたり、文化に触れる場の提供」「保護者以外の信頼できる大人の見守りがある、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり」「基本的な生活習慣や社会的ルールを学べる講座等の実施と充実（保護者対象）」「子どもの貧困対策を担う組織体制の検討」において、C評価となる事業がありました。また、「学校歯科、乳幼児歯科健診結果の情報共有」ではD評価となる事業がありました。

学習支援活動や自習スペースの提供、場所の確保が課題となっており、地域間の格差に配慮しつつ、実施可能な拠点の確保が必要な状況です。

居場所づくりや講座等の実施については、各種関係団体との連携の充実やPTAにおける取組状況の格差の是正などが課題となっており、連携を強化しつつ、実施団体との情報共有・協議を行っていくことが求められます。

組織体制の検討については、庁内での調整は行いつつも、体制整備に向けた一層の調整・協議が必要な状況であり、引き続き検討を続けていくことが求められる状況です。

1 目指すべき姿

「目指すべき姿」は、本基本方針を通じて実現を目指す、日野市の姿を指します。

第3期基本方針では、国・都の動向、日野市の重要課題を踏まえつつ、第1期・第2期基本方針を継承し、下記の通りの「目指すべき姿」を掲げます。

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域

2 成果指標と施策の構成

本基本方針における施策の評価は、具体的な成果指標とその目標を設定し、それらの目標達成状況を定期的に確認する方法で行いましたが、第2期基本方針では次のような課題がありました。

- 成果指標が毎年把握できないものが多く、施策・事業の効果測定が困難であり、個別の施策の進捗をより明確かつ根拠をもって測る指標の設定が望ましい。
- 全128事業・施策と多くの事業を推進してきており、直接的に貧困対策として位置付けるには困難な事業が一部にみられた。

そのため本基本方針では、「目指すべき姿」を実現するための方策を検討するに当たりロジックモデルを用いました。ロジックモデルとは、個別の施策と成果指標を論理的に関連付け、階層性をもって全体像を示す考え方です。

本基本方針では、ロジックモデルによって、貧困対策としての成果指標を全体的に再検討するとともに、成果指標と結び付けられる効果的な施策・事業を再度洗いなおすことで、「貧困対策に関する基本方針」として整合するよう、目標と施策の体系をより明確にしました。以上を踏まえて作成した本基本方針における目標と施策の構成は、次の通りとなります。

【本基本方針における施策と指標の構成】

最終目標 目指すべき姿「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域」	
5つの基本的な方向性の設定	成果指標の設定
方向性ごとの方針の設定	中間成果指標の設定
個別の施策の位置づけ	施策ごとの進捗管理指標の設定

【ロジックモデルによる施策検討の例 ※基本的な方向性1におけるロジックモデル】

※下線部が各段階における指標となります。なお、施策における進捗管理指標は一部抜粋したものです。「測定項目」は指標を具体的に測るためのアンケート調査における設問項目です。

子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組みます

成果
指標

自己肯定感が向上している

測定項目：自分にはよいところがあると思う子どもの割合の増加

中間
成果
指標

方針1 学びの理解促進と個別最適な支援環境の充実

学校の授業の理解が進んでいる

測定項目：学校の授業を理解している子どもの割合

測定項目：学校にいる時間が楽しいと思う子どもの割合

方針2 子どもたちの安心を支える環境、遊び・体験活動の充実による自己肯定感の向上と成長機会の創出

自分の将来について明るい希望がある

測定項目：自分には将来の夢や目標があると思う子どもの割合

測定項目：困ったことやいやなことがあったとき、自分のきもちをおちつかせることができる子どもの割合

施策

生活環境に
配慮した
学習支援

学習意欲の
経済的な面
からの支援

子どもたちの
心を支える
環境の充実

遊びや社会
体験、文化に
触れる学習の
提供

進捗
管理
指標

【進捗管理指標】
地域学校協働活
動の設置校数・活
動実施日数

【進捗管理指標】
受験生チャレンジ
支援貸付事業延
べ相談件数・延べ
申請件数

【進捗管理指標】
スクールソーシャ
ルワーカーの
配置率

【進捗管理指標】
子ども向け事業の
事業数・参加者
数・講座数

3 施策の体系

【目指すべき姿】

【基本的な方向性】

【方針】

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域

1

子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

成果指標

自己肯定感が向上している

- ・自分にはよいところがあると思う割合を増加させる（「とてもそう思う」「そう思う」と答えた割合）

(1) 学びの理解促進と個別最適な支援環境の充実

中間 成果指標

学校の授業の理解が進んでいる

- ・学校の授業を理解している割合を増加させる
- ・学校にいる時間が楽しいと思う割合を増加させる

(2) 子どもたちの安心を支える環境、遊び・体験活動の充実による自己肯定感の向上と成長機会の創出

中間 成果指標

自分の将来について明るい希望がある

- ・自分には将来の夢や目標があると思う割合を増加させる
- ・困ったことやいやなことがあったとき、自分のきもちをおちつかせることができるかの割合を増加させる

2

安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

成果指標

幸福感が向上している

- ・幸福度を増加させる（幸福感の平均点）

(1) 心身の健康を支える生活習慣づくり

中間 成果指標

子どもの健やかな育ちが確保されている

- ・基本生活習慣として歯磨きを毎日定期的に行っている割合の向上
- ・夏休みや冬休みなどの期間の昼食を「いつも食べる（週に5日）」割合の向上

(2) 子どもの権利が守られ、安心して過ごせる相談できる環境整備

中間 成果指標

心配ごとや悩みを相談できる人がいる

- ・自分の命が守られ安心して暮らしていると思う割合を増加させる
- ・困ったときは周りの人に相談している割合を増加させる

3

子育て世帯や若者の経済的な安定を図ります

成果指標

安心して暮らしている

- ・1か月の間に絶望的だと感じた割合を減少させる
- ・安心して暮らしていると思う若者の割合を増加させる

(1) 家庭の自立と子育てと生活を支える基盤の安定

中間 成果指標

就労面で安定した生活ができている

- ・現在の暮らしの状況について苦しいと感じる割合を減少させる

(2) 公的制度と支援サービスによる経済的負担の軽減

中間 成果指標

経済的に安定した生活ができている

- ・電気、ガス、水道料金の未払い経験があった割合を減少させる
- ・食料又は衣料が買えない経験があった割合を減少させる

4

子育て家庭への支援強化と生活の質の向上に取り組めます

成果指標

子育て環境に満足している

- ・子育てを楽しんでいる割合を増加させる

(1) 子育て力の向上と地域における支援の充実

中間 成果指標

子育てに不安や不満を感じることなく生活できている

- ・地域の人から見守られていると感じる割合を増加させる（「とても見守られている」「どちらかと言えば見守られている」と答えた割合）

(2) 子育てを支える生活環境の充実

中間 成果指標

必要な子育て支援を受け安心して生活ができている

- ・市における子育て環境や支援への満足度の割合を向上させる

5

効果的な情報発信や、支援ネットワークを強化し、子どもや子育て家庭が情報や支援につながるよう取り組みます

成果指標

支援を必要とする家庭に事業がつながる

- ・支援制度やサービス、施設の「利用の仕方がわからなかった」割合を減少させる（困窮層）
- ・子どもが支援事業を「利用したことがある」割合を増加させる（困窮層）

(1) 情報提供の充実

中間 成果指標

情報が行き届いている

- ・子どもの認知度を増加させる
- ・子育て支援事業の情報について、子ども家庭支援センター、児童館、子育てひろば、市のホームページや広報誌、子育てモバイルサービス、パンフレット等から入手している割合を増加させる

(2) 支援ネットワークを強化し、支援を要する子どもや家庭への状況に応じた対応

中間 成果指標

子ども分野で複合的課題を抱える世帯を包括的に支援している

- ・包括的な支援体制を活用した子どもに係るケース数

【施策】

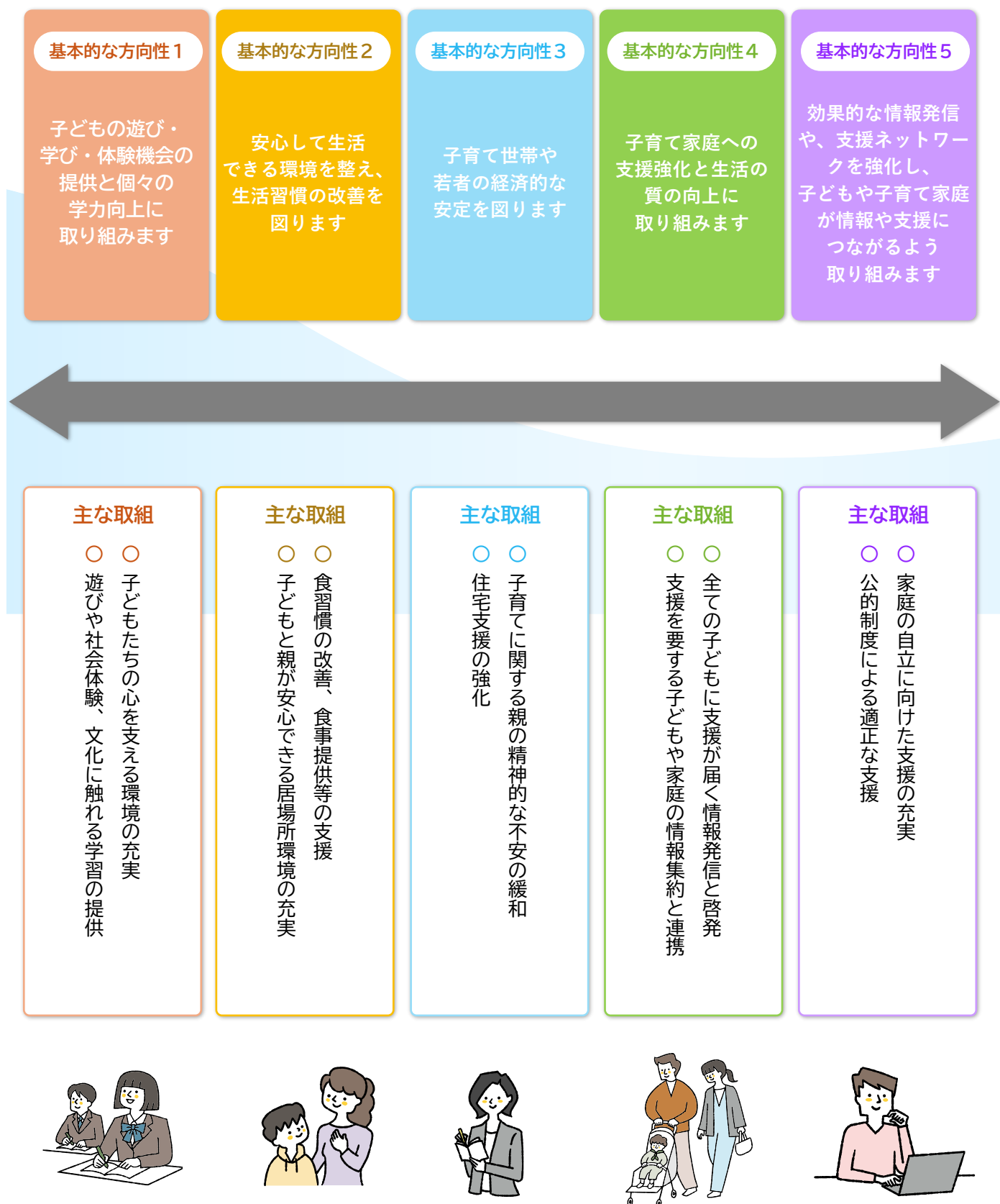
【進捗管理指標】

①生活環境に配慮した学習支援	地域学校協働活動の設置校数・活動実施日数／家庭訪問実施率／ほっとも参加者延べ件数
②学習意欲の経済的な面からの支援	受験生チャレンジ支援貸付事業延べ相談件数・延べ申請件数
①子どもたちの心を支える環境の充実	スクールソーシャルワーカーの配置率／コミュニティ・スクール学校運営協議会を設置した市立学校の数
②遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供	公民館の子ども向け事業の事業数・講座数／ふるさと文化財課の子ども向け事業の実施事業数・参加者数
①食習慣の改善、食事提供等の支援	市が把握している活動団体数／食育推進会議の開催回数
②健診結果等による気づきと情報共有による支援	乳幼児健診時にむし歯がある（かかりつけ歯科医を持っていない）子どもに対し歯科受診勧奨と受診確認をした人数
③生活の見守りや寄り添い、生活習慣等の把握	ファミリー・アテンダント事業「寄り添いアテンダント延べ訪問件数」
①子どもと親が安心できる居場所環境の充実	中高生世代スペース参加者数／「ほっとも」参加者延べ件数
②子どもと親の相談機能の充実	子ども・親向け相談件数／子ども家庭相談受理・対応件数
①家庭の自立に向けた支援の充実	女性しごと応援キャラバン参加者数／子育てしながら再就職を目指す方のためのPC講座参加者数／家計改善支援延べ件数／就労準備支援延べ件数
①公的制度による適正な支援	就学援助制度利用率（全児童生徒に対する認定者の割合）／生理用品無償配布数
①子育てに関する親の精神的な不安の緩和	親子関係形成支援事業参加者数／主任児童委員の配置率／子育て支援者養成講座延べ参加者数／ファミリー・サポート・センター事業延べ支援件数／乳幼児家庭訪問実施率／育児支援家庭訪問事業利用者数／プレママ＆乳幼児健康相談利用者数
①安心して子育てができる環境の整備	ショートステイ延べ利用者数／トワイライトステイ延べ利用者数／一時保育事業の延べ利用者数／保育施設待機児童数
②住宅支援の強化	日野市居住支援協議会開催回数／生活困窮世帯・ひとり親家庭等の相談者のうち転居等ができた割合
①全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発	子育てモバイルサービスアクセス数／貧困対策周知資料配布数／子ども条例関連イベント参加者数
①地域活動を通じた連携体制の強化	居場所づくりの情報を共有する団体数
②支援を要する子どもや家庭の情報集約と連携	ヤングケアラーネットワーク会議に参加する団体数／子どもオンブズパーソンの相談件数
③関係職員の気づきを促す研修の実施	貧困対策研修参加者数／包括的な支援体制の構築に関する研修の参加者数

本基本方針における施策は、貧困対策に対して多面的に取り組むため、貧困を未然に防ぐ「予防的取組」と、貧困状態に陥ってしまった市民を救済する「対処的取組」の双方にまたがって展開します。

【 予防的取組 】

【 対処的取組 】



4 基本的な方向性

「目指すべき姿」を実現するため、本基本方針では、5つの「基本的な方向性」を定めました。それぞれの基本的な方向性では、達成すべき成果目標とその達成度を測るための指標を設定し、指標の改善に向けて施策を推進していきます。

基準値は現時点の数値、目標値は本方針の計画期間最終年度（令和11年度）に目指す数値です。いずれも、アンケート調査の対象者ごとの数値の平均値を算出しています。

基本的な方向性1

子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

【成果指標と目標値】

成果指標 自己肯定感が向上している	基準値	目標値
自分にはよいところがあると思う割合を増加させる（「とてもそう思う」「そう思う」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5生・中学2年生・16～17歳）	79.30%	85.00%

子どもの貧困が学習理解や成長機会に及ぼす影響を最小化し、全ての子どもが将来に希望を持てる状態を実現することを目指します。成果指標として、「自己肯定感の向上」を設定しており、その実現に向けては、特に、学校の授業の理解度、および将来への明るい展望に寄与する環境づくりが重要と考えられることから、重点的に取り組んでいきます。

基本的な方向性2

安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

【成果指標と目標値】

成果指標 幸福感が向上している	基準値	目標値
幸福度を増加させる 「幸福感の平均点」※10段階評価 （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳）	7.90	8.50

子どもが日常生活の中で安心感を持ち、健やかな生活習慣を形成できる環境を整えることを目指します。成果指標として「幸福感の向上」を掲げ、特に、子どもの健やかな育ちと、悩み事等が相談できる安心感の確保に重点を置いて取組を進めていきます。

基本的な方向性 3

子育て世帯や若者の経済的な安定を図ります

【成果指標と目標値】

成果指標 安心して暮らしている	基準値	目標値
1か月の間に絶望的だと感じた割合を減少させる（「いつも」「たいてい」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳保護者調査）	4.26%	3.50%
安心して暮らしていると思う若者の割合を増加させる （令和5年度こども計画策定のためのニーズ調査 若者調査）	80.10%	85.00%

家庭の経済状況が子どもの生活や成長機会を制限しないよう、子育てと生活を支える基盤の安定など経済的な安定を図ることを目指します。成果指標には、保護者や若者が安心して暮らしていると感じる割合を設定し、子育て保護者の就労面での安定性の確保や経済的負担の軽減等に取り組みます。

基本的な方向性 4

子育て家庭への支援強化と生活の質の向上に取り組みます

【成果指標と目標値】

成果指標 子育て環境に満足している	基準値	目標値
子育てを楽しんでいると感じる割合を増加させる（「楽しいと感じることの方が多い」と答えた割合） （令和5年度こども計画策定のためのニーズ調査 就学前児童・小学校児童保護者調査）	67.15%	75.00%

子育て家庭が地域の中で安心して子育てを行い、生活の質を高められる環境を整備することを目指します。成果指標には「子育てを楽しんでいると感じる割合」を設定し、子育て力の育成や地域における支援の充実、また必要な子育て支援を実施する体制整備等に取り組みます。

基本的な方向性 5

効果的な情報発信や、支援ネットワークを強化し、子どもや子育て家庭が情報や支援につながるよう取り組みます

【成果指標と目標値】

成果指標 支援を必要とする家庭に事業が つながる	基準値	目標値
支援制度やサービス、施設の「利用の仕方がわからなかった」割合を減少させる（困窮層のみ） （令和7年度 子どもの生活実態調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳保護者調査）		
子育て短期支援事業（ショートステイ）	16.70%	10.00%
ファミリー・サポート・センター	12.50%	10.00%
子どもなんでも相談	12.10%	8.30%
子どもが支援事業を「利用したことがある」割合を増加させる（困窮層のみ） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生） ※みらいくは中学2年生のみ調査対象とする（小学生対象の「みらいく」を使った事業が 少なく小学生は利用する機会が少ないため）		
子どもなんでも相談	4.55%	12.50%
ヤングケアラー・コーディネーター	0.00%	2.00%
子どもオンブズパーソン	0.00%	2.00%
みらいく	18.80%	20.00%

支援制度や地域資源に関する情報を確実に届け、必要な家庭が適切な支援につながる仕組みを強化することを目指します。成果指標には「支援制度の利用割合」を設定し、情報提供の充実や行政・子育て関連事業者等のネットワークを強化することにより、子どもや子育て家庭が制度につながるができるよう、取り組みを進めていきます。

ここでは、施策体系に基づいて本市で実施する事業を方針ごとに記載します。表内に記載の事業は貧困対策として重点的に実施していく事業となります。表外に記載の「関連事業」は、本方針と関連性のある事業を記載しているものとなります。

1 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

(1) 学びの理解促進と個別最適な支援環境の充実

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 学校の授業の理解が進んでいる	基準値	目標値
学校の授業を理解している割合を増加させる（「いつもわかる」「だいたいわかる」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳）	82.96%	86.66%
学校にいる時間が楽しいと思う割合を増加させる（「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生）	89.35%	92.50%

放課後学習支援や家庭訪問などを通じて学習のつまづきを早期に解消するとともに、受験に関する補助などを実施することで学習意欲を経済的な面から支援します。また、地域学校協働活動などと連携することで通常の授業以外の面からも学習を支援し、学校で学ぶことが楽しいと感じる子どもたちを増やすよう努めていきます。

① 生活環境に配慮した学習支援

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
1111	子どもの学習・生活支援「ほっとも」	セーフティネットコールセンター	参加者延べ件数（維持）
1112	地域学校協働活動	教育指導課	設置校数（維持） 活動実施日数（維持）
1113	家庭訪問の実施	教育指導課	実施率（維持）

【関連事業】

教員の働き方改革推進事業（教育指導課）

モバイルWi-Fiルーター貸出（学校へ貸与）（教育指導課）

無料塾への補助（子どもの学習等支援活動補助金）（セーフティネットコールセンター）

図書館の可能な範囲での子どもの学習スペース等の提供（図書館）

就学・進学・転学相談（発達・教育支援課）

② 学習意欲の経済的な面からの支援

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
1121	受験生チャレンジ支援貸付事業	セーフティネットコールセンター	延べ相談件数（増加） 延べ申請件数（増加）

【関連事業】

生活保護教育扶助（生活福祉課）

Pick Up 無料塾

*****。

(2) 子どもたちの安心を支える環境、遊び・体験活動の充実による自己肯定感の向上と成長機会の創出

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 自分の将来について 明るい希望がある	基準値	目標値
自分には将来の夢や目標があると思う割合を増加させる（「とてもそう思う」「そう思う」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳）	65.16%	70.00%
困ったことやいやなことがあったとき、自分のきもちをおちつかせることができるかの割合を増加させる（「いつもできる」「ときどきできる」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳）	82.60%	85.00%

学校・地域・家庭が連携し、子どもたちの心に寄り添う支援体制を整えるとともに、遊びや社会体験、文化に触れる機会を広げることで、学びへの意欲と安心感を育みます。コミュニティ・スクールの運営や専門職の配置、外国人児童生徒や不登校児への支援、幼保小連携の推進などを通じて、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。また、地域の多様な主体と協働した体験活動や文化学習、市民親子野菜塾、移動教室・修学旅行の補助などにより、子どもたちが多様な経験を積み、学校で学ぶことの楽しさを実感できる環境づくりを進めていきます。

① 子どもたちの心を支える環境の充実

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
1211	コミュニティ・スクール運営事業	教育指導課	学校運営協議会を設置 した市立学校の数 (維持)
1212	スクールソーシャルワーカー(S S W)	発達・教育支援課	配置率(維持)

【関連事業】

学校教育基本構想の推進(教育指導課)

幼保小連携推進事業(学務課)

スクールカウンセラー(教育指導課)

専門指導事業(発達・教育支援課)

児童・生徒への通訳講師配置(教育指導課)

不登校対策及び不登校児童・生徒への支援(教育指導課)

児童相談所との連携(教育センター)

② 遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
1221	地域の多様な主体と子どもが交流する 機会の増大	生涯学習支援課 (中央公民館含む)	事業数・講座数 (維持)
1222	様々な体験を聞いたり、文化に触れる 場の提供	ふるさと文化財課	実施事業数・参加者数 (維持)

【関連事業】

地域の多様な主体と子どもが交流する機会の増大(子育て課)

様々な体験を聞いたり、文化に触れる場の提供(産業振興課・図書館・教育指導課・子育て課)

市民親子野菜塾(都市農業振興課)

移動教室及び修学旅行における旅費の補助(教育指導課)

2 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

(1) 心身の健康を支える生活習慣づくり

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 子どもの健やかな育ちが確保されている	基準値	目標値
基本生活習慣として歯磨きを毎日定期的 に実施している割合の向上（「1日2回以上 歯みがきをする」「1日1回歯みがきをする」 と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子 ども本人調査 小学5年生・中学2年生・16 ～17歳）	96.30%	100%
夏休みや冬休みなどの期間の昼食を「いつも 食べる（週に5日）」割合の向上 （令和7年度 子どもの生活実態調査 子 ども本人調査 小学5年生・中学2年生）	89.90%	92.50%

食習慣の改善や食事提供の支援、健診結果を活用した気づきと情報共有による支援、そして生活習慣の定期的な把握を通じて、子どもたちの健康的な成長を総合的に支えていきます。食育推進会議や子ども食堂支援、フードパントリーによる食料配布などにより、家庭環境に左右されず必要な食の支援が届く体制を整えます。また、新生児や乳児家庭への訪問や乳幼児健診、歯科健診の結果を関係機関と共有し、受診勧奨等を行うことで、早期の気づきと適切な支援を実現します。さらに、体力・運動習慣調査などを通じて、子どもたちの生活習慣を継続的に把握し、健康づくりに向けた支援を充実させていきます。

① 食習慣の改善、食事提供等の支援

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
2111	食育推進会議の開催	健康課	食育推進会議の 開催回数（維持）
2112	子ども食堂への支援	子育て課	市が把握している 活動団体数（維持）

【関連事業】

食育事業の実施（子育て課）

公民栄養士会（保育課）

「給食だより」等による情報発信（学務課）

日野市フードパントリー活動補助金（セーフティネットコールセンター）

児童館での食料配布（子育て課）

② 健診結果等による気づきと情報共有による支援

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
2121	乳幼児歯科健診結果の情報活用	健康課	乳幼児健診時にむし歯がある（かかりつけ歯科医を持っていない）子どもに対し歯科受診勧奨と受診確認をした人数（維持）

【関連事業】

歯科健診の実施及び配慮を要する児童・生徒への支援機関の情報提供（学務課）
 新生児・乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診結果の情報共有（子ども家庭支援センター）

③ 生活の見守りや寄り添い、生活習慣等の定期的な把握

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
2131	ファミリー・アテンダント事業	福祉政策課 子ども家庭支援センター	寄り添いアテンダント 延べ訪問件数（維持）

【関連事業】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（教育指導課）

(2) 子どもの権利が守られ、安心して過ごせる相談できる環境整備

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 心配ごとや悩みを相談できる人がいる	基準値	目標値
自分の命が守られ安心して暮らしていると思う割合を増加させる（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳）	95.60%	100%
困ったときは周りの人に相談している割合を増加させる（「いつもする」「たいていする」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳）	56.60%	60.00%

子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりと、気軽に相談できる体制の充実を通じて、家庭や学校だけでは支えきれない不安や孤立を早期に受け止める環境を整えていきます。学習・生活支援拠点や中高生世代スペースなど、多様な居場所を確保し、子どもたちが地域の中で安心して過ごせる機会を広げます。また、ひきこもり支援や市民活動の後押し、学童クラブや放課後子ども教室の充実など、家庭状況に応じた支援も進めます。さらに、「子どもなんでも相談」をはじめとする総合相談窓口や虐待相談、こころの電話相談、多言語相談、女性相談などを整備し、子どもと親が抱える悩みを早期に把握し、必要な支援につなげる体制を強化します。

① 子どもと親が安心できる居場所環境の充実

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
2211	（再掲） 子どもの学習・生活支援「ほっとも」	セーフティネットコールセンター	参加者延べ件数（維持）
2212	中高生世代スペース事業	子ども家庭支援センター	参加者数（維持）

【関連事業】

たきあいあい・みらいと高幡（セーフティネットコールセンター）
 ひきこもりU×女子会（セーフティネットコールセンター）
 児童館事業及び児童館での中・高生向け事業等（子育て課）
 子どもの居場所としての公園整備（遊具の充実、街灯設置）（緑と清流課）
 市内でプレーパークを開催する団体への活動支援（子育て課）
 市民活動支援事業（地域協働課）
 学童クラブ育成時間の拡大（子育て課）
 放課後子ども教室ひのっち（子育て課）

② 子どもと親の相談機能の充実

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
2221	『子ども包括支援センターにおける「総合相談窓口：子どもなんでも相談」』の設置	子ども家庭支援センター	子ども・親向け 相談件数（維持）
2222	子ども家庭総合相談・子育て相談・ 子どもの虐待相談	子ども家庭支援センター	子ども家庭相談受理・ 対応件数（維持）

【関連事業】

子どものこころ電話相談（発達・教育支援課）
 多言語による情報提供及び相談体制の充実（平和と人権課）
 女性相談（平和と人権課）

3 子育て世帯や若者の経済的な安定を図ります

(1) 家庭の自立と子育てと生活を支える基盤の安定

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 就労面で安定した生活 ができています	基準値	目標値
現在の暮らしの状況について苦しいと感じる割合を減少させる（「やや苦しい」「大変苦しい」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳保護者調査）	27.40%	25.00%

家庭の自立に向けた支援を充実させることで、子どもと親が安定した生活基盤を築けるよう、多面的なサポートを進めていきます。再就職を目指す保護者への講座や就労相談、若者への就労支援、家計改善支援、ひきこもり支援など、状況に応じた支援を切れ目なく提供します。また、養育費の確保支援や弁護士との連携、母子・父子家庭への給付金や貸付制度、母子生活支援施設の活用など、ひとり親家庭が直面する課題に寄り添いながら、自立に向けた取り組みを後押しします。さらに、生活保護制度における就労支援や男女平等な雇用環境づくりの啓発など、社会全体で家庭の自立を支える仕組みづくりを進めていきます。

① 家庭の自立に向けた支援の充実

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
3111	女性しごと応援キャラバン （しごとセンター多摩共催）	平和と人権課	参加者数（維持）
3112	子育てしながら再就職を目指す方のための PC講座 （ハローワークマザーズコーナー共催）	平和と人権課	参加者数（維持）
3113	家計改善支援事業	セーフティネットコールセンター 生活福祉課	支援延べ件数（維持）
3114	就労準備支援事業	セーフティネットコールセンター 生活福祉課	支援延べ件数（維持）

【関連事業】

八王子・日野しごとと子育て両立支援面接会（ハローワーク八王子・八王子市共催）
（平和と人権課）

ひきこもりセミナー（セーフティネットコールセンター）

弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調整等の支援強化（市長公室）

ひとり親家庭養育費確保サポート事業（セーフティネットコールセンター）

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金・母子家庭及び父子家庭等自立支援教育
訓練給付金（セーフティネットコールセンター）

ひとり親支援セミナーの充実（セーフティネットコールセンター）

養育困難者のセーフティネットとしての母子生活支援施設の活用
（セーフティネットコールセンター）

若者に対する就労支援員の活用、就労支援の強化（障害福祉課・産業振興課）

ハローワーク八王子の支援員による巡回相談（原則毎週木曜日の午後）
（セーフティネットコールセンター）

母子・父子自立支援員の相談体制の充実（セーフティネットコールセンター）

母子・父子自立支援プログラムによる自立に向けた支援の実施
（セーフティネットコールセンター）

母子及び父子・女性福祉資金の貸付（セーフティネットコールセンター）

雇用における男女平等推進のための情報提供・啓発（平和と人権課・産業振興課）

雇用及び就労に関する支援制度や施設等の情報提供
（セーフティネットコールセンター・産業振興課）

生活保護受給者への就労支援員による就労支援の実施（生活福祉課）

Pick Up 養育費確保サポート事業

*****。

(2) 公的制度と支援サービスによる経済的負担の軽減

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 経済的に安定した生活 ができている	基準値	目標値
電気、ガス、水道料金の未払い経験があった割合を減少させる（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた割合） （令和7年度 子どもの生活実態調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳保護者調査）	電気1.60% ガス1.43% 水道1.66%	電気1.10% ガス1.00% 水道1.16%
食料又は衣料が買えない経験があった割合を減少させる （令和7年度 子どもの生活実態調査 小学5年生・中学2年生・16～17歳保護者調査）	食料11.30% 衣料16.90%	食料6.66% 衣料11.66%

公的制度を通じて必要な支援を確実に届けることで、子どもと家庭の生活基盤を安定させ、自立に向けた環境づくりを進めていきます。生理用品の無料配布や認可外保育施設への補助、生活保護制度における自立支援プログラムなど、生活上の困難に直面する家庭に対して、必要な支援が途切れず届くよう取り組みます。さらに、下水道使用料やごみ袋購入費、駐輪場使用料の減免など、日常生活に密着した支援も行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

① 公的制度による適正な支援

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
3211	就学援助制度	庶務課	利用率（全児童生徒に対する認定者の割合） （維持）
3212	生理用品の無料配布と全市立小中学校の トイレに生理用品を配備	セーフティネットコールセンター 庶務課	配布数（維持）

【関連事業】

生活保護の適正な捕捉による生活支援の強化（進学、就労に向けた自立支援プログラムの推進）（生活福祉課）

子どもの医療費助成制度事業（子育て課）

子育て世帯への各種手当等の支給（子育て課）

生活保護受給中の高校生の就労収入認定の特例（生活福祉課）

4 子育て家庭への支援強化と生活の質の向上に取り組みます

(1) 子育て力の向上と地域における支援の充実

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 子育てに不安や不満を感じることなく生活できている	基準値	目標値
地域の人から見守られていると感じる割合を増加させる（「とても見守られている」「どちらかと言えば見守られている」と答えた割合） （令和5年度こども計画策定のためのニーズ調査 就学前児童・小学校児童保護者調査）	39.30%	45.00%

子育てに関する親の精神的な不安を和らげるため、妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添う支援体制を整えていきます。親子関係形成支援や新生児訪問・乳児家庭全戸訪問、産後ケア、産婦人科・小児科オンライン健康相談、離乳食講座など、日々の不安に寄り添う支援を充実させ、安心して子育てに向き合える環境をつくります。また、子育てパートナー事業やファミリー・サポート・センター、民生委員・児童委員との連携により、地域全体で子育てを支える仕組みを強化します。さらに、DV・性暴力被害者支援や専門指導事業、保護者向け講座の実施など、家庭内外の不安や困難に対しても適切に対応し、親が安心して子どもと向き合える環境づくりを進めていきます。

① 子育てに関する親の精神的な不安の緩和

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 （最終年度目標）
4111	親子関係形成支援事業	子ども家庭支援センター	参加者数（維持）
4112	民生委員・児童委員の活動支援及び行政との連携	福祉政策課	主任児童委員の配置率（維持）
4113	子育てパートナー事業	子ども家庭支援センター	子育て支援者養成講座参加者数（維持）
4114	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター	延べ支援件数（維持）
4115	新生児訪問・乳児家庭全戸訪問	子ども家庭支援センター	実施率（維持）
4116	プレママ（妊婦）＆乳幼児健康相談事業	子ども家庭支援センター	利用者数（維持）
4117	育児支援家庭訪問事業	子ども家庭支援センター	利用者数（維持）

【関連事業】

基本的な生活習慣や社会的ルールを学べる講座等の実施と充実（保護者対象）
（生涯学習支援課(中央公民館含む)）
産後ケア（子ども家庭支援センター）
産婦人科・小児科オンライン健康相談（子ども家庭支援センター）
離乳食講座（健康課）
DV等被害者の自立への支援及びDV・性暴力・性犯罪・ハラスメント等未然防止のための取組の充実（平和と人権課）
専門指導事業（発達・教育支援課）

（２）子育てを支える生活環境の充実

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 必要な子育て支援を受け安心して生活ができている	基準値	目標値
日野市における子育て環境や支援への満足度の割合を向上させる「平均点」※５段階評価 （令和５年度こども計画策定のためのニーズ調査 就学前児童・小学校児童保護者調査）	3.05	3.35

安心して子育てができる環境を整えるため、家庭の状況に応じて利用できる多様な支援を充実させていきます。ショートステイやトワイライトステイ、一時保育、子どもの一時預かりなど、保護者の急な用事や負担軽減に対応できる仕組みを整備するとともに、待機児童解消や多様なニーズに応じた保育施設整備を進め、誰もが安心して子育てと仕事を両立できる環境を目指します。また、ひとり親家庭への配慮やホームヘルプサービス、駅前の子育て応援施設など、日常的に頼れる支援も強化します。

さらに、住宅支援の充実を図ることで、生活基盤の安定を支える取り組みも進めます。居住支援協議会による相談体制や住宅セーフティネットの活用、離婚直後のひとり親への住宅支援など、住まいに関する不安を抱える家庭に寄り添い、安心して生活を再建できる環境づくりを支援します。

① 安心して子育てができる環境の整備

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
4211	ショートステイ事業	子ども家庭支援センター	延べ利用者数（維持）
4212	トワイライトステイ事業	子ども家庭支援センター	延べ利用者数（維持）
4213	一時保育事業（一般型）	子ども家庭支援センター	延べ利用者数（維持）
4214	「ひのっ子若者みらいプラン」に基づく 待機児童解消、多様なニーズへの対応に 向けた保育施設整備の実施	保育課	待機児童数（減少）

【関連事業】

ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供等（平和と人権課・産業振興課）
 子どもの一時預かり（発達・教育支援課）
 保育所入所のひとり親への配慮（保育課）
 駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」（子育て課）
 ひとり親家庭ホームヘルプサービスによる支援（子育て課）

② 住宅支援の強化

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
4221	あんしん住まいる日野（日野市居住支援 協議会・住宅セーフティネット相談事業）	都市計画課	協議会開催回数 生活困窮世帯・ひとり 親家庭等の相談者のう ち転居等ができた割合 （維持）

【関連事業】

離婚直後等のひとり親への住宅支援（セーフティネットコールセンター・財産管理課）

5 効果的な情報発信や、支援ネットワークを強化し、子どもや子育て家庭が情報や支援につながるよう取り組みます

(1) 情報提供の充実

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 情報が行き届いている	基準値	目標値
子どもの認知度を増加させる（「知らないが今後利用してみたいと思う」「知らないし今後利用してみたいと思わない」を減らす） （令和7年度 子どもの生活実態調査 子ども本人調査 小学5年生・中学2年生） ※みらいくは中学2年生のみ調査対象とする（小学生対象の「みらいく」を使った事業が少なく小学生は利用する機会が少ないため）		
子どもなんでも相談	58.50%	55.00%
ヤングケアラー・コーディネーター	82.30%	75.00%
子どもオンブズパーソン	89.50%	85.00%
みらいく	75.30%	70.00%
子育て支援事業の情報について、子ども家庭支援センター、児童館、子育てひろば、市のホームページや広報誌、子育てモバイルサービス、パンフレット等から入手している割合を増加させる （令和5年度こども計画策定のためのニーズ調査 就学前児童・小学校児童保護者調査）		
子ども家庭支援センター、児童館、子育てひろば	32.85%	37.50%
市のホームページや広報誌、子育てモバイルサービス、パンフレット等	58.60%	62.50%

全ての子どもに必要な支援が確実に届くよう、情報発信と啓発の取り組みを強化していきます。学校や地域施設を通じた支援情報の提供や、子育てモバイルサービスによるオンライン発信など、多様な手段を活用して、家庭の状況に関わらず必要な情報にアクセスできる環境を整えます。また、子ども条例の啓発やデートDV出張講座、受験生チャレンジ支援貸付事業の案内など、子どもと家庭が直面する課題に応じた情報を分かりやすく届けることで、早期の気づきと支援につながる機会を広げます。こうした取り組みを通じて、全ての子どもが安心して成長できる地域づくりを進めていきます。

① 全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
5111	貧困に対する支援情報等を学校や各種施設等を通じて、全ての子どもへ提供	セーフティネットコールセンター	配布数（増加）
5112	子育てモバイルサービス	子ども家庭支援センター	アクセス数（維持）
5113	子ども条例啓発事業	子育て課	子ども条例関連イベント参加者数（増加）

【関連事業】

中学校全8校へのデートDV出張講座（平和と人権課）

受験生チャレンジ支援貸付事業のリーフレット配布（セーフティネットコールセンター）

子育て情報の発信（子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター）

(2) 支援ネットワークを強化し、支援を要する子どもや家庭への状況に応じた対応

【中間成果指標と目標値】

中間成果指標 子ども分野で複合的課題を抱える世帯を包括的に支援している	基準値	目標値
包括的な支援体制を活用した子どもに係るケース数	0	5

地域活動を通じて子どもと家庭を支えるため、関係団体・地域住民・行政が連携し、支援が途切れない体制づくりを進めていきます。子どもの居場所づくりに取り組む団体同士の情報共有や、地域住民主体の居場所事業など、地域の力を生かした支援を広げることで、子どもと家庭が身近な場所ですなかりを得られる環境を整えます。また、支援を要する子どもや家庭の情報を適切に集約し、関係機関が連携して対応できる仕組みを強化します。ヤングケアラー支援や子どもオンブズパーソンの周知、要保護児童対策地域協議会での情報共有、納税相談からの支援機関へのつなぎなど、多様な窓口が連携し、困難を抱える家庭を早期に支援へとつなげます。さらに、包括的な支援体制の構築やスーパービジョンなど、専門性を高める取り組みも進めます。加えて、職員の気づきを促す研修を実施し、支援の質を高めていきます。

① 地域活動を通じた連携体制の強化

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
5211	子どもの居場所づくりに関心のある団体等が連携し、情報を共有する場づくり	子育て課	居場所づくりの情報を共有する団体数 (維持)

【関連事業】

地域住民主体の子どものための居場所事業（生涯学習支援課(中央公民館含む)）

子育てサークル・子育て支援グループへの支援（子ども家庭支援センター）

② 支援を要する子どもや家庭の情報集約と連携

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
5221	ヤングケアラー支援	福祉政策課	ヤングケアラーネットワーク会議に参加する団体数(増加)
5222	子どもオンブズパーソン	福祉政策課	相談件数（増加）

【関連事業】

困難をかかえる家庭、子どもに関する情報共有、連携及び支援へのつなぎ（関係各課）

日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）（子ども家庭支援センター）

市民税等の納税相談（納税課）

養育家庭啓発活動（子ども家庭支援センター）

スーパービジョン（子ども家庭支援センター）

包括的な支援体制の構築（福祉政策課・セーフティネットコールセンター）

③ 関係職員の気づきを促す研修の実施

No.	事業・施策	担当課	進捗管理指標 (最終年度目標)
5231	子どもの貧困に関する職員研修	セーフティネットコールセンター 職員課	参加者数（増加）
5232	包括的な支援体制の構築に関する職員研修	福祉政策課	参加者数（増加）

【関連事業】

配偶者暴力被害者支援担当者研修会、連絡会の実施（平和と人権課）

教職員等研修事業（教育指導課）

1 基本方針の推進体制

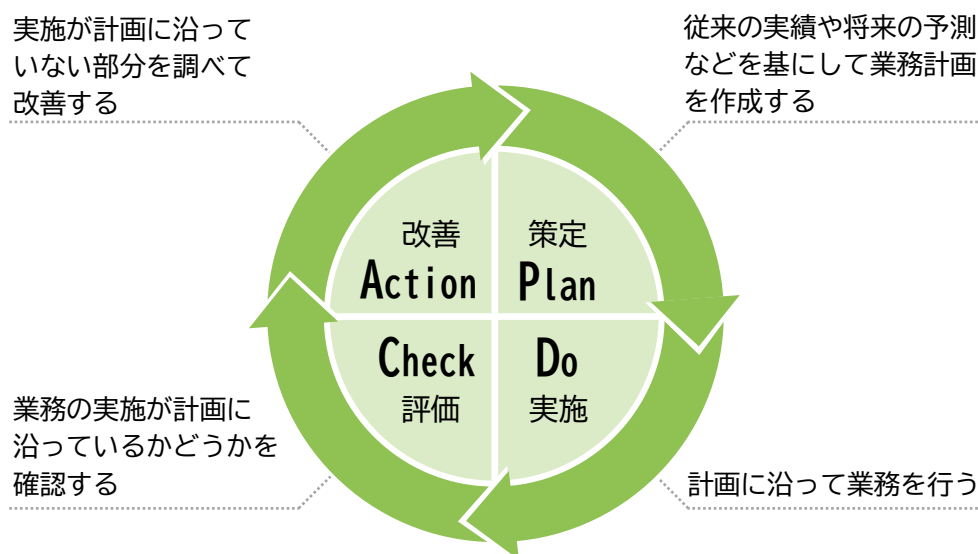
子どもの貧困は、関連する分野が広範多岐にわたるため、庁内各課が情報を共有し、市全体で取り組まなければならない大きな課題です。子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、庁内の関係各課で構成される「日野市子どもの貧困対策庁内連絡会」を定期的開催し、事業の実施にあたっては、関係各課をはじめ庁内全体で十分な情報共有を図ります。さらに、貧困世帯にいち早く気づき、適切な部署につなげていくための連携体制を強化していきます。

2 進行管理

本基本方針の進捗状況の管理・評価については、学識者、公募市民、子どもの貧困対策に関する活動を行っている有識者等、様々な分野の関係者で構成される「日野市子どもの貧困対策推進委員会」において、事業の進行管理等を行っていきます。具体的な進行管理の方法については、PDCAサイクルにより、本基本方針で定める目標及び指標に基づく施策・事業の達成度を定期的に測ることで実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

また、本基本方針全体については、各事業に対する検証、評価を行った結果や、法律、大綱の見直し状況など国等の動向も踏まえて、見直しを検討していきます。

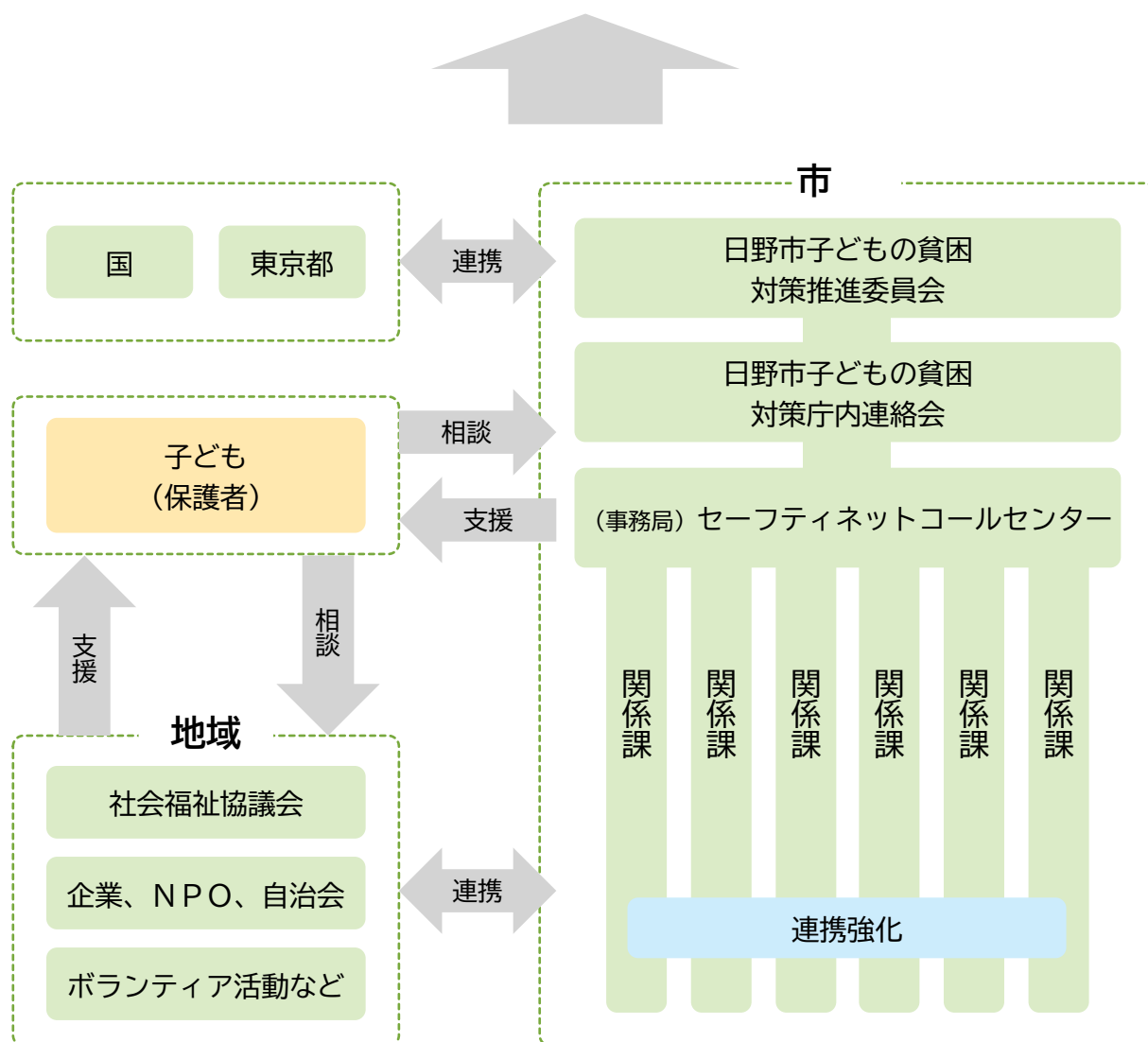
PDCAサイクルのイメージ



3 関係団体等との連携

子どもの貧困は、行政だけでなく企業、NPO、自治会などの関係団体およびその他地域活動による支援も欠かせないため、それらとの連携を十分に図っていきます。

全ての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける地域



資料編

(1) 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定経過

基本方針の見直し経過（第3期基本方針）

項目	年 月 日	主な内容
令和7年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会	令和7年 6月25日(水)	・「日野市子どもの生活実態調査」の調査概要について
児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート	8月1日(金) ～8月31日(日)	・市の相談窓口で「児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート」を実施
令和7年度 第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会	8月22日(金)	・「日野市子どもの生活実態調査」の調査について ・子ども・若者の意見等聴取案及び関連団体への活動内容等調査について
日野市子どもの生活実態調査	9月22日(月) ～10月24日(金)	・日野市に住居登録している全ての小学校5年生、中学校2年生、16～17歳（高校2年生学年相当）とその保護者を対象にした「日野市子どもの生活実態調査」を実施
児童館等施設における子どもの意見聴取	10月15日(水) 10月22日(水)	・児童館(2か所)及び子ども関連施設(2か所)にて子どもたちへ直接インタビュー形式での意見聴取を実施
日野市低所得率推計調査	10月21日(火) ～令和8年 1月31日(土)	・日野市の住民基本台帳、住民税、社会保障給付データの匿名化されたデータを用いて、子どもの貧困率を推計
学校・園及び関係団体への活動内容等調査	令和7年 11月4日(火) ～11月14日(金)	・市内小中学校、幼稚園、保育園及び関係団体への活動内容調査を実施 ・一部団体は追加でヒアリングを実施
令和7年度 第3回 日野市子どもの貧困対策推進委員会	12月22日(月)	・次期方針策定に向けた各種調査結果等の報告 ・次期方針骨子案について
地域共創プラットフォームによる調査	令和8年 1月13日(火) ～1月31日(土)	・地域共創プラットフォームを用いて、オンライン上でのアンケート調査を実施
令和7年度 第4回 日野市子どもの貧困対策推進委員会	令和8年 3月2日(月)	・次期方針策定に向けた「日野市子どもの生活実態調査」「日野市子どもの貧困率」等調査結果報告について ・次期方針に位置づける体系案・指標及び事業について

項目	年 月 日	主な内容
令和8年度 第1回 日野市 子どもの貧困対策推進委員会	5月20日(水)	・次期方針策定に向けた各種調査報告書について ・次期方針素案について
パブリックコメント (子ども対象)	8月25日(火)	・メタバース空間上で、基本方針の子ども向け概要版について子どもたちとの意見交換
令和8年度 第2回 日野市 子どもの貧困対策推進委員会	8月6日(木)	・次期方針策素案について ・次期方針パブリックコメントについて
児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート	8月1日(土) ～8月31日(月)	・市の相談窓口で「児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート」を実施
パブリックコメント	9月1日(火) ～9月30日(水)	・市民からの意見募集
令和8年度 第3回 日野市 子どもの貧困対策推進委員会	11月17日(火)	・
令和8年度 第4回 日野市 子どもの貧困対策推進委員会	月 日 ()	・

(2) 日野市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿

令和9年〇月〇日時点

選出区分	所属	氏名（敬称略）
学識経験者 （2名）	明星大学 心理学部 教授	福田 憲明 （委員長）
	東京都立大学 非常勤講師	小田川 華子 （副委員長）
公募市民 （3名）	市民委員	平田 康代
	市民委員	星野 美智代
	市民委員	藤浪 里佳
子どもの貧困対策に関する 活動を行っている者 （2名）	ほっとも高幡 管理者	阿部 智子
	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 東京都七生福祉園 園長	野村 泰 洋
日野市民生・児童委員 協議会の代表者 （1名）	北部地区会長	長田 とめ
小中学校の代表者 （2名）	市立日野第一中学校 校長	和田 栄治
	市立日野第七小学校 校長	佐藤 雅彦
日野市職員 （3名）	子ども部長	村田 幹生
	教育部長	中田 秀幸
	健康福祉部長	萩原 美和子

事務局	健康福祉部セーフティネットコールセンター センター長	松田 渉
	健康福祉部セーフティネットコールセンター 副主幹 セーフティネット係長事務取扱	地下 有可里
	健康福祉部セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 係長	鈴木 秀美
	健康福祉部セーフティネットコールセンター 自立支援係 係長	佐藤 和典
	健康福祉部セーフティネットコールセンター セーフティネット係 主任	青木 勉
	健康福祉部セーフティネットコールセンター セーフティネット係 主事	市川 巧真

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律・大綱のポイント

(1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 基本的施策(第九条—第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施することどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案し

て、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 こどもの貧困の実態

二 こどもの貧困に関する指標

三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方

四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方

五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という。)第八条第一項の規定により定められた同項の大綱は、この法律の施行後は、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(次項及び次条において「新法」という。)第九条第一項の規定により定められた同項の大綱とみなす。

2 旧法第九条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画(変更があったときは、その変更後のもの)又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画(変更があったときは、その変更後のもの)は、この法律の施行後は、それぞれ新法第十条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(2) こども大綱の概要

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

2

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

5

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）

○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）

○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）

○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）

○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）

○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

4

こども大綱における目標・指標

別紙１に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙２に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会	目標（別紙１）	（目標値）	指標（別紙２）
	「こどもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合 ・こどもの貧困率 ・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数 ・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率 ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発生件数 ・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率 ・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定こども数 ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率 ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率
	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	
	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	
	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	
	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	
	「どこかに助けてくれる人がある」と思うこども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%	
	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	70%	
	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	
	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	
	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	
	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	
	「こどもの世話や看病について頼れる人がある」と思う子育て当事者の割合	90%	